

# 尾鷲市高齢者保健福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

令和6年3月

尾 鷲 市



## ごあいさつ

本市における高齢化率は、昨年末で45.8%（住民基本台帳）と国や県を大きく上回り、今後も人口減少とともに、高齢化率の上昇、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれます。



このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、生活支援を始めとする地域の助け合いをより一層充実させることが重要となってまいります。

このことから、本市はこれまで、住民の皆さまと様々な協議を重ねながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めてまいりました。

その結果、ボランティアを養成する講座等を通じて、新たな住民同士の助け合いの仕組みが生まれ、現在、買い物やごみ出しなどの生活支援が市内各地域で広がりつつあります。また、周辺地区を対象とした買い物支援バスの運行や認知症カフェの運営についても、住民ボランティアの皆さまの協力を得ながら進めているところでございます。

今後も、こうした住民同士の支え合いの活動を促進するとともに、民間事業者との協働も踏まえ、介護予防を目的とした高齢者の通いの場の充実や認知症施策の推進などを図ってまいります。また、地域医療と介護の連携体制の強化なども併せ、高齢者の在宅生活を支える体制の充実に努め、本市に相応しい地域包括ケアシステムをより一層深化・推進してまいります。

なお、本計画の基本理念「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」を実現させるためには、行政による取り組みだけではなく、市民の皆さまや各種関係団体との連携・協働が不可欠なものとなります。今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会の委員の方々並びに、貴重なご意見を頂戴いたしました市民の皆さま、関係者の皆さまに深く御礼申し上げます。

令和6年3月

尾鷲市長 加藤 千速



# 目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の法的位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の策定体制	3
第2章	本市の高齢者の状況	4
1.	高齢者人口等の状況	4
(1)	高齢者人口・高齢化の状況	4
(2)	世帯の状況	8
(3)	介護保険 要支援・要介護認定者の状況	10
2.	高齢者の状況からみえる本市の現状と課題	12
第3章	アンケート調査結果等の概要	13
1.	各種アンケート調査結果の概要	13
(1)	調査の概要	13
(2)	調査対象及び回収率等	13
(3)	一般高齢者アンケート調査結果	14
(4)	介護者アンケート調査結果	24
(5)	介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート調査結果	28
(6)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（紀北広域連合が実施）	30
2.	計画策定のための意見交換会結果	35
(1)	意見交換会の概要	35
(2)	主な意見等	35
3.	アンケート調査結果等からみえる本市の課題	37
第4章	計画の基本理念と施策目標	39
1.	計画の基本理念	39
2.	施策目標	41
3.	施策体系	42
第5章	高齢者福祉施策の展開	43
1.	地域包括ケアシステム推進のための基盤の整備	43
(1)	地域包括支援センター機能の充実	43
(2)	相談支援体制の充実	45
(3)	地域福祉活動の推進	46
2.	生活支援サービスの充実	47
(1)	生活支援・介護予防サービスの充実	47
(2)	介護者への支援	51
(3)	移動手段の確保など外出支援の充実	52
3.	健康づくりと介護予防の推進	53
(1)	健康づくりの推進	53
(2)	生活習慣病の重症化予防	54
(3)	介護予防の推進（通いの場の拡充）	55

4. 高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援	60
(1) 生涯学習・スポーツ活動の推進	60
(2) 老人クラブ活動・ボランティア活動の推進	61
(3) 就労への支援	62
5. 認知症施策・権利擁護の充実	64
(1) 認知症施策の推進	64
(2) 高齢者の権利擁護の充実	68
6. 医療と介護の連携体制の構築	69
(1) 医療と介護の連携強化	69
7. 安全・安心な生活環境の確保	71
(1) 災害時における避難誘導體制の確立	71
(2) 防犯対策・消費生活対策の推進	72
(3) 交通安全対策・防火対策の推進	73
(4) 住まいの場の確保	74
第6章 計画の推進	76
1. 推進体制について	76
2. 計画の評価と進行管理	76
3. 計画の周知	76
第7章 介護保険事業の推進	77
1. 基本理念と基本目標	78
2. 日常生活圏域の設定	80
3. 高齢者人口・要介護認定者の見込み（紀北広域全体）	81
4. 介護保険サービスの見込み（紀北広域全体）	83
5. 地域支援事業の見込み（紀北広域全体）	92
第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画	94
資料編	104
1. 計画策定について	104
(1) 尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱	104
(2) 尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿	105
2. 用語解説	106
3. 事業所一覧（紀北広域管内）	110

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

総務省が公表した人口推計によると、わが国の全人口に占める65歳以上の割合は、令和4（2022）年10月1日現在で29.0%と過去最高になりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によれば、令和7（2025）年には29.6%、令和22（2040）年には34.8%になると推計されています。このような高齢化に加え、現役世代の急減という新たな局面を迎え、社会の活力維持向上が課題となってきます。

国・県を大きく上回って高齢化が進展している本市においても、人口減少の一方で、支援を必要とする人が多くなる75歳以上の後期高齢者の割合が高くなっており、令和4年9月末現在の65歳以上の割合が45.3%、75歳以上の後期高齢者の割合は26.9%で、今後もこの状況が続くと見込まれています。

このような状況の中、国においては、令和2年5月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市の包括的な支援体制の整備、地域の特性に応じた認知症施策などが示され、さらに、令和5年6月には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立しました。

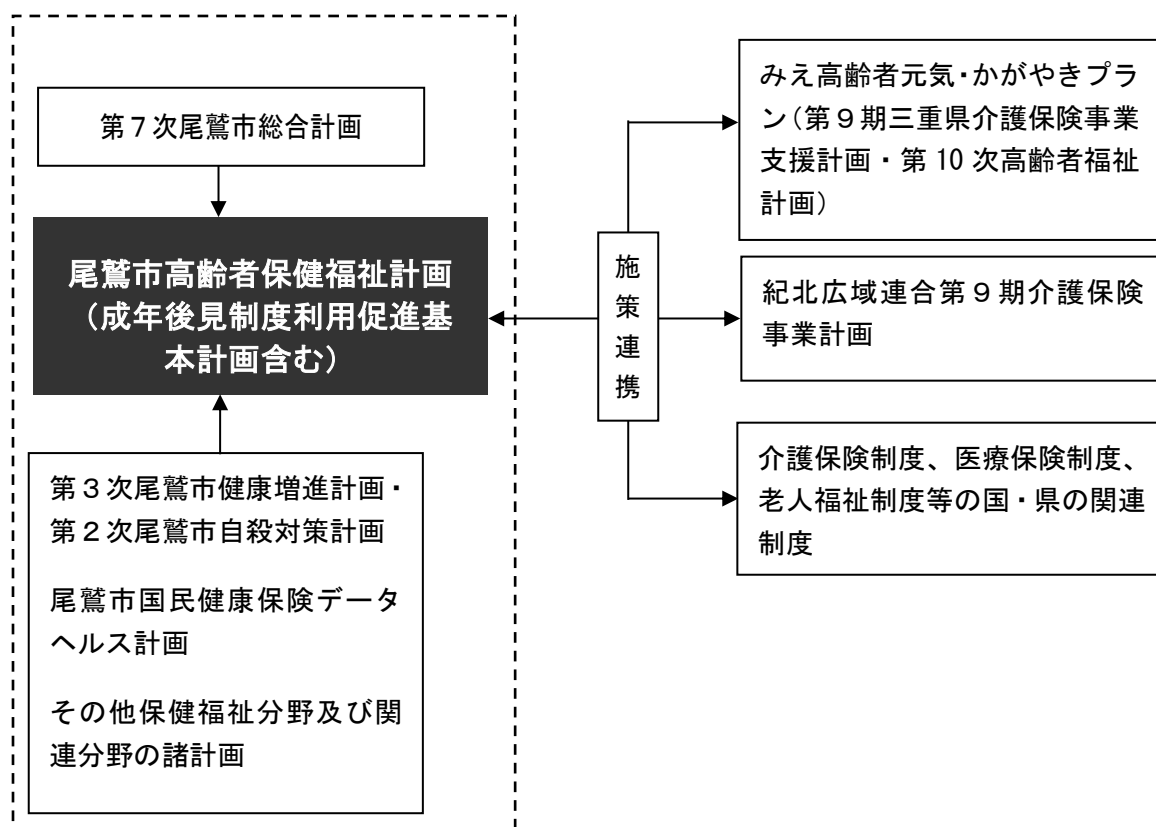
高齢化率の上昇や認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が抱える課題が複雑化・複合化しており、多様な課題を解決するためには、福祉に関する様々な施策と連携を図ることが重要であり、地域住民が支え合いながら自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが求められているため、その中核的な基盤となり得る「地域包括ケアシステム」をより一層深化・推進していくことが重要となっています。

こうした動向を踏まえ、前計画の理念や方向性を継承しながら、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき姿を総合的かつ体系的に整理するとともに、現在の高齢者福祉サービスのさらなる充実と、新たな課題やニーズに対応できる体制の構築など、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的として、「尾鷲市高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定（老人福祉計画）に基づき策定します。このため、介護保険法第 117 条による規定（介護保険事業計画）に基づき紀北広域連合（尾鷲市・紀北町）が策定する第 9 期介護保険事業計画との一体性を保ちます。ほかに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」についても本計画の中に位置づけます。

また、市の最上位計画に位置づけられる「第 7 次尾鷲市総合計画（基本構想：令和 4 年度から令和 13 年度、前期基本計画：令和 4 年度から令和 8 年度）」をはじめ、「尾鷲市健康増進計画・尾鷲市自殺対策計画」など保健・福祉分野等の諸計画との整合性を図ります。合わせて、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」等との関連を十分に踏まえ、本計画の策定を行うものです。





### 3. 計画の期間

本計画は、紀北広域連合において策定する第9期介護保険事業計画と一体性を保つため、同計画にあわせて、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として策定します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>尾鷲市高齢者保健福祉計画 (令和3年度～令和5年度)</b>			<b>尾鷲市高齢者保健福祉計画 (令和6年度～令和8年度)</b>		
第8期介護保険事業計画			第9期介護保険事業計画		

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、市で実施したアンケート調査結果（①一般高齢者、②介護者、③介護支援専門員）、紀北広域連合で実施したアンケート調査結果（①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査）などにおいて、市民の意向を把握するとともに、介護予防教室や地域の福祉増進に向けた会議に参加している方を対象に意見交換を行い、高齢者施策に対する意見や提言をいただきました。

また、被保険者、医療、福祉等の従事者、学識経験者等で構成される「尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、高齢者施策に関する意見や提言を受け、本計画に反映しました。

# 第2章 本市の高齢者の状況

## 1. 高齢者人口等の状況

### (1) 高齢者人口・高齢化の状況

#### ①総人口と高齢者人口の推移

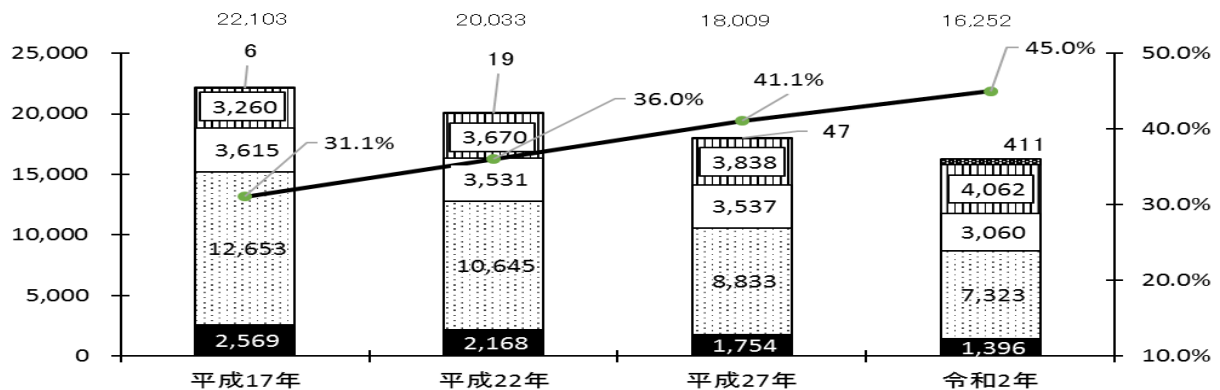
本市の総人口と高齢者人口の推移をみると、総人口は年々減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にありましたが、令和2年には7,122人と減少しています。また、令和2年の高齢化率は45.0%で、国(28.7%)、県(30.2%)の水準を大きく上回っています。

総人口と高齢者人口の推移

(単位：人、%)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	22,103	20,033	18,009	16,252
0～14歳	2,569	2,168	1,754	1,396
15～64歳	12,653	10,645	8,833	7,323
65歳以上	6,875	7,201	7,375	7,122
65～74歳	3,615	3,531	3,537	3,060
75歳以上	3,260	3,670	3,838	4,062
年齢不詳	6	19	47	411
高齢化率	31.1	36.0	41.1	45.0

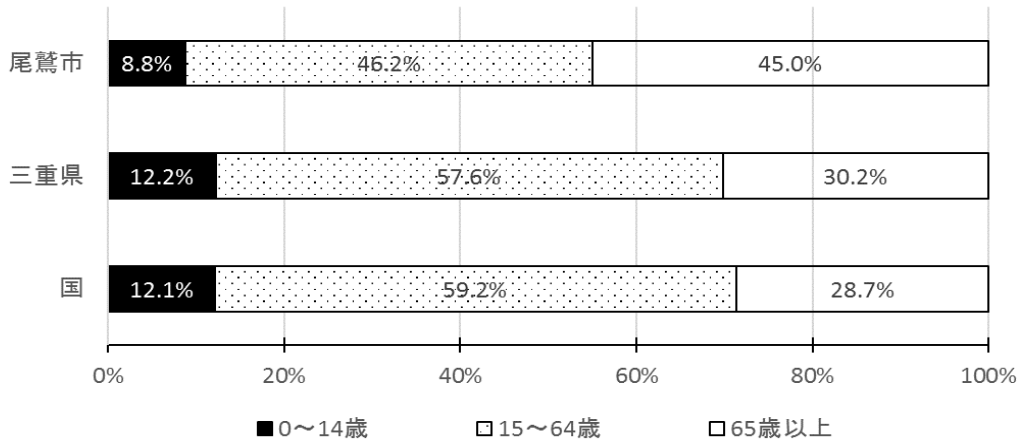
●資料：国勢調査（高齢化率は総人口から年齢不詳を除いて算出）



(人) ■ 0～14歳    ▨ 15～64歳    □ 65～74歳  
 ▩ 75歳以上    ▤ 年齢不詳    ● 高齢化率

●資料：国勢調査

### 年齢構成割合の比較（令和2年）

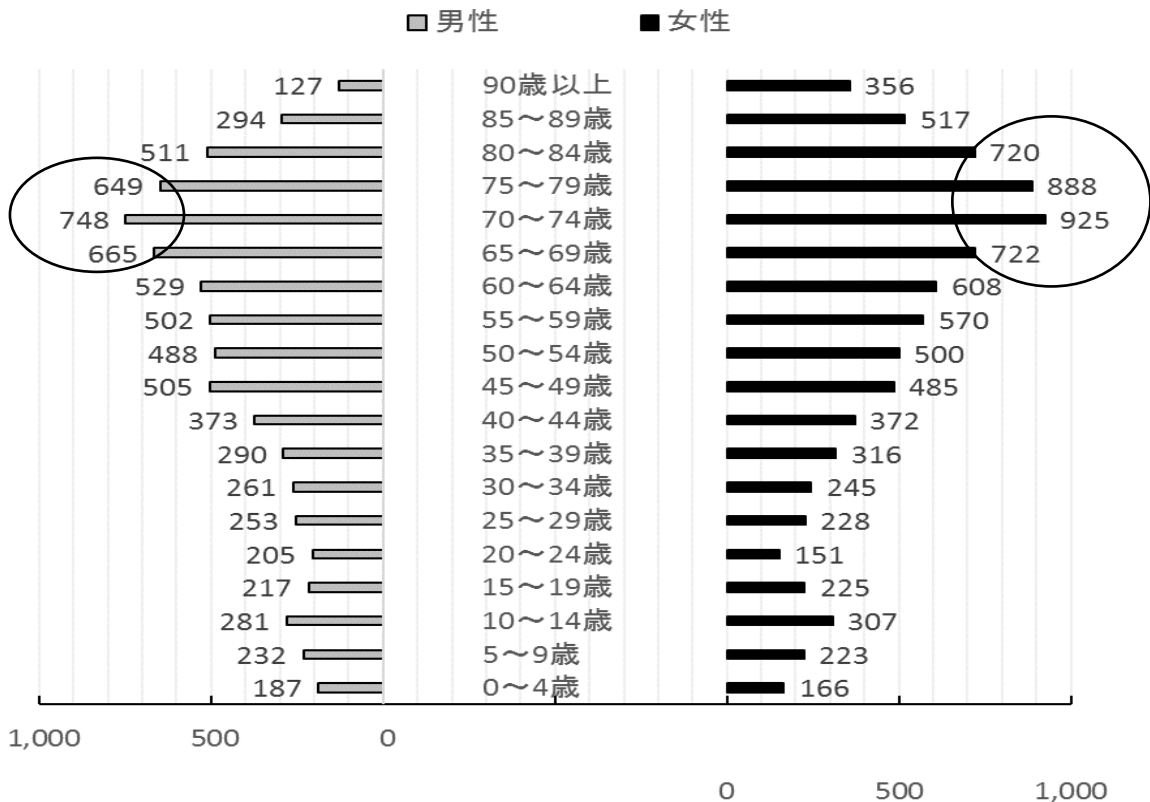


●資料：令和2年国勢調査

### ②人口構造の状況

本市の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると、男性は65～69歳、70～74歳、75～79歳の層、女性はそれらの層に加えて、80～84歳の層の人口が多くなっています。

### 人口構造の状況



●資料：令和2年国勢調査（性別・年齢不詳を除く）

### ③地区別の高齢化の状況

地区別の高齢化の状況をみると（令和5年9月末時点）、市全体の高齢化率は45.8%で、旧町内では41.4%となっていますが、センター管内（旧出張所管内）では68.5%となっています。

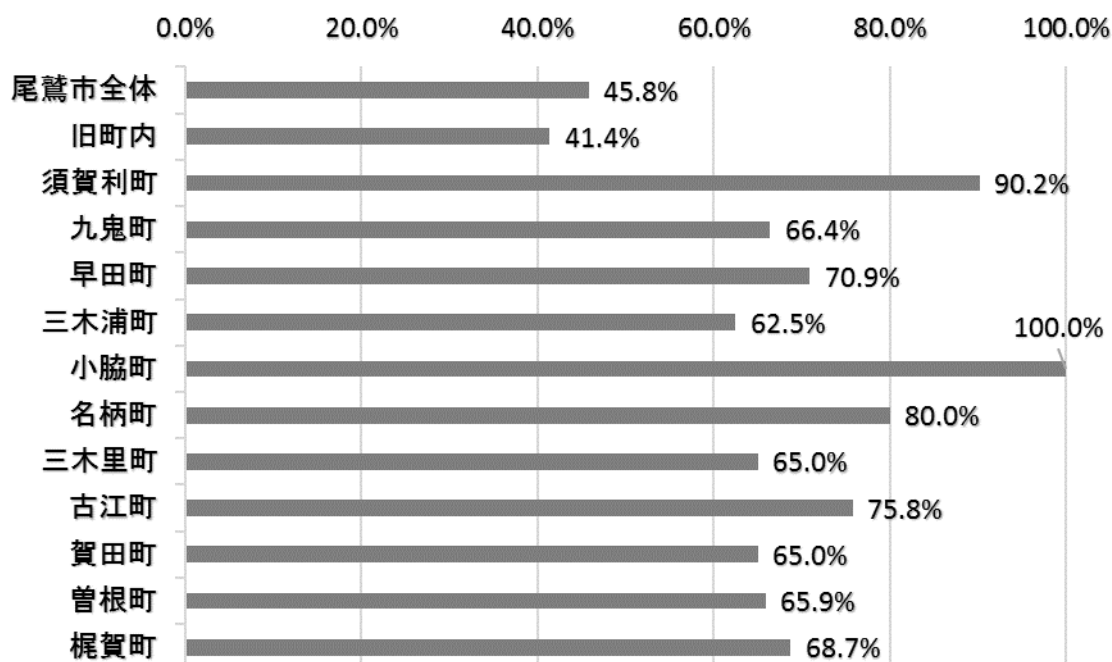
#### 地区別の高齢化の状況

（単位：人、％）

地区等	人口総数	65歳以上人口	高齢化率	地区等	人口総数	65歳以上人口	高齢化率
尾鷲市全体	15,955	7,312	45.8%	名柄町	45	36	80.0%
旧町内	13,336	5,518	41.4%	三木里町	477	310	65.0%
須賀利町	174	157	90.2%	古江町	327	248	75.8%
九鬼町	360	239	66.4%	賀田町	403	262	65.0%
早田町	103	73	70.9%	曾根町	126	83	65.9%
三木浦町	469	293	62.5%	梶賀町	134	92	68.7%
小脇町	1	1	100%	センター管内	2,619	1,794	68.5%

●資料：住民基本台帳（令和5年9月末時点）

#### 高齢化率



●資料：住民基本台帳（令和5年9月末時点）

#### ④計画期間における推計人口

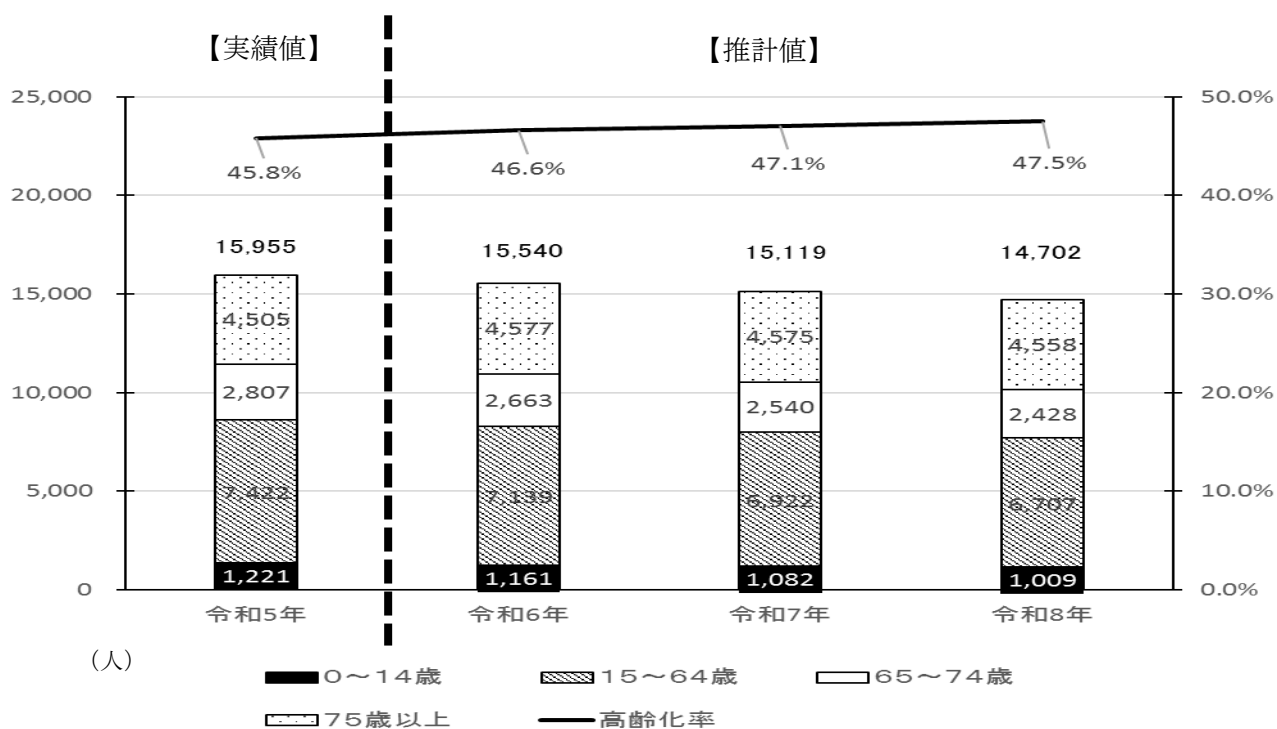
計画期間における本市の推計人口（住民基本台帳人口に基づく推計）をみると、総人口・65歳以上の高齢者人口ともに減少傾向で推移することが予測され、令和8年の高齢者人口は6,986人と推計されます。また、令和8年の高齢化率は47.5%となることが見込まれます。

計画期間における推計人口

(単位：人、%)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	15,955	15,540	15,119	14,702
0～14歳	1,221	1,161	1,082	1,009
15～64歳	7,422	7,139	6,922	6,707
65歳以上	7,312	7,240	7,115	6,986
65～74歳	2,807	2,663	2,540	2,428
75歳以上	4,505	4,577	4,575	4,558
高齢化率	45.8%	46.6%	47.1%	47.5%

●資料：令和5年は、住民基本台帳人口（9月末時点）、令和6年～8年は推計値。



●資料：令和5年は、住民基本台帳人口（9月末現在）、令和6年～8年は推計値。

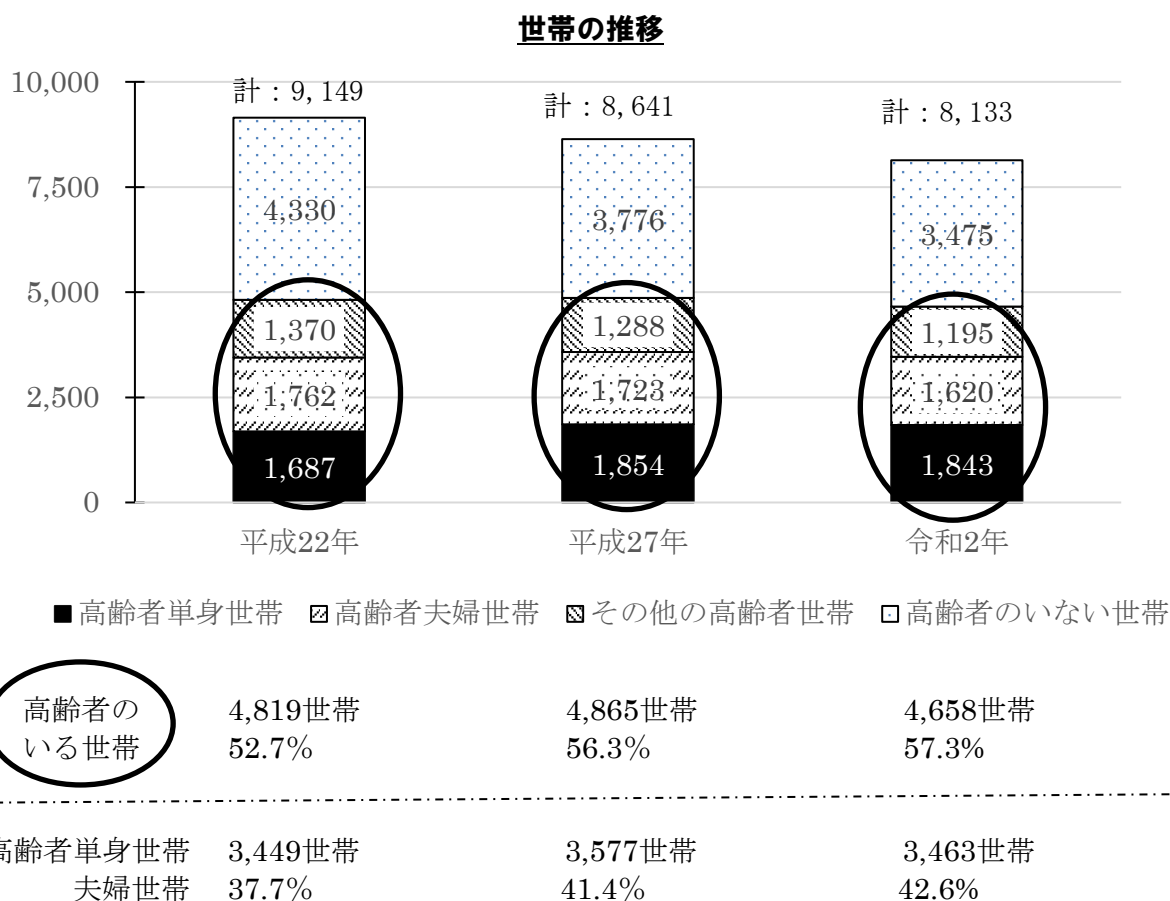
## (2) 世帯の状況

### ①世帯の推移

本市の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）は、平成22年の9,149世帯から令和2年の8,133世帯へと減少しています。

高齢者のいる世帯をみると、平成22年の4,819世帯から令和2年の4,658世帯へと減少していますが、一般世帯に対する高齢者のいる世帯の割合は、平成22年の52.7%から令和2年の57.3%へと増加しています。

世帯構成別でみると、平成22年から令和2年では、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の割合が増加しています。



●資料：国勢調査

※高齢者単身世帯：65歳以上のひとり暮らし世帯

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦世帯

## ②高年齢夫婦世帯の状況

高年齢夫婦世帯の状況を令和2年国勢調査で見ると、高年齢夫婦世帯 1,620世帯のうち、夫婦ともに75歳以上の世帯が614世帯となっており、高年齢夫婦世帯の37.9%を占めています。

### 高年齢【夫婦】世帯の状況(令和2年) ※1,620世帯

(単位:世帯)

		妻の年齢					
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
夫の年齢	65～69歳	134	139	23	4	—	—
	70～74歳	38	169	180	16	6	2
	75～79歳	6	28	210	138	9	3
	80～84歳	—	2	47	166	81	5
	85歳以上	1	—	1	35	93	84

●資料：令和2年国勢調査

↑  
夫婦ともに75歳以上の世帯：614世帯

## ③高年齢単身世帯の状況

高年齢単身世帯の状況を令和2年国勢調査で見ると、高年齢単身世帯 1,843世帯のうち、75歳以上の世帯が1,201世帯となっており、高年齢単身世帯の65.2%を占めています。

また、性別で見ると、女性の高年齢単身世帯が男性を大きく上回り、その割合は年齢が上がるるとともに上昇します。

### 高年齢【単身】世帯の状況(令和2年) ※1,843世帯

(単位:世帯、%)

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
高年齢単身世帯		281	361	406	388	407	1,843
男性	構成比	49.8%	36.8%	24.6%	22.7%	21.6%	29.8%
	女性	141	228	306	300	319	1,294
女性		50.2%	63.2%	75.4%	77.3%	78.4%	70.2%

●資料：令和2年国勢調査

↑  
75歳以上の世帯：1,201世帯

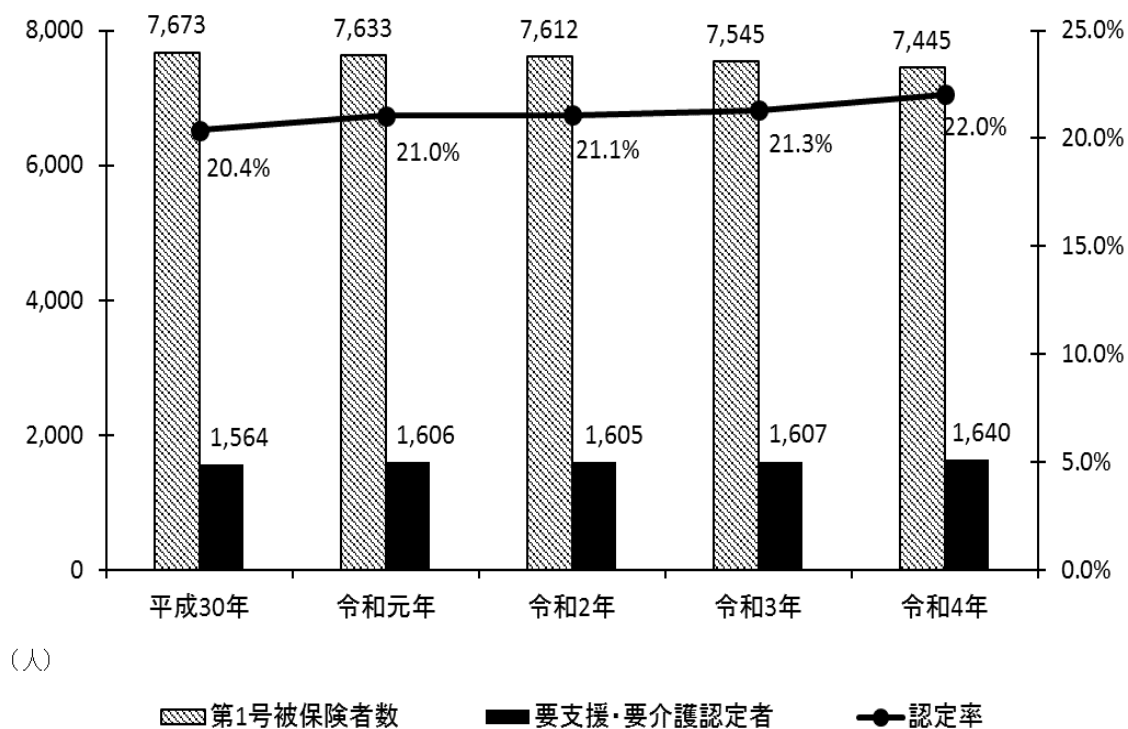
### (3) 介護保険 要支援・要介護認定者の状況

#### ①介護保険 第1号被保険者と要支援・要介護認定者数の推移

本市の第1号被保険者と要支援・要介護認定者をみると、第1号被保険者数は、減少傾向にあります。また、要支援・要介護認定者数は、令和元年以降は横ばい状態で推移していましたが、令和4年には増加しています。

認定率では、令和4年は22.0%となっており、平成30年以降は微増傾向にあります。

#### 第1号被保険者と要支援・要介護認定者数の推移



●資料 : 紀北広域連合 (各年9月末時点)

※第1号被保険者 : 65歳以上の高齢者

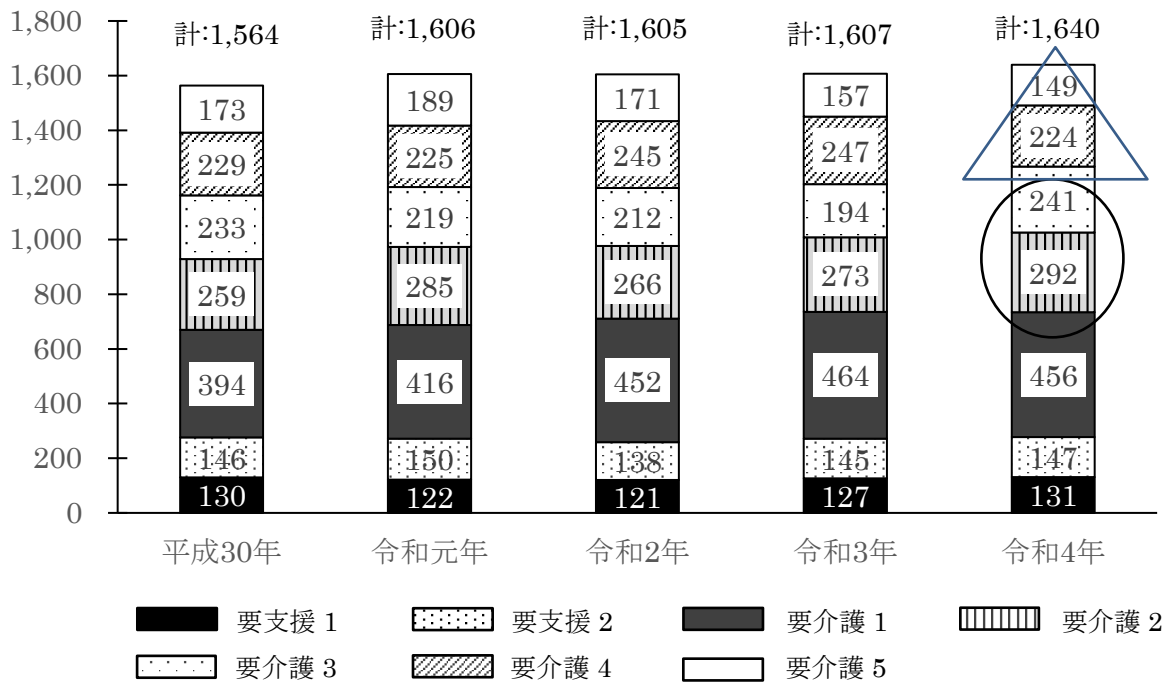
※認定率 = 第1号被保険者の要支援・要介護認定者 / 第1号被保険者



## ②要支援・要介護度別の認定者数と認定率の推移

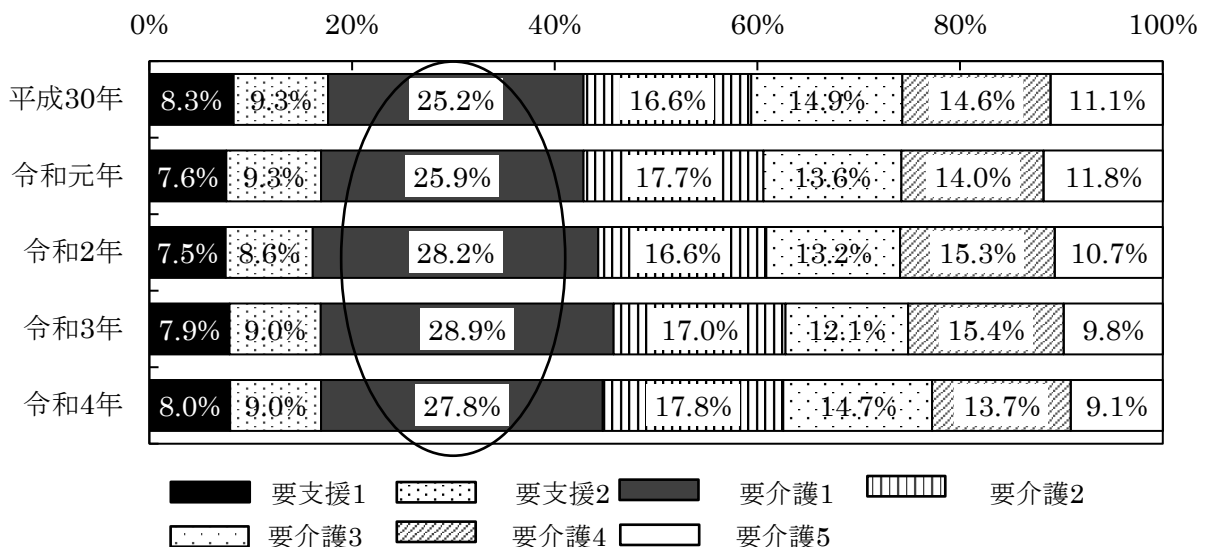
本市の要支援・要介護度別の認定者数の推移をみると、令和4年は、要介護4、5が減少傾向、要介護2、3が増加傾向にあります。また、認定率では、平成30年以降はいずれの年も、要介護1の認定率が最も高くなっています。

### 要支援・要介護度別の認定者数の推移



●資料：紀北広域連合（各年9月末時点）

### 要支援・要介護度別の認定率の推移



●資料：紀北広域連合（各年9月末時点）

## 2. 高齢者の状況からみえる本市の現状と課題

これまでみてきた高齢者等の状況から、本市の現状と課題をまとめると以下のとおりとなります。

### ■人口減少と高齢化率の上昇、高齢者世帯の増加

本市の人口は、昭和35年をピークに減少の一途をたどり、自然減少と社会減少の両方の要素で人口の減少が加速しています。

一方で、高齢化率は年々上昇し、市全体の高齢化率は、令和5年9月末時点で45.8%と、約2.2人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

また、世帯構成では、一人暮らしや夫婦二人の高齢者世帯の割合が増加し、身近に頼る方のいない高齢者が増加していると考えられます。

### ■センター管内の生活支援サービスの充実

センター管内（旧出張所管内）全体の高齢化率は70%近くとなっており、加えて生活に必要な商店や診療所、金融機関などが身近に無く、生活基盤が弱体化している地域もみられます。買い物や通院などの外出の際の移動手段をはじめとする生活支援に対するニーズはより一層高まるものと考えられます。

### ■高齢者の暮らしを支える地域の担い手の育成

高齢化率の上昇と合わせて、生産年齢人口（15歳から64歳）の減少が顕著であり、高齢者の暮らしを支える地域の担い手不足が深刻になっています。

現役世代は「支える側」、高齢者は「支えられる側」といった画一的な関係ではなく、元気な高齢者が地域の担い手として活躍できる仕組みの充実が求められています。

# 第3章 アンケート調査結果等の概要

## 1. 各種アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

本計画の策定にあたって、一般高齢者及び介護者、介護支援専門員を対象に、現状や高齢者施策に対する市民の意向を把握し、基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

市実施の「一般高齢者」及び「介護者」、「介護支援専門員」の調査結果とともに、紀北広域連合が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果」の主な回答結果を掲載しています。

### (2) 調査対象及び回収率等

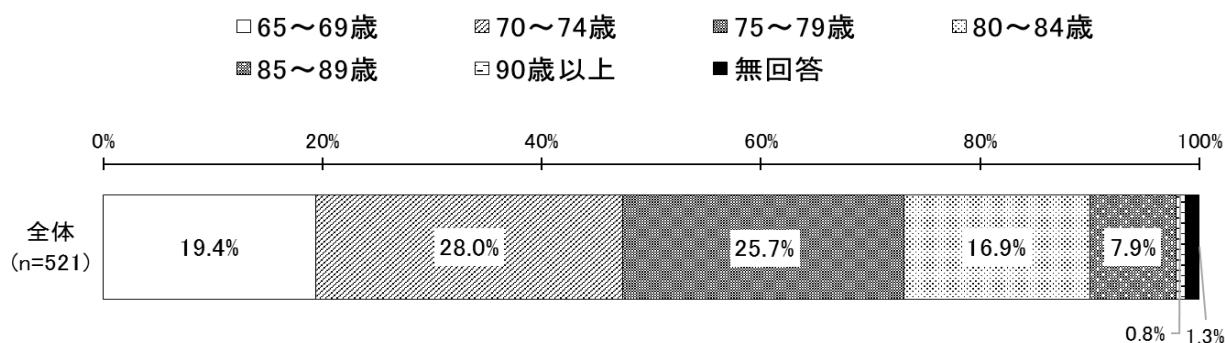
	一般高齢者	介護者	介護支援専門員
調査対象	65歳以上の高齢者	家族介護用品券支給対象者（要介護認定4または5の介護者）	介護支援専門員（ケアマネジャー）
調査方法	郵送法	郵送法	郵送法
調査時期	令和5年8月～9月	令和5年8月～9月	令和5年8月～9月
配布数	1,000	64	28
有効回収数	521	44	25
有効回収率	52.1%	68.8%	89.3%

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査（尾鷲市分）
調査対象	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者（要支援認定者を含む）
調査方法	郵送法
調査時期	令和5年8月
配布数	1,108
有効回収数	803
有効回収率	72.5%

### (3) 一般高齢者アンケート調査結果

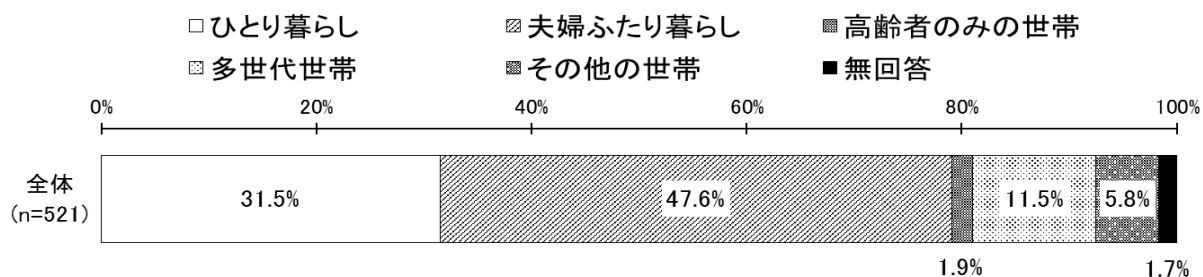
#### ①回答者 年齢

■一番回答率が高い年齢層が「70歳から74歳まで」で28.0%、次いで、「75歳から79歳まで」が25.7%となっています。



#### ②世帯状況

■「夫婦ふたり暮らし」が47.6%と最も多く、次いで、「ひとり暮らし」が31.5%と続きます。



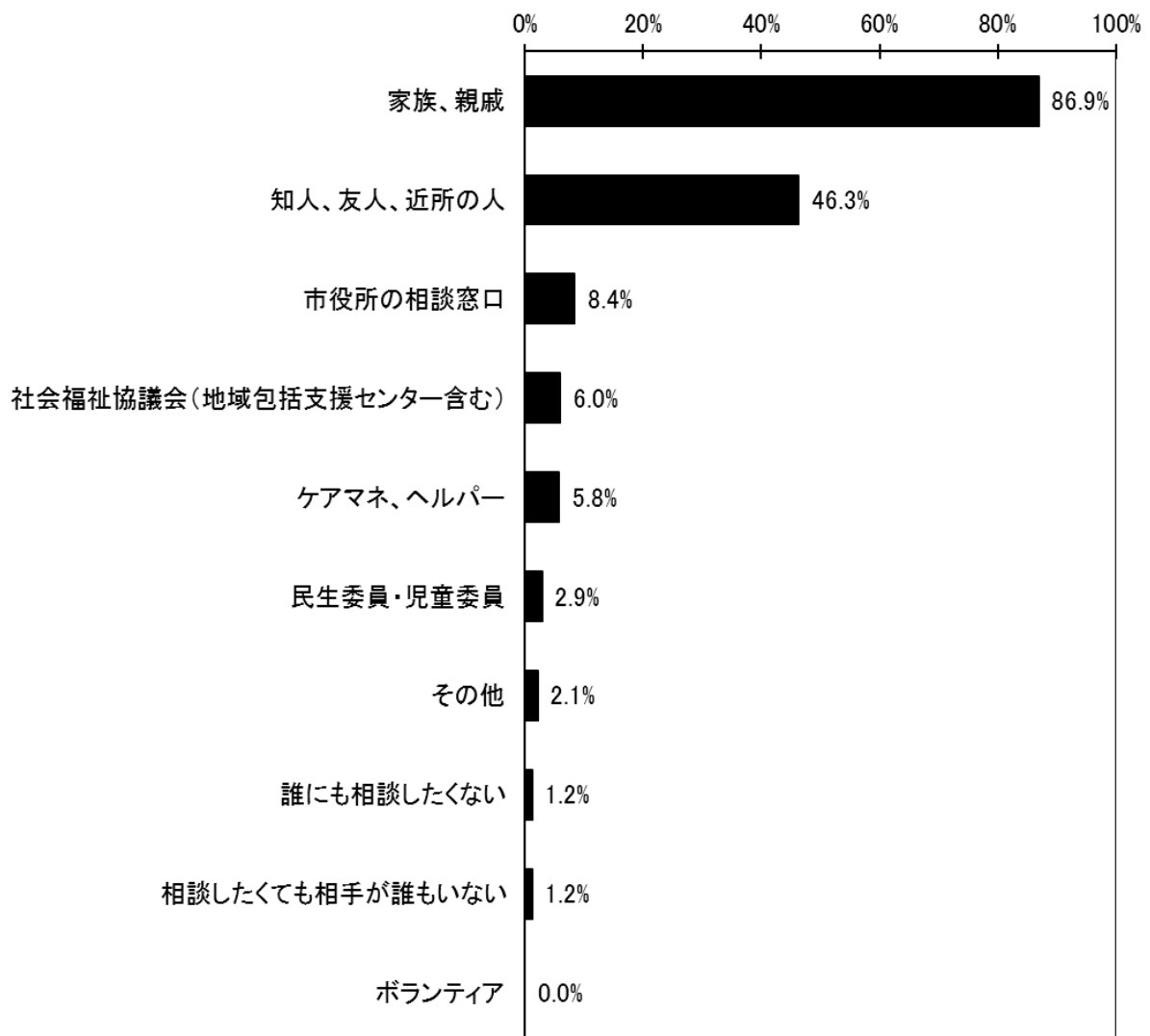
※高齢者のみの世帯：高齢者の親や兄弟と同居

※多世代世帯：子どもや孫の家族などとの同居

### ③日常生活での困り事は、誰に相談しますか（複数回答）

■相談相手は、「家族、親戚」が 86.9%と圧倒的に多く、次いで、「知人、友人、近所の人」が 46.3%となっています。また、相談相手がないと感じている方も 1.2%見えます。

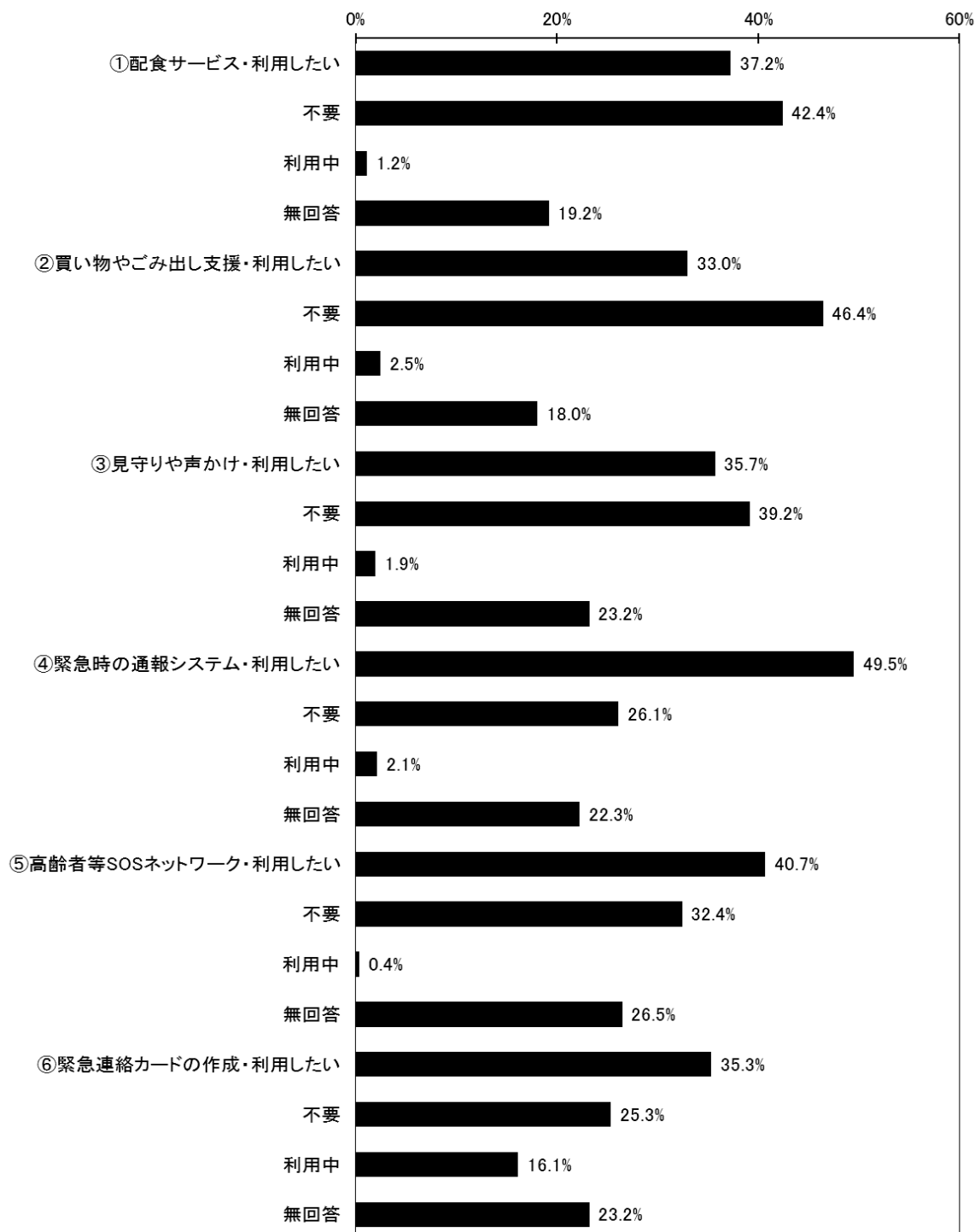
■全体(n=521)



#### ④今後利用したい生活支援サービスはありますか（①～⑥それぞれに回答）

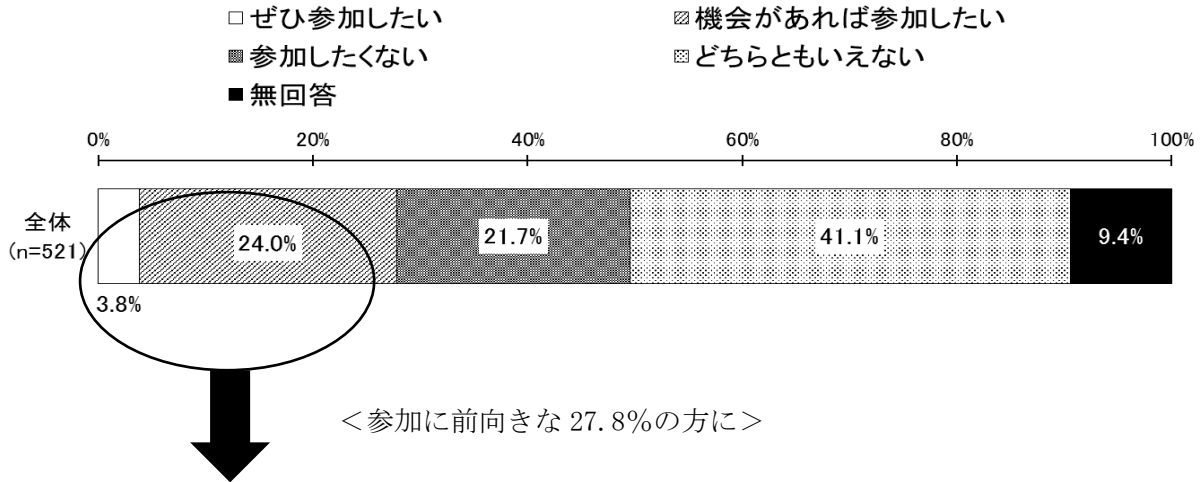
■「緊急時の通報システムを利用したい」が49.5%、次いで、「高齢者等SOSネットワーク」、「配食サービス」、「見守りや声かけ」と続きます。

■全体(n=521)



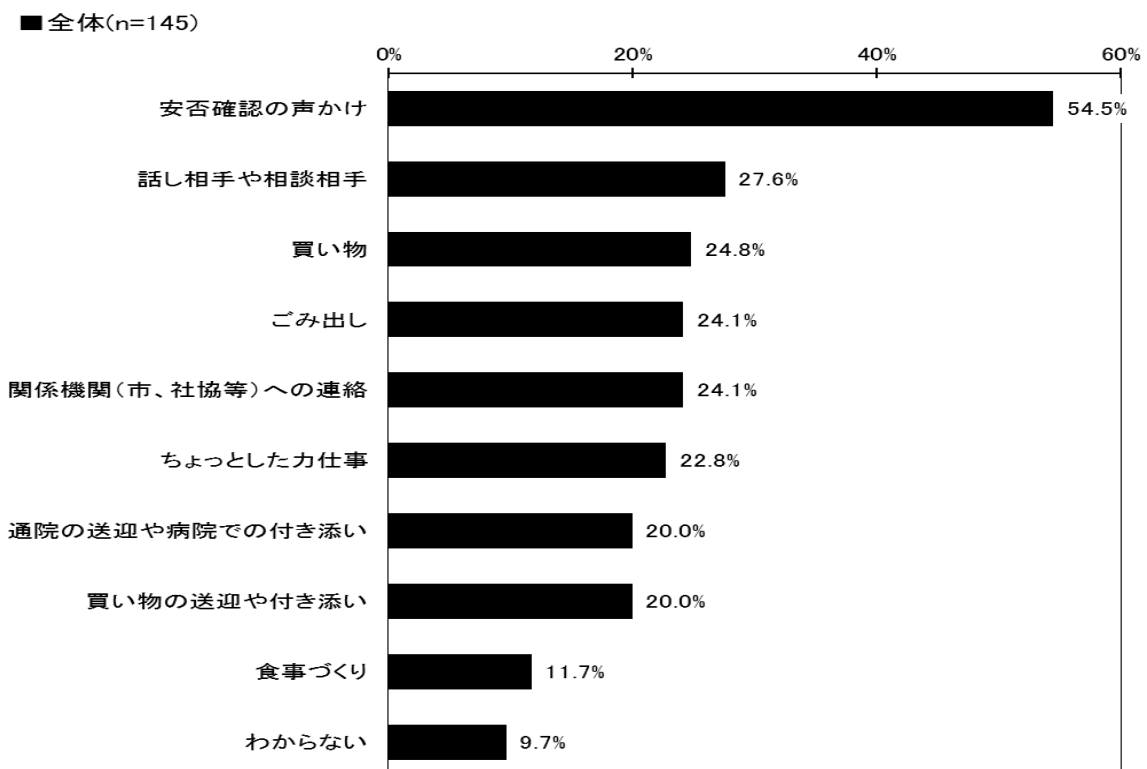
### ⑤生活支援ボランティアに参加したいですか

■「ぜひ参加したい」が3.8%、「機会があれば参加したい」が24.0%と、合わせて約3割が生活支援ボランティアへの参加に前向きな意向を持たれています。



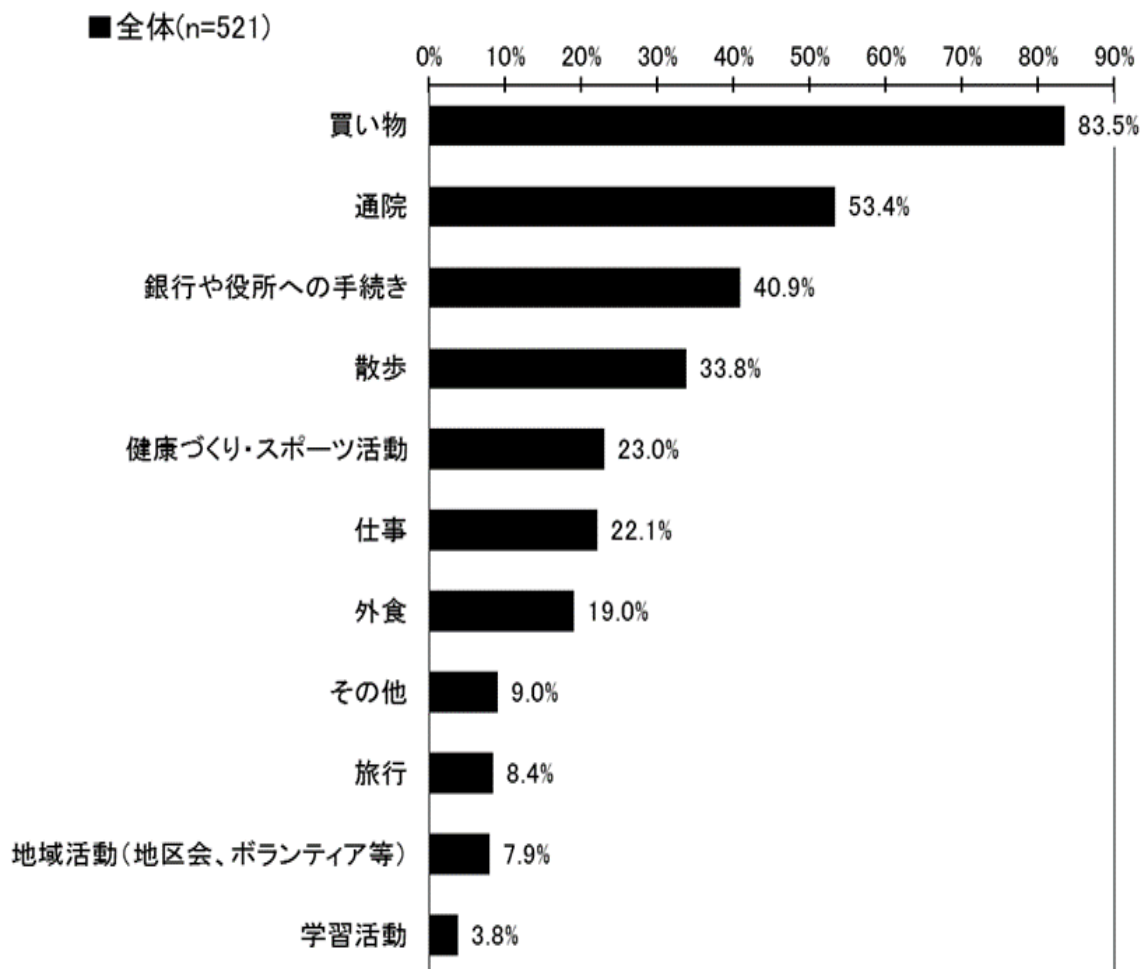
### ⑥どのような生活支援ボランティアに参加したいですか（複数回答）

■「安否確認の声かけ」が54.5%と最も多く、「話し相手や相談相手」、「買い物」、「ごみ出し」、「市や社協など関係機関への連絡」などが続きます。



### ⑦外出の目的は何ですか（複数回答）

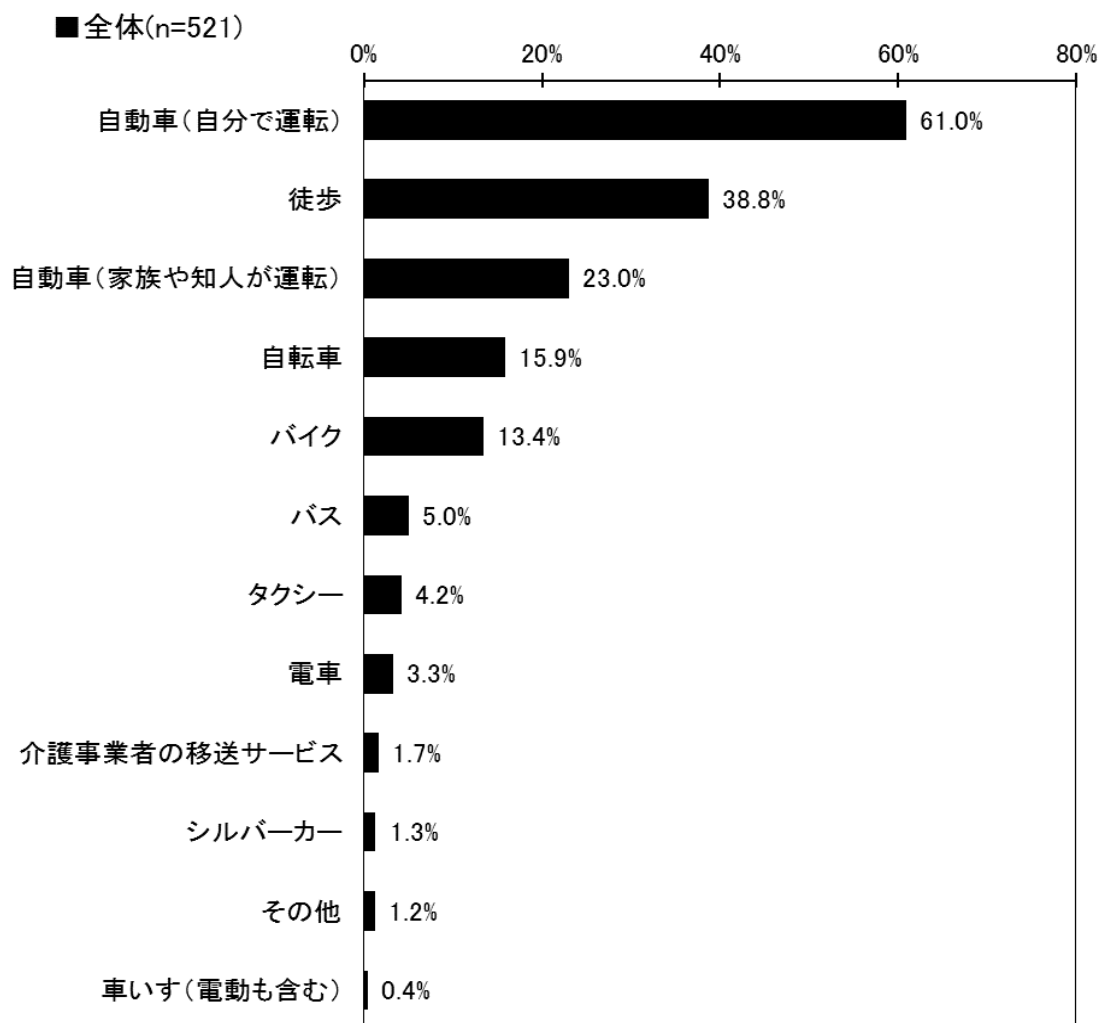
- 「買い物」が83.5%と最も多く、「通院」、「銀行や役所への手続き」が続きます。
- 「散歩」や「健康づくり・スポーツ活動」といった体を動かすことを目的にしている方も、それぞれで2割から3割程度みえます。
- 「仕事」と回答している方が2割程度みえます。





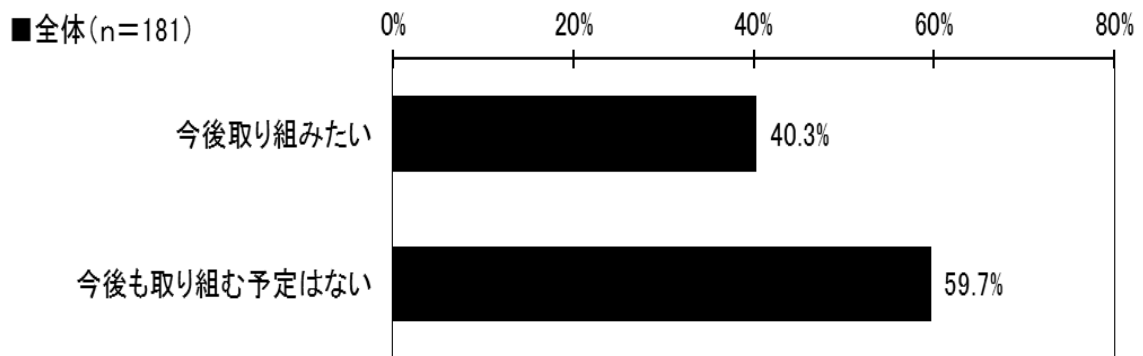
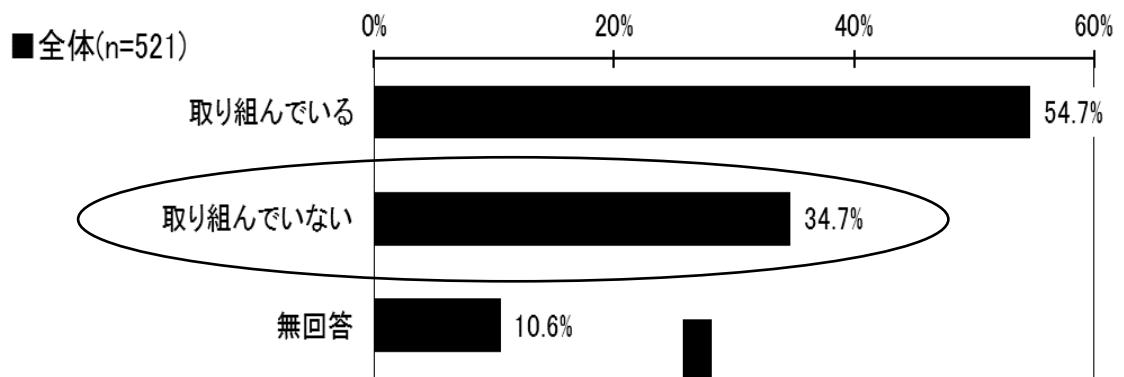
### ⑧外出する際の移動手段は何ですか（複数回答）

■「自動車」での移動が圧倒的に多いです。



### ⑨介護予防や健康づくりのために何か取り組んでいますか

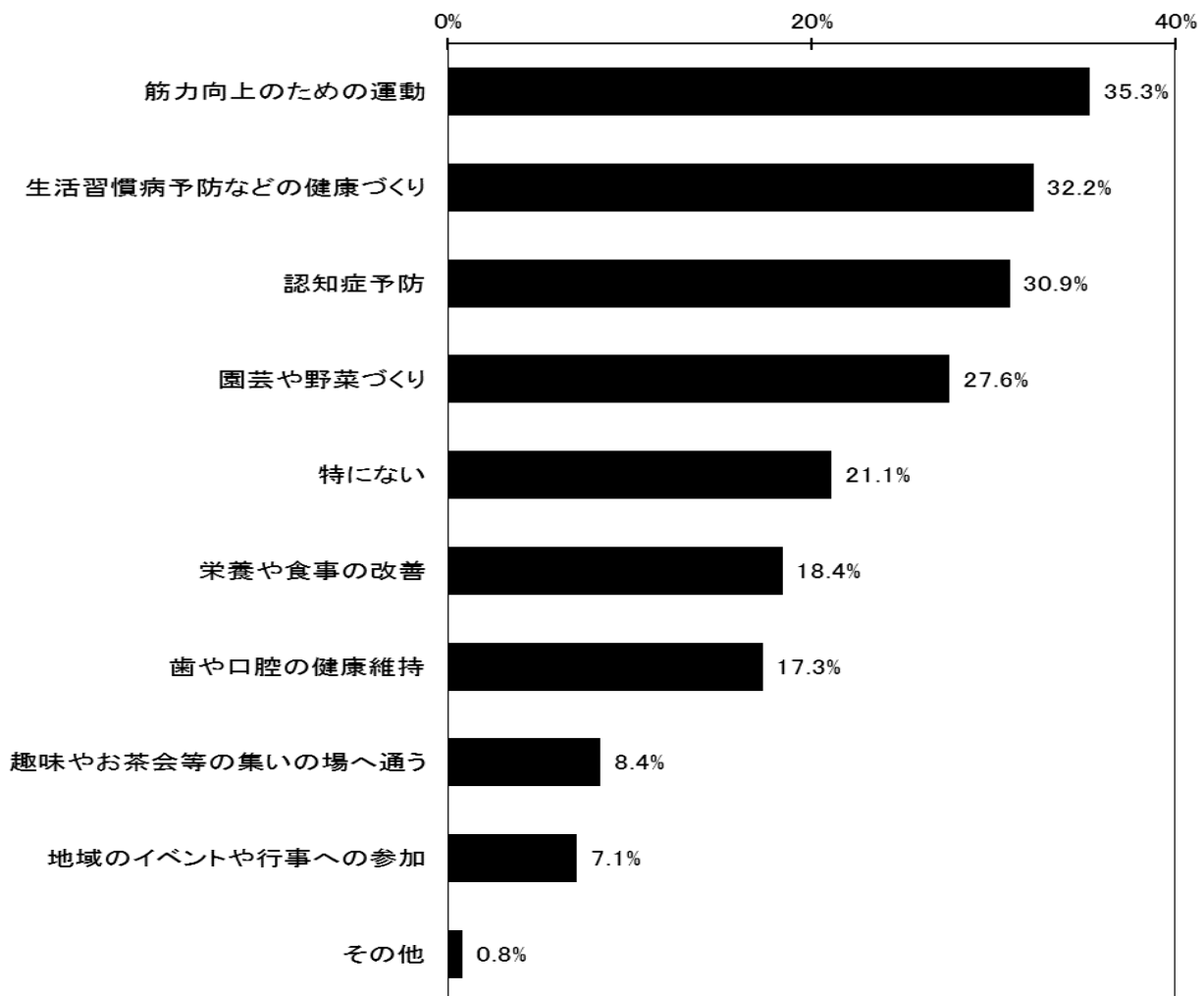
- 半数以上の方が「取り組んでいる」と回答しています。
- 「取り組んでいない」と回答された34.7%の方のうち、「今後取り組みたい」と前向きな回答の方は、40.3%みえました。



## ⑩介護予防や健康づくりのために取り組みたいこと（複数回答）

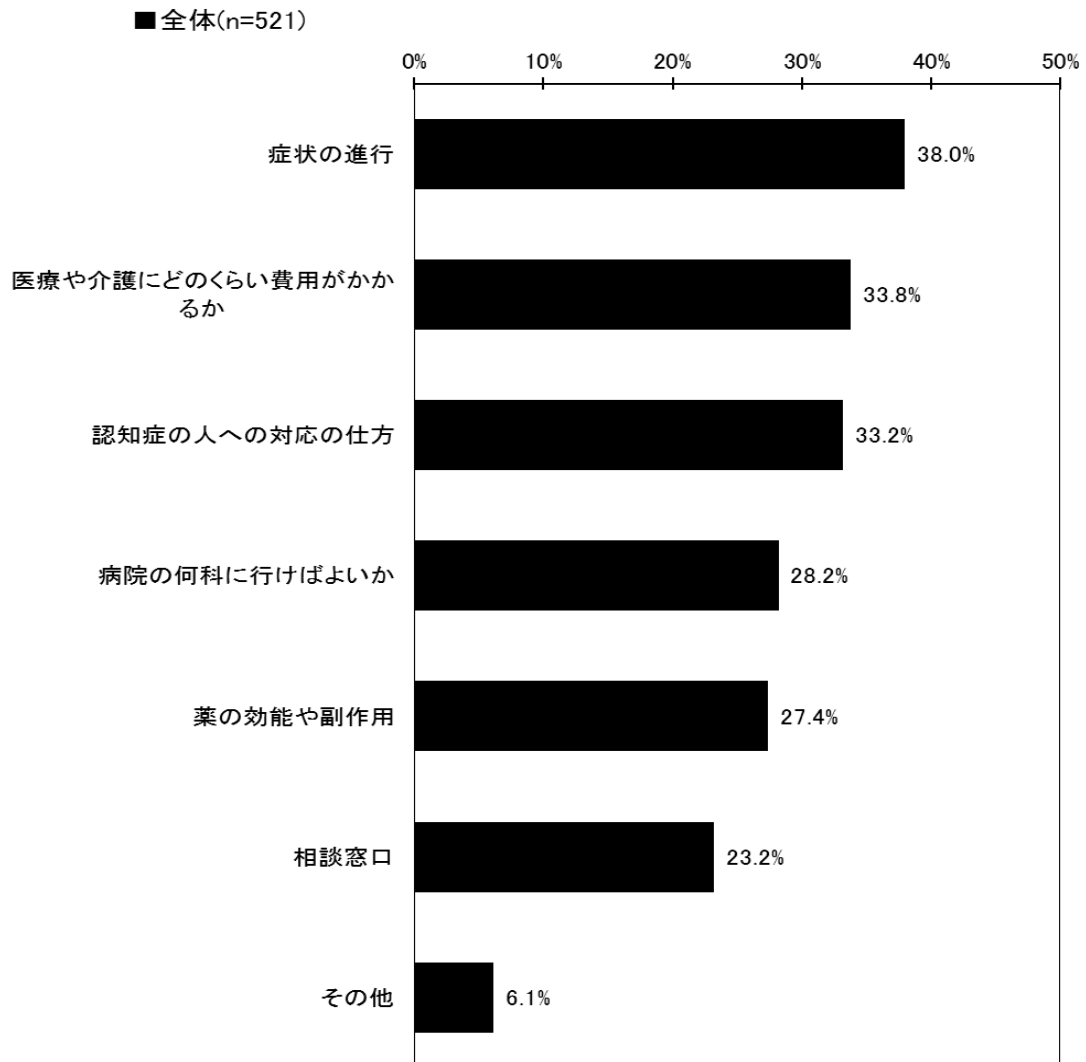
■「筋力向上のための運動」「生活習慣病予防などの健康づくり」「認知症予防」のそれぞれで3割以上の方が「取り組みたい」と回答しています。

■ 全体(n=521)



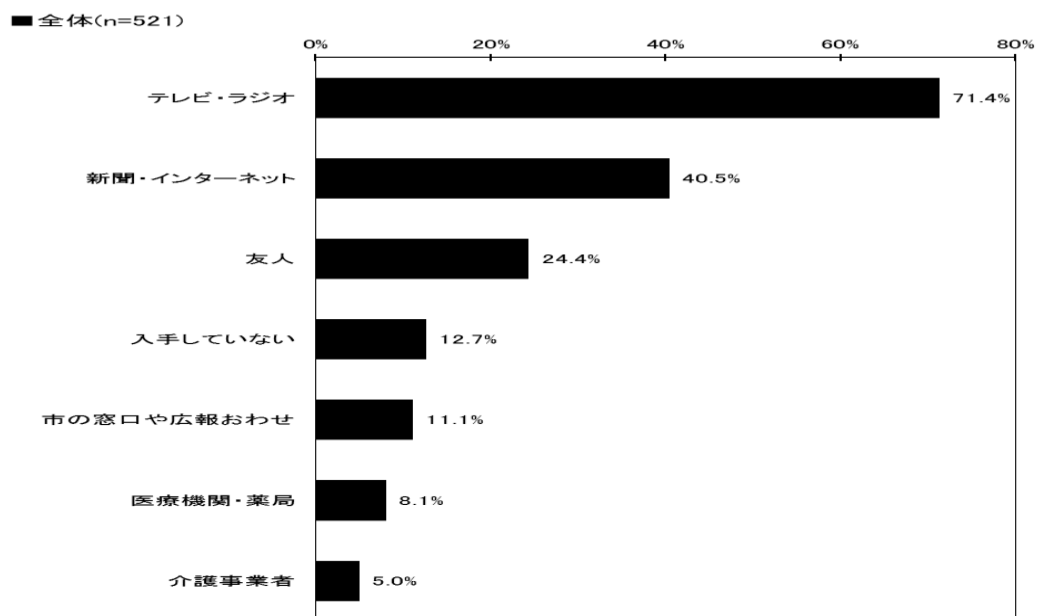
### ⑪認知症について、特に興味がある項目は何ですか（複数回答）

■「症状の進行」が 38.0%と最も多く、次いで「医療や介護にどのくらいの費用がかかるか」、「認知症の人への対応の仕方」が続きます。



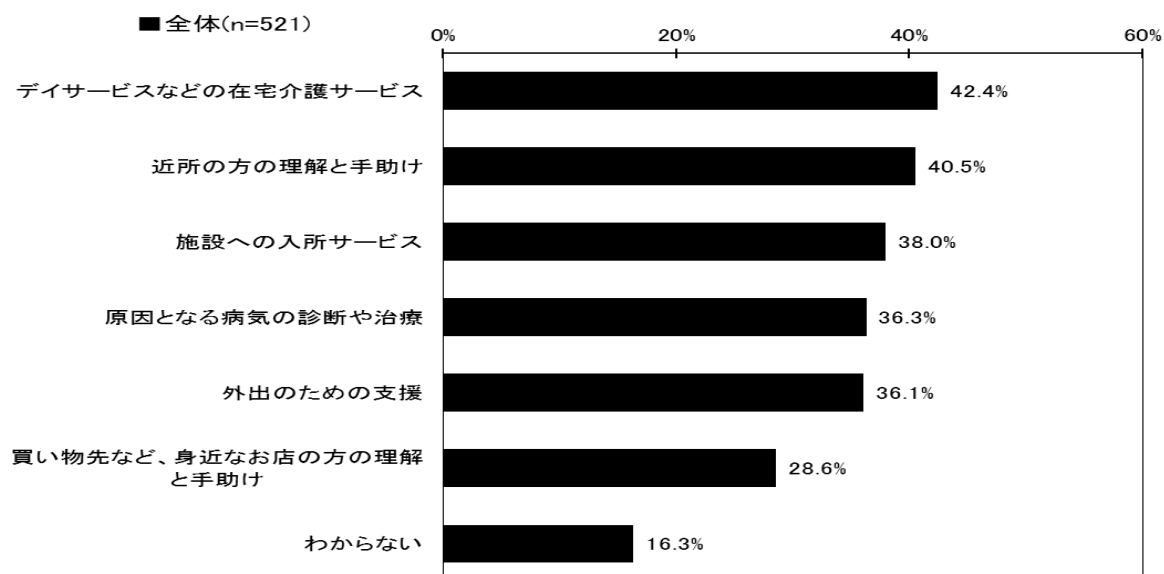
### ⑫認知症に関する情報は、どこから入手していますか（複数回答）

■「テレビ・ラジオ」が71.4%と最も多く、一方で「市の窓口や広報おわせ」と回答している方は11.1%となっています。



### ⑬認知症が進行した時、どのような手助けがあるとよいですか（複数回答）

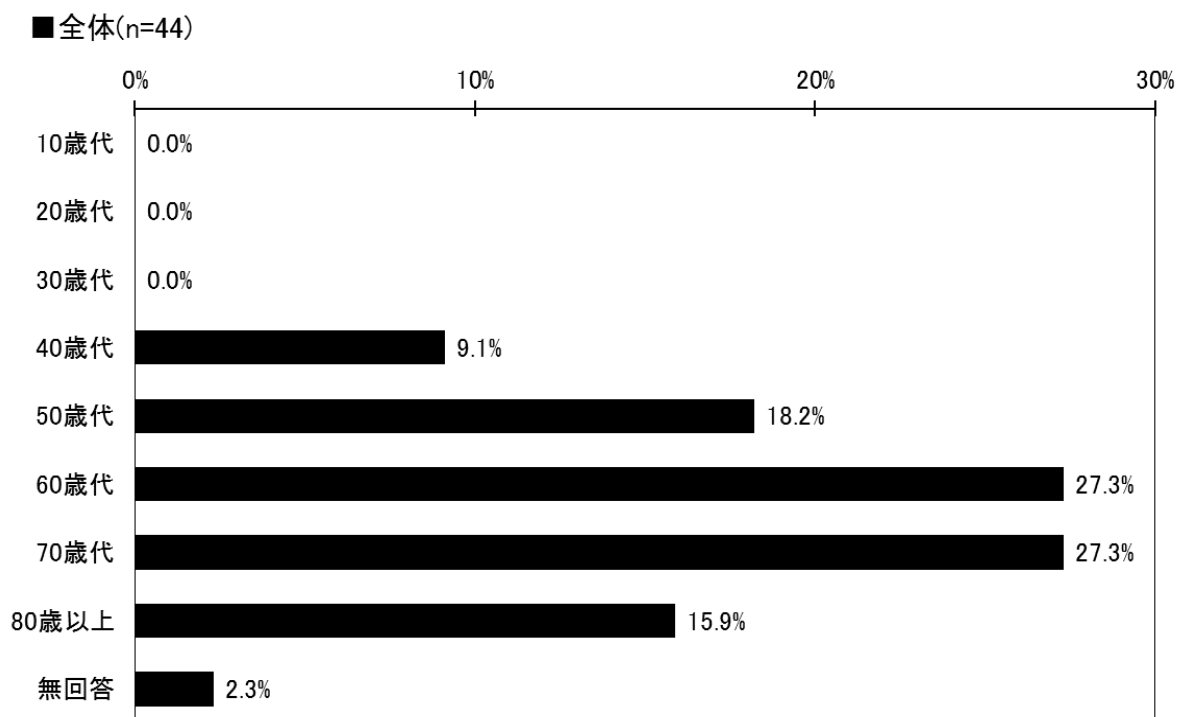
■「デイサービスなどの在宅介護サービス」が42.4%、「近所の方の理解と手助け」が40.5%、次いで、「施設への入所サービス」が38.0%となっています。



## (4) 介護者アンケート調査結果

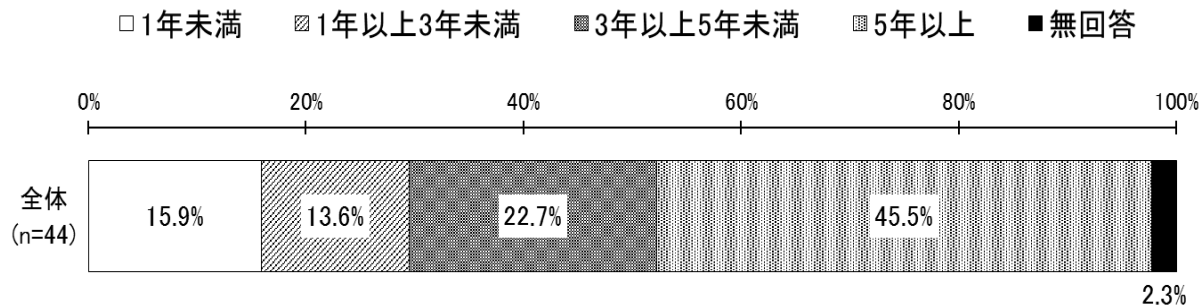
### ①介護者をしているあなたの年齢

■ 「60歳代」と「70歳代」がいずれも27.3%で最も多くなっています。



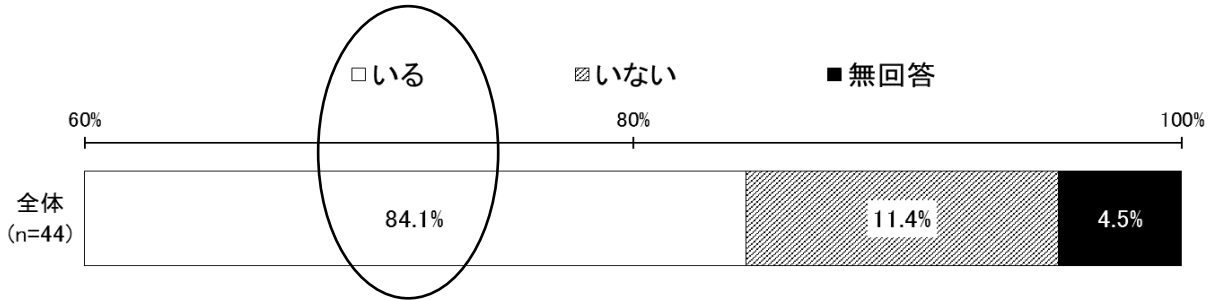
### ②介護を始めてからの期間はどれくらいですか

■ 「5年以上」が45.5%と最も多く、「3年以上5年未満」が22.7%と続きます。



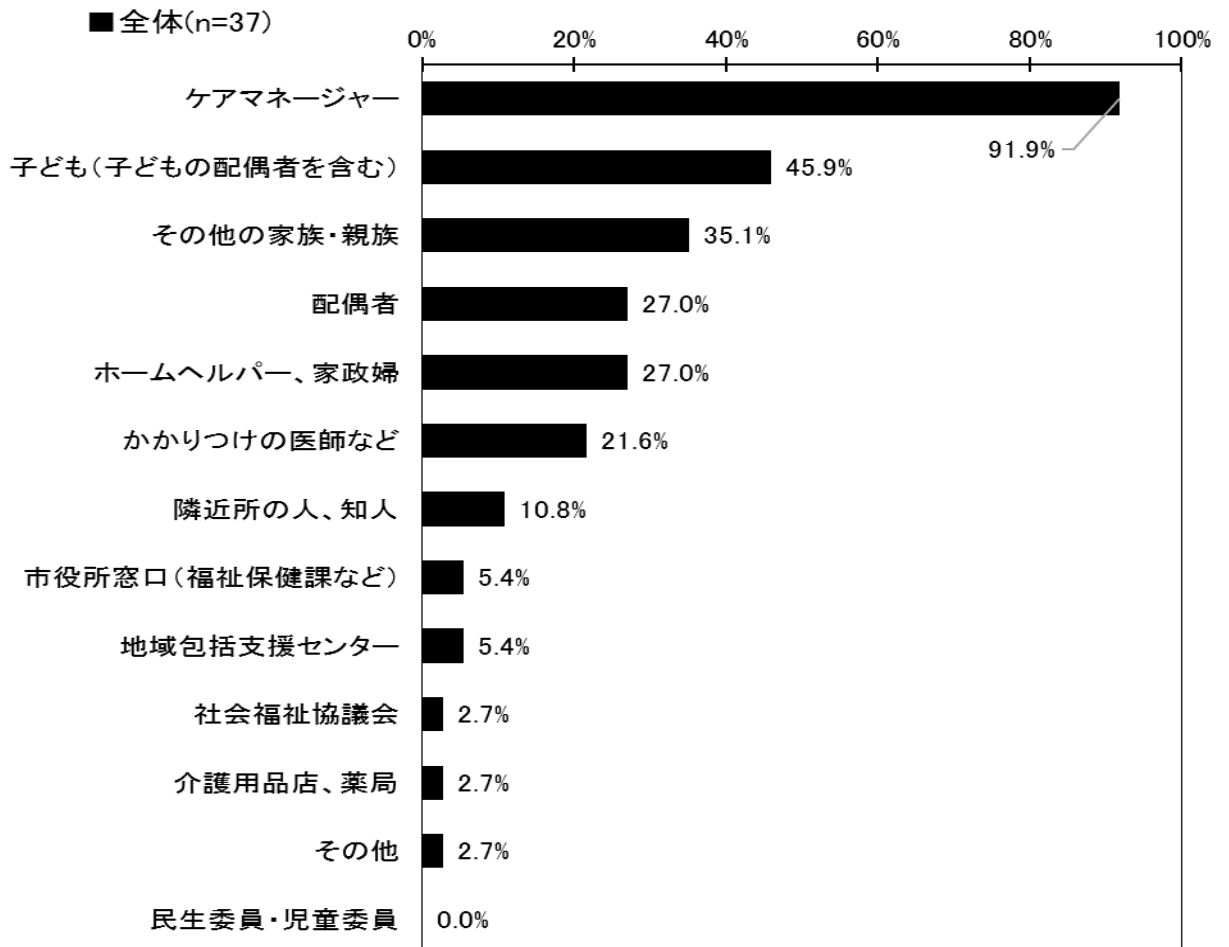
### ③介護を手助けしてくれる人はいますか

■84.1%が「介護を手助けしてくれる人がいる」と回答しています。  
 具体的には、「ケアマネジャー」が圧倒的に多く、「子ども」や「その他の家族、親族」と続きます。



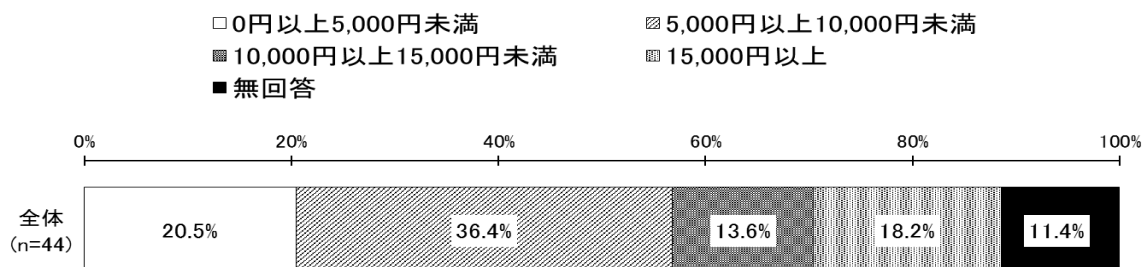
<手助けしてくれる人がいる 84.1%の方に>

### ④介護を手助けしてくれる人はどなたですか（複数回答）



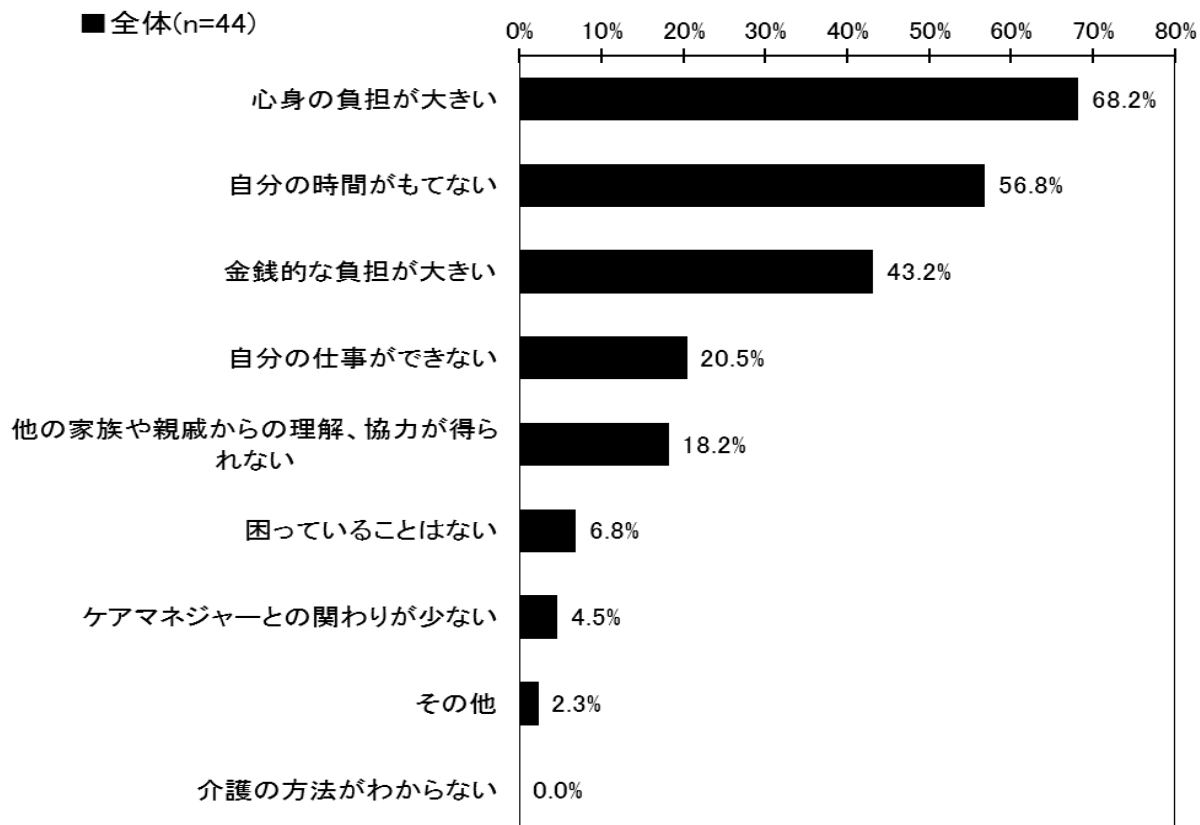
## ⑤ひと月あたりの介護用品購入金額

■介護用品購入額「5,000円以上10,000円未満」が36.4%と最も多く、「0円以上5,000円未満」が20.5%と続きます。



## ⑥介護で大変なことについて（複数回答）

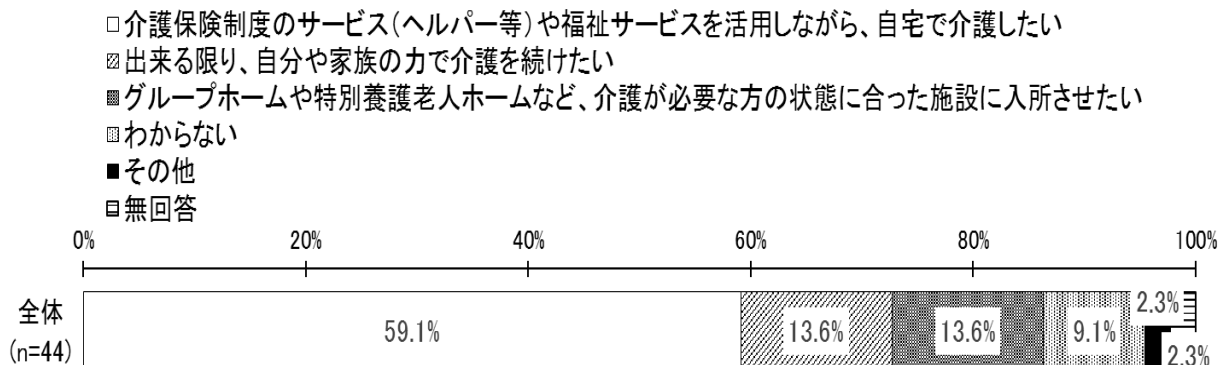
■「心身の負担が大きい」が68.2%と最も多く、「自分の時間が持てない」、「金銭的な負担が大きい」が続きます。





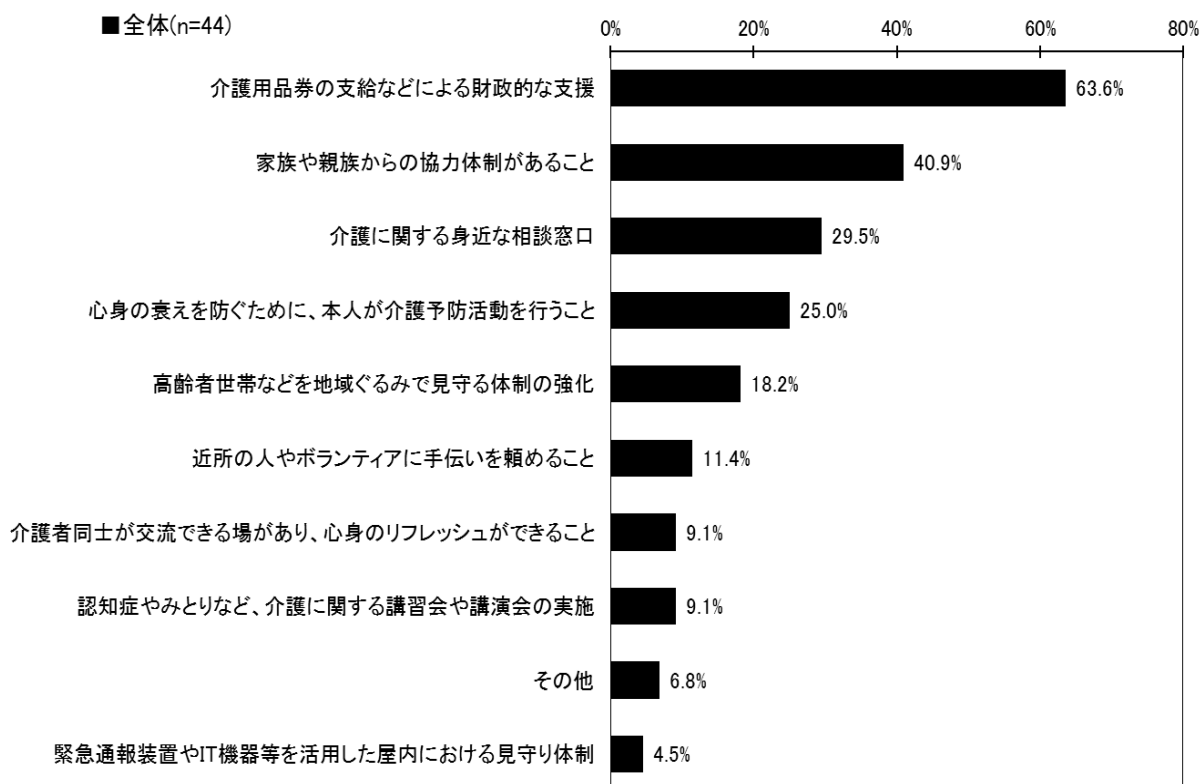
### ⑦今後、どのような介護をしたいですか（複数回答）

■約6割が「介護保険制度のサービス（ヘルパー等）や福祉サービスを活用しながら、自宅で介護したい」と回答しています。



### ⑧介護を続けるために何が重要だと思いますか（3つまで）

■「介護用品券の支給などによる財政的な支援」が63.6%と最も多く、次いで、「家族や親族からの協力体制があること」が40.9%となっています。

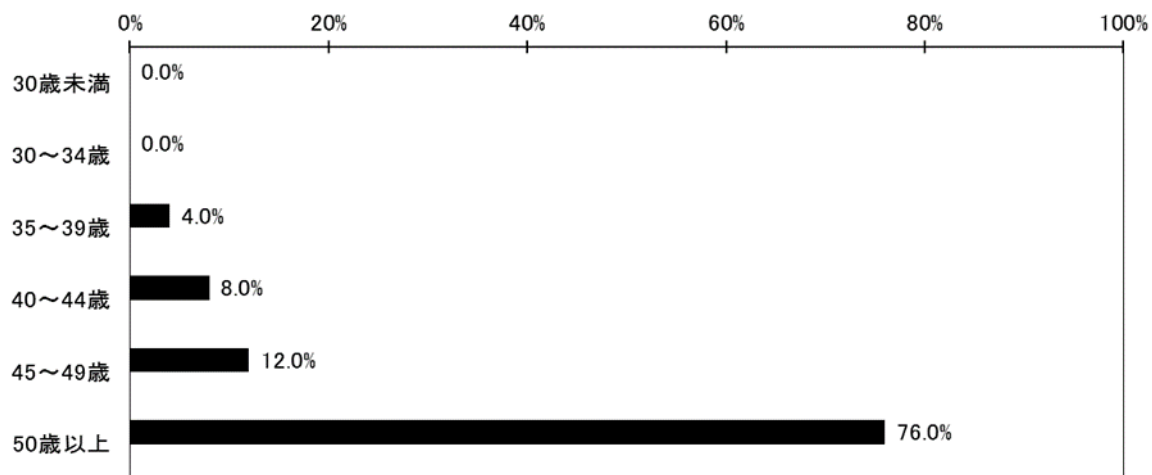


## (5) 介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート調査結果

### ①回答者 年齢

■ 「50歳以上」が76.0%と圧倒的に多いです。

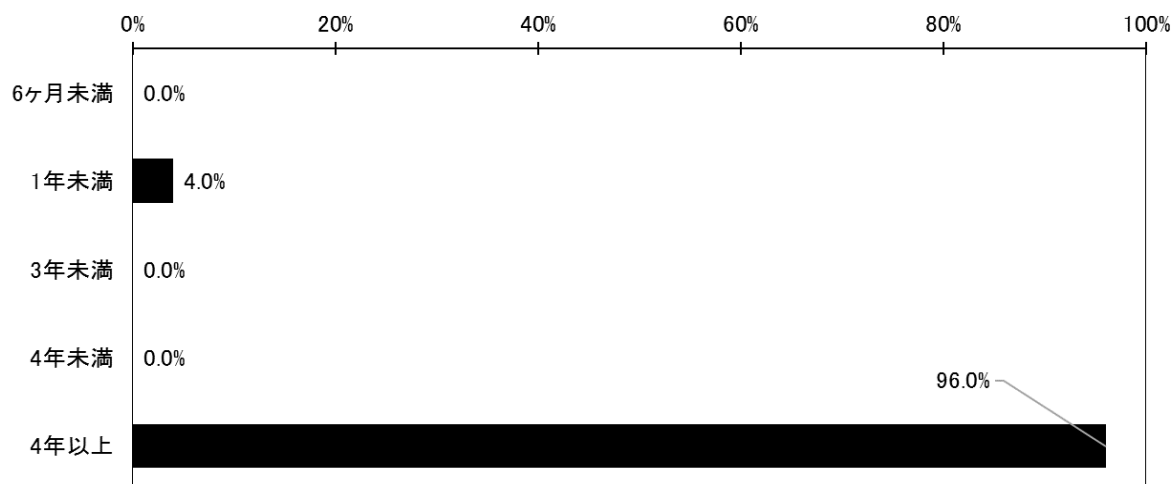
■ 全体(n=25)



### ②介護支援専門員（ケアマネジャー）としての経験年数

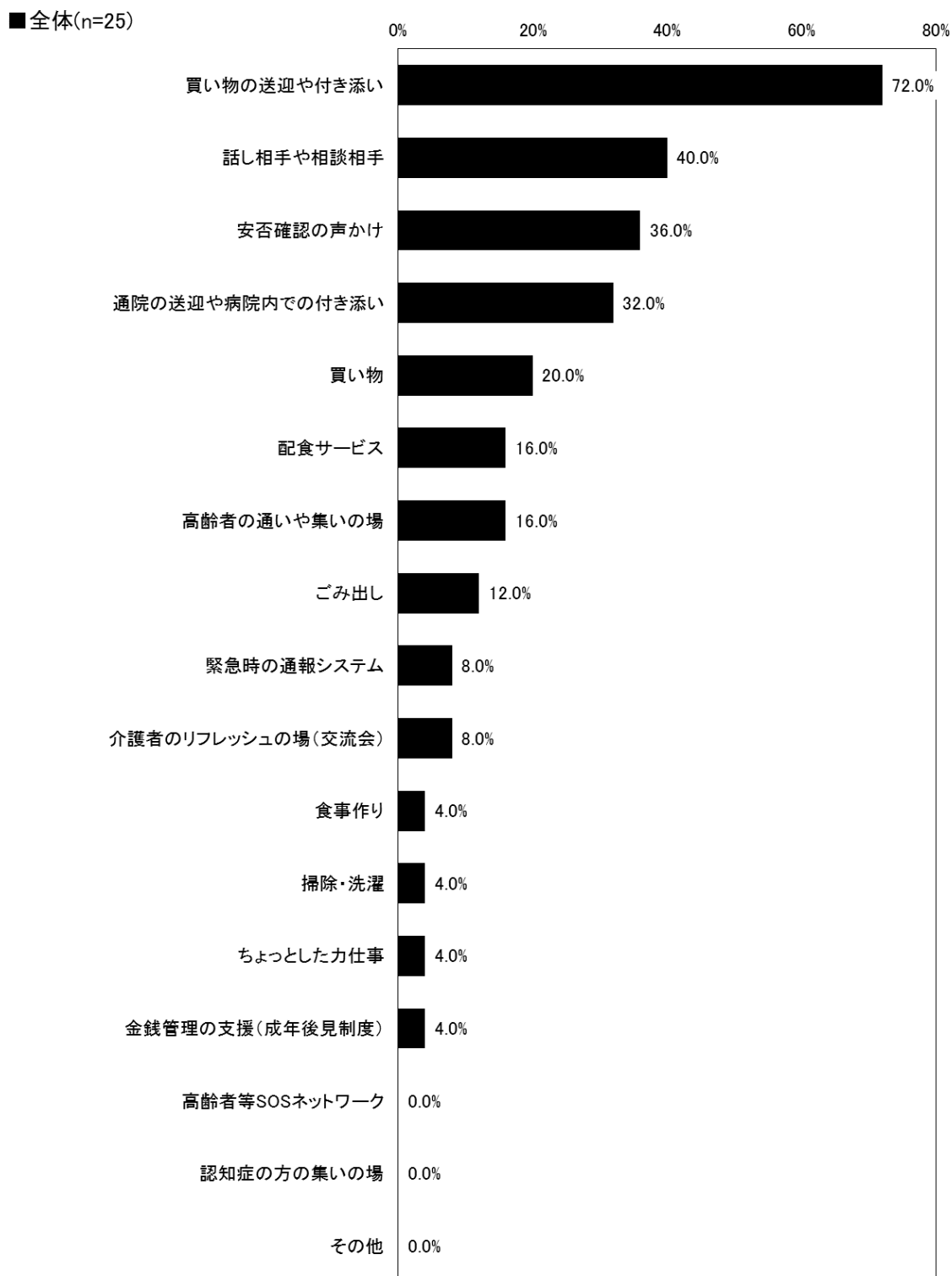
■ 「4年以上」が96%と圧倒的に多いです。

■ 全体(n=25)



### ③在宅生活を続けるために必要な生活支援サービス（3つまで）

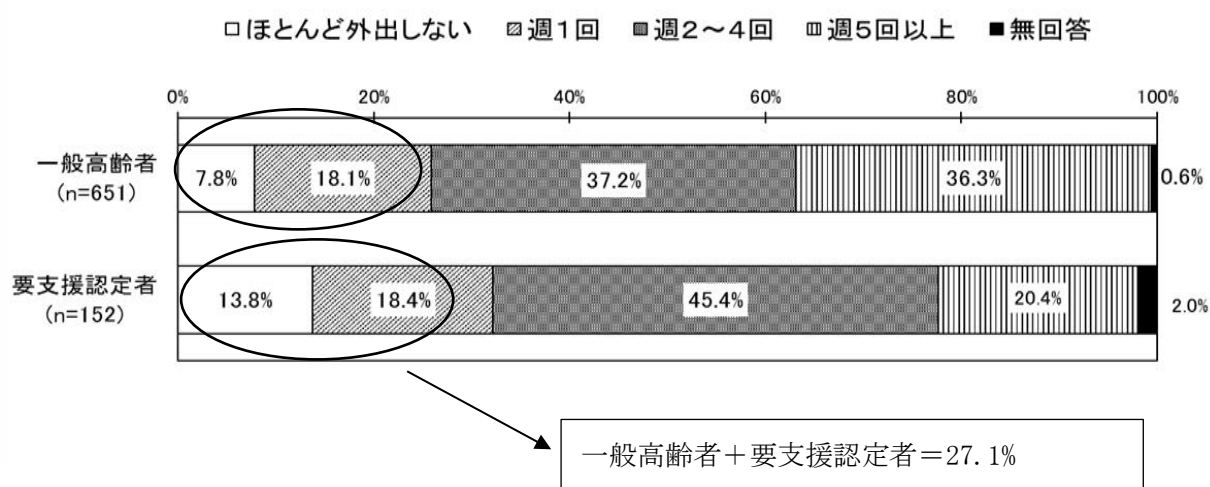
■「買い物の送迎や付き添い」が72.0%と最も多く、「話し相手や相談相手」が40.0%、「安否確認の声かけ」が36.0%、「通院の送迎や病院内での付き添い」が32.0%となっています。



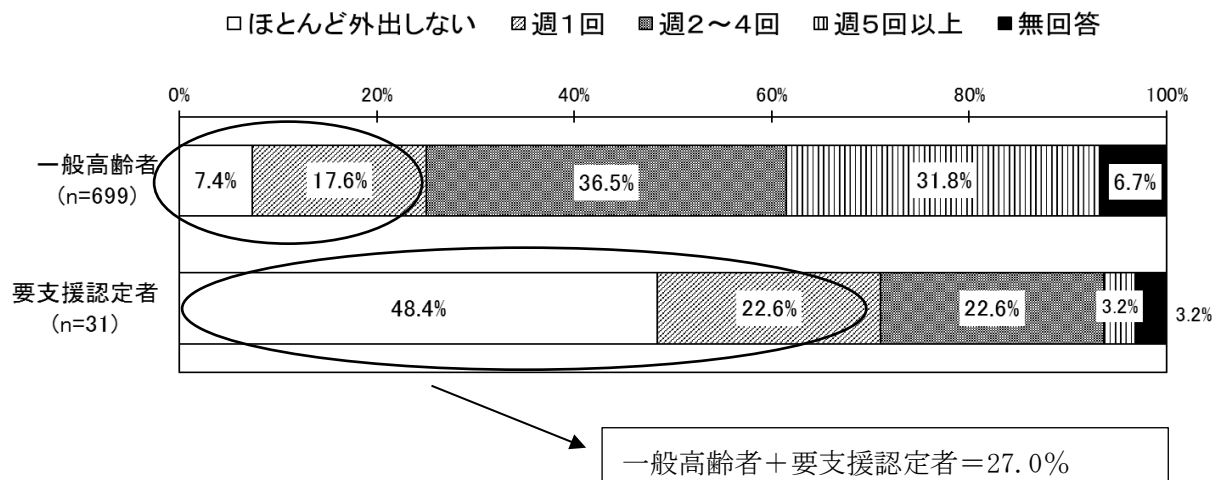
## (6) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（紀北広域連合が実施）

### ①週1回以上外出しているか

- 一般高齢者は「週2～4回」が37.2%、要支援認定者は「週2～4回」が45.4%と最も多くなっています。
- 一方で、「ほとんど外出しない」または、「週1回」と回答した、閉じこもり傾向にある方が、一般高齢者では25.9%、要支援認定者では32.2%となっています。

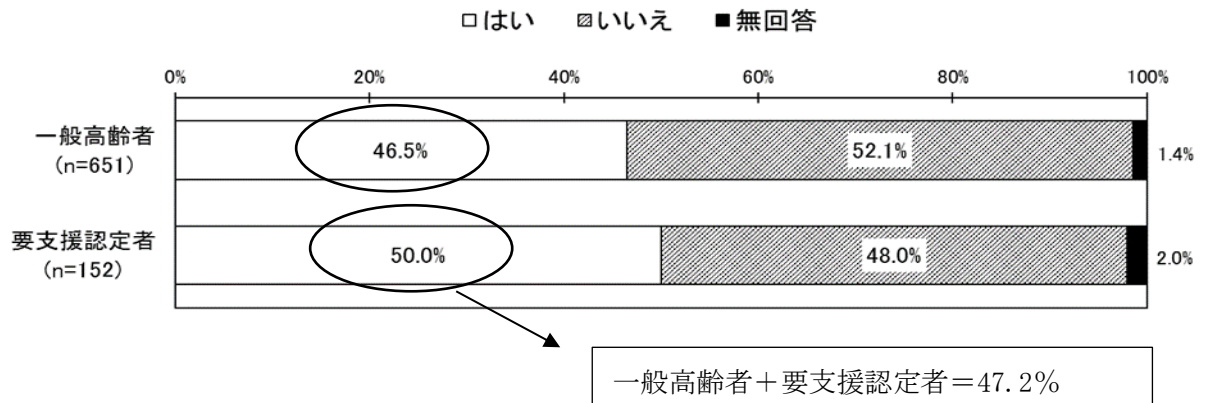


### <前回のアンケート結果>

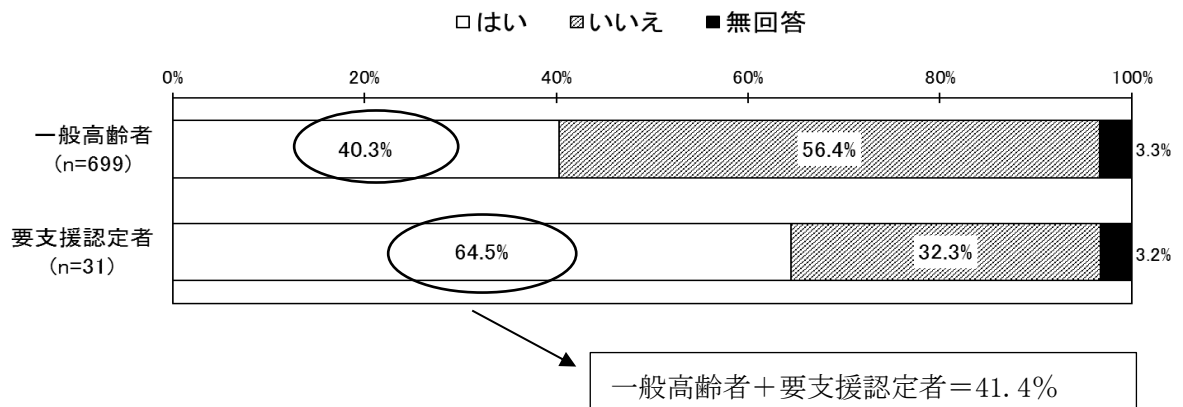


## ②物忘れが多いと感じるか

■「はい」と回答した一般高齢者は46.5%、要支援認定者は50.0%となっています。

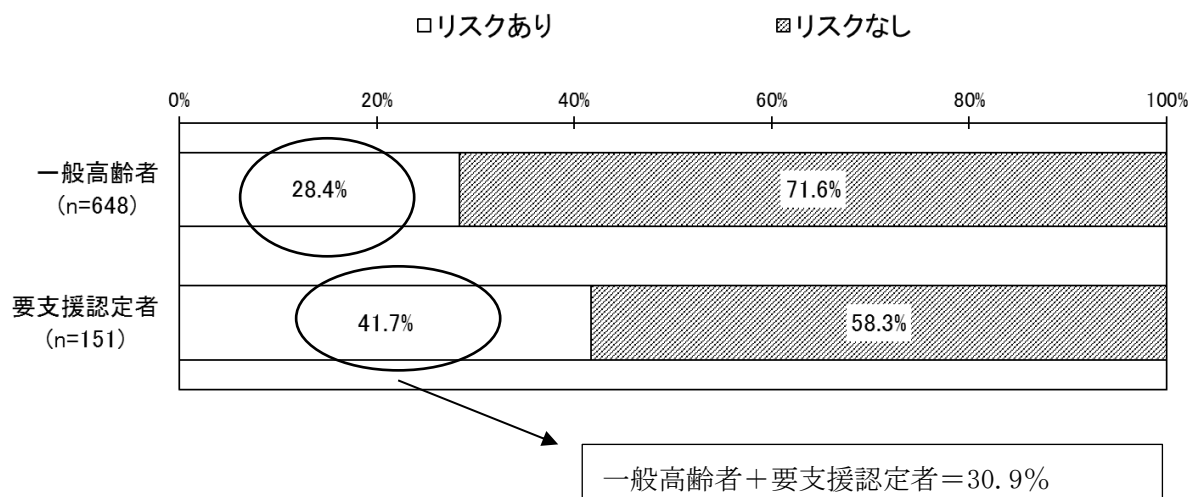


### <前回のアンケート結果>



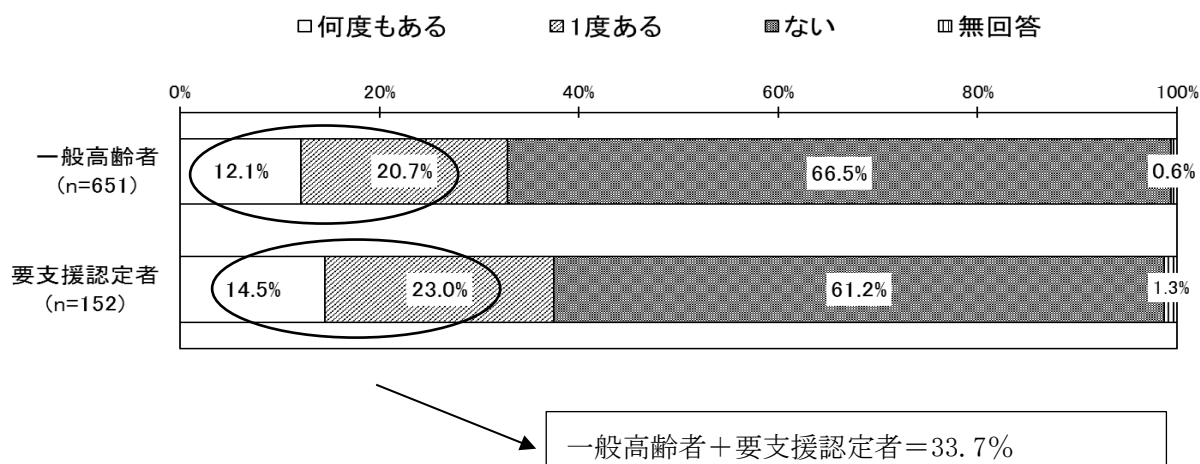
### ③口腔機能の低下が見られると判断される方の割合

■「口の渇きが気になるか」「お茶や汁物等でむせるか」「半年前に比べて固い物が食べにくくなったか」の3つの設問のうち、2問以上に「はい」と回答された方が、一般高齢者で28.4%、要支援認定者で41.7%となっています。



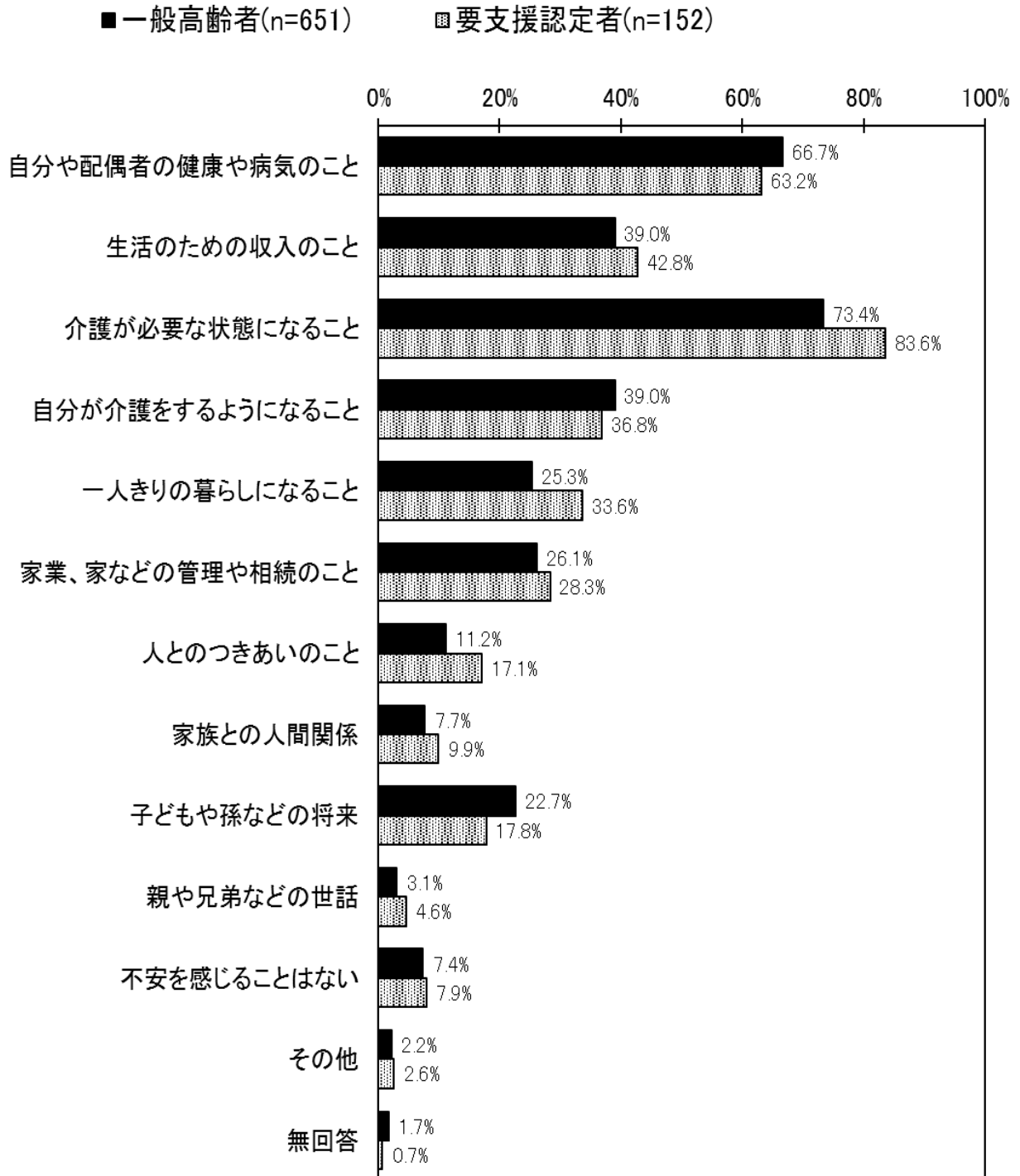
### ④過去1年間の転倒経験

■一般高齢者は32.8%、要支援認定者は37.5%が「何度もある」または、「1度ある」と回答しています。



⑤現在もしくは、将来の生活でどのような点で不安に感じますか（複数回答）

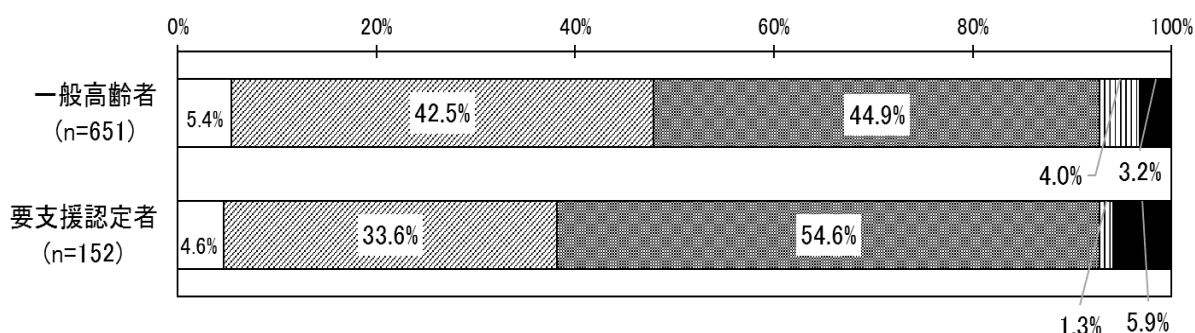
■一般高齢者、要支援認定者ともに、「自分が寝たきりや身体が不自由になり、介護が必要な状態になること」が最も多く、次いで「自分や配偶者の健康や病気のこと」が続きます。



**⑥地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか**

■「是非参加したい」または「参加してもよい」との前向きな回答をされている方が、一般高齢者では47.9%、要支援認定者では38.2%みえます。

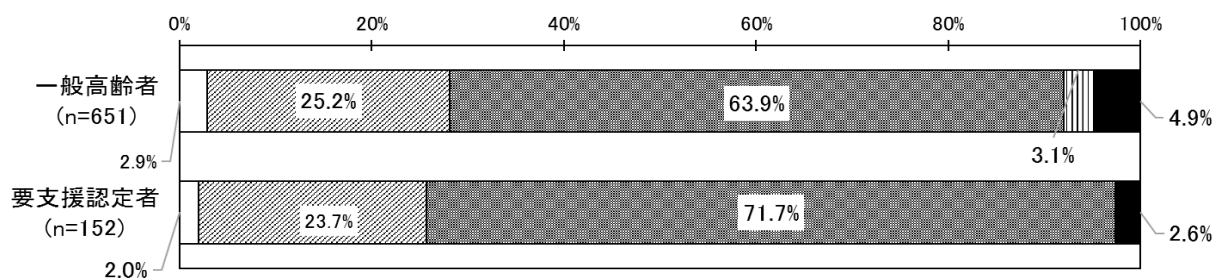
□是非参加したい   ▨参加してもよい   ■参加したくない   □既に参加している   ■無回答



**⑦地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか**

■「是非参加したい」または「参加してもよい」との前向きな回答をされている方が、一般高齢者では28.1%、要支援認定者では25.7%と、いずれも約3割みえます。

□是非参加したい   ▨参加してもよい   ■参加したくない   □既に参加している   ■無回答





## 2. 計画策定のための意見交換会結果

### (1) 意見交換会の概要

#### ①意見交換会の目的

本計画の策定にあたり、介護予防教室や地域の福祉増進に向けた会議の場をお借りして、今後の高齢者施策検討の基礎資料とすることを目的とした意見交換を行いました。

#### ②実施方法等

項目	内容等
開催日時等	<ul style="list-style-type: none"><li>・日時：令和5年10月～12月</li><li>・場所：介護予防教室 地域の福祉増進に向けた会議の場</li></ul>
主な意見交換の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活での必要なサービスについて</li><li>・介護予防教室などの通いの場について</li><li>・その他、高齢者施策全般について</li></ul>

### (2) 主な意見等

- ・近隣に大きなスーパーがあるので、元気な高齢者は徒歩で買い物に行きやすいが、買い物帰りが大変。荷物を持っている高齢者に声をかけ、自宅まで車で送り届けてあげたいが、自動車事故等が心配で容易に声をかけづらい。
- ・1週間に1回程度、移動販売車（野菜や豆腐などを販売）が来る。以前は大台からバスが来て、肉などのたくさんの商品が販売されていた。自分は自動車を運転するが、旧町内までの移動手段がない方も多く、買い物に不便を感じている人も多いと思う。
- ・近くに商店等がない地域では、移動販売などを利用しているケースが多い。自動車を運転できない自分にとっては、社協のバスでの買い物支援はありがたい。

- ・ 移動手段がない方にとっては、福祉保健センターで開催されることが多い認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、介護者の会などに参加しにくい。  
一人暮らしの高齢者は、誰かと話をしたいと思っている方も多いので、地区の集会所などでも実施してもらえたら参加しやすいと思う。
- ・ 老人クラブの集まりで、週3回程度、ユニカールやグラウンドゴルフ、百寿雀サロンに参加している。一緒に参加できる仲間がいると参加しやすいので、地域の中で誘い合って、いろんな教室や活動に参加するようにしている。
- ・ 友達を作るためにも色々な教室に参加したいが、家族や近隣の人にコミュニティーセンターまでの送迎を依頼しにくい。参加しやすい方法を検討できないか。
- ・ 自分のように足が不自由になる前に、運動教室などに参加して身体を鍛えて、いつまでも元気でいてもらいたい。
- ・ 運動のみではなく、ゲームのような脳トレも取り入れられている介護予防教室があり、認知症予防のためにも大変良いと思う。
- ・ 教室のための会場準備や後片付けについては、参加者自身で行うことも大事。
- ・ 年度途中からでも参加できる教室や、当日の申し込みでも参加できる教室など、色々な教室があるので、友達を誘ってよいかどうか迷ってしまうことがある。参加要件などについては十分な周知をお願いしたい。
- ・ 認知症などにより、支援が必要であることが第三者に分かるような方法があれば、普段から地域住民が声掛けや見守りがしやすい体制につながりやすいと思う。
- ・ この地域では、児童よりも高齢者の問題の方が大きい。  
児童虐待等に関するチラシはよく目にするが、高齢者についての相談窓口がわかるようなパンフレットがないので分かりにくい。
- ・ 自宅に閉じこもりがちの方もあるので、地域で声を掛け合うことが大切。特に、一人暮らしの方は声をかけてほしいのではないか。
- ・ コミュニティーセンターなどで開催される講座や教室への参加者は、どの教室もよく似たメンバーばかりで固定化している。自分も友達を誘うが、迷惑がられることもあり、なかなか新たな参加者が増えない。

### 3. アンケート調査結果等からみえる本市の課題

アンケート調査結果及び意見交換会での提言等からみえる、本市の課題をまとめると、以下のとおりとなります。

#### ■生活支援サービスについて

前回に引き続き、外出の目的の多くは「買い物」や「通院」で、その移動手段は「自動車」が圧倒的に多い状況です。

また、今後利用したいサービスは、「緊急時の通報システム」や「高齢者等 SOS ネットワーク」などの見守りサービスが上位となっており、これは、高齢者世帯の増加が要因であると考えられます。

一方で、3割近くの方が「生活支援ボランティアにぜひ参加したい」または「機会があれば参加したい」という意向を持っており、活動内容は「安否確認の声かけ」、「話し相手や相談相手」、「買い物」、「ごみ出し」などとなっています。このようなボランティア活動への参加意向を持つ元気な高齢者が、地域の担い手として社会参画できるような仕組みの充実が求められています。

#### ■介護予防や健康づくりへの取り組みについて

すでに介護予防や健康づくりに取り組んでいる方が5割強にとどまっている一方、「現在は取り組んでいないが、今後取り組みたい」と回答している方が4割います。そのため、ニーズに合わせた「通いの場」の充実及び、周知の強化が重要です。

さらに、「口腔機能低下リスクの高い方」や「転倒経験がある方」がそれぞれ約3割いることに加え、「ほとんど外出しない」あるいは「週1回の外出」と外出頻度の少ない方の割合が約3割と、前回調査時と比較し、ほぼ横ばいで推移していることから、身体・口腔機能の向上及び、閉じこもり予防も重視し、庁内及び、地区組織や団体等と連携した取り組みの推進が必要です。

#### ■認知症対策について

前回調査と比較し、「物忘れを感じる方」の割合が増加しています。

また、「介護予防や健康づくりのために取り組みたいと思うこと」の上位に「認知症予防」があげられており、その取り組みは重要です。

一方、認知症についての関心内容は、「症状の進行、医療・介護にかかる費用、

対応方法」が上位を占めるものの、情報入手はテレビ・新聞等が大半であることから、認知症の早期発見・初期支援を行う上においても、相談窓口の周知徹底及び、認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりの推進が重要です。

# 第4章 計画の基本理念と施策目標

## 1. 計画の基本理念

「団塊の世代」が75歳を迎え、高齢者の医療・介護ニーズがピークに差し掛かるといわれている令和7（2025）年を目前に控え、本市におきましても、人口減少・少子高齢化が更に進むと考えられ、一人暮らしや夫婦二人の高齢者世帯の増加と、高齢者の暮らしを支える地域の担い手不足が同時に深刻化しております。

このような状況の中、本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・（介護）予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

本計画では、これまでの取り組みを効果的に運用し、本市の「地域包括ケアシステム」をより具体的なサービスとして機能させるために、行政による「公助」だけではなく、多様な主体が協働しながら地域主体の取り組みを継続的に行っていくことで、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

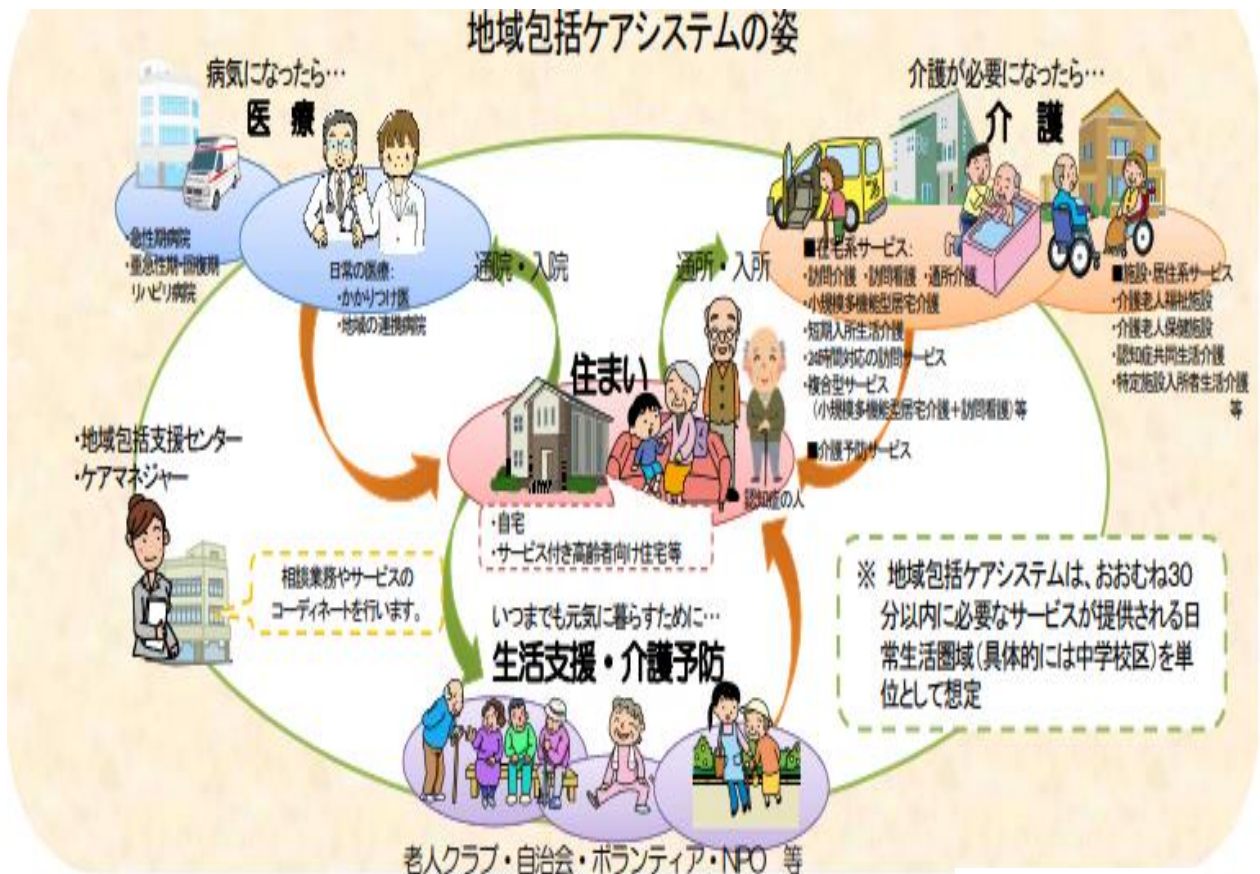
地域の助け合いによる支援体制を構築するためには、地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係になるのではなく、お互いが支え合う、住民参加による地域社会の助け合い、すなわち「互助」が重要です。

また、高齢者一人ひとりが主体的に取り組み、介護や医療を必要としない「健康寿命」を伸ばし、自らの生活を守る「セルフマネジメント」、すなわち「自助」も必要となります。

本計画では、本市における「公助」・「互助」・「自助」をより一層促進する展開期と捉え、前計画に引き続き、次の基本理念を掲げ、施策目標ごとの各種施策・事業を積極的に展開します。

### 基本理念

**いきいきと元気に住み慣れた地域で  
ずっと安心して暮らせるまちづくり**



## ■「地域包括ケアシステム」とは・・・

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療、介護、（介護）予防、住まい、生活支援」が一体的に提供される体制のことで、これら5つの要素のそれぞれのサービスが、断片的ではなく、切れ目なく提供されることが重要となります。

今後、高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会（※1）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。また、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

<用語解説>

### （※1）「地域共生社会」

高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会が繋がり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のことです。

## 2. 施策目標

基本理念の実現に向け、本計画において取り組んでいくべき、施策展開の目標を以下に示します。

### ・施策目標 1 地域包括ケアシステム推進のための基盤の整備

地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターの充実を図るとともに、地域全体における相談支援体制の充実やボランティア活動等を促進します。

### ・施策目標 2 生活支援サービスの充実

多様な主体による生活支援サービスを創出することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制の充実を図ります。

### ・施策目標 3 健康づくりと介護予防の推進

健康づくりと介護予防事業を効果的・効率的に展開し、住民主体の活動を支援することで、通いの場の一層の充実を図ります。

### ・施策目標 4 高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援

生涯学習やスポーツ活動の推進及び、地域活動やボランティア活動などの社会参加を促進し、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防につなげます。

### ・施策目標 5 認知症施策・権利擁護の充実

認知症の早期発見・初期支援を進めるとともに、地域全体での見守り体制や本人と家族に対する支援の充実を図ります。また、高齢者の権利擁護とともに、虐待や差別を未然に防ぐことができる地域を目指します。

### ・施策目標 6 医療と介護の連携体制の構築

医療と介護にまたがる支援を包括的・継続的に提供できるよう、多職種での連携を一層推進します。

### ・施策目標 7 安全・安心な生活環境の確保

防災・防犯、交通安全対策等に取り組むことで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

### 3. 施策体系

	施策目標	主な施策
<p style="text-align: center;"><b>基本理念</b></p> <p style="text-align: center;">いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり</p>	<p><b>施策目標 1</b></p> <p>地域包括ケアシステム推進のための基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括支援センター機能の充実</li> <li>(2) 相談支援体制の充実</li> <li>(3) 地域福祉活動の推進</li> </ul>
	<p><b>施策目標 2</b></p> <p>生活支援サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活支援・介護予防サービスの充実</li> <li>(2) 介護者への支援</li> <li>(3) 移動手段の確保など外出支援の充実</li> </ul>
	<p><b>施策目標 3</b></p> <p>健康づくりと介護予防の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康づくりの推進</li> <li>(2) 生活習慣病の重症化予防</li> <li>(3) 介護予防の推進（通いの場の拡充）</li> </ul>
	<p><b>施策目標 4</b></p> <p>高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習・スポーツ活動の推進</li> <li>(2) 老人クラブ活動・ボランティア活動の推進</li> <li>(3) 就労への支援</li> </ul>
	<p><b>施策目標 5</b></p> <p>認知症施策・権利擁護の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 認知症施策の推進</li> <li>(2) 高齢者の権利擁護の充実</li> </ul>
	<p><b>施策目標 6</b></p> <p>医療と介護の連携体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療と介護の連携強化</li> </ul>
	<p><b>施策目標 7</b></p> <p>安全・安心な生活環境の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における避難誘導體制の確立</li> <li>(2) 防犯対策・消費生活対策の推進</li> <li>(3) 交通安全対策・防火対策の推進</li> <li>(4) 住まいの場の確保</li> </ul>



# 第5章 高齢者福祉施策の展開

## 1. 地域包括ケアシステム推進のための基盤の整備

### (1) 地域包括支援センター機能の充実

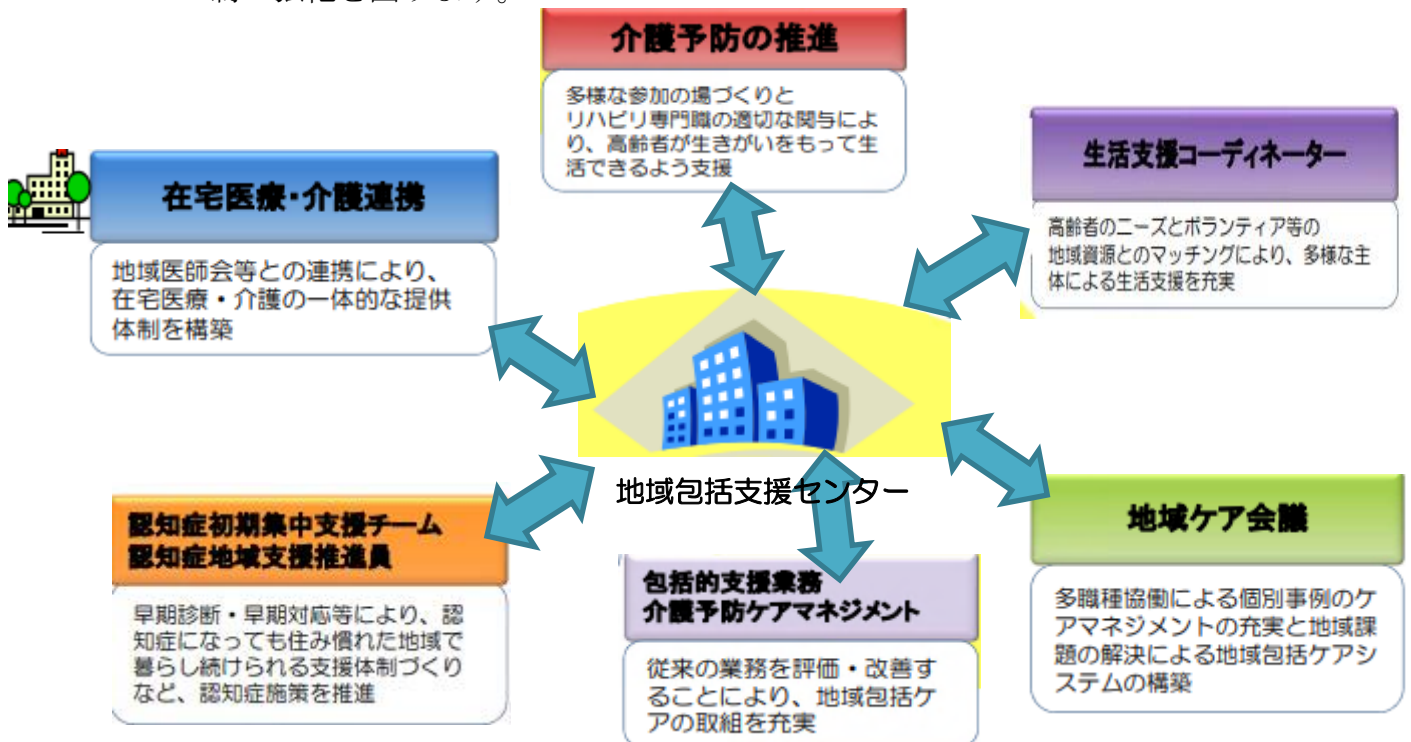
#### ■現状と課題

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種により、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じて、高齢者の包括的な支援にあたっており、地域包括ケアシステム推進のための中核的な役割を担う機関です。

近年では、相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化が進む中、個々が置かれている状況に応じた総合的な対応及び解決策が求められています。

#### ■施策の方向

今後も、高齢者の暮らしをサポートする拠点である地域包括支援センターを中心に、地域の医療・保健・福祉関係者等、多職種の連携により、高齢者を取り巻く課題の整理と対応策を検討するなど、地域での継続的・包括的な支援体制の強化を図ります。



### **①地域包括支援センターの周知**

市広報紙、社協広報紙やホームページ、地域包括支援センターが発行する「包括だより」による周知のほか、民生委員・児童委員や老人クラブへの案内などを通じて、地域包括支援センターの周知を図ります。

### **②地域ケア会議の充実**

地域ケア会議に求められる機能を果たすため、「個別ケア会議」のほか、「地域包括ケア推進会議」、「地域包括ケア推進協議会」など複数の協議体を再構築します。また、この地域の地域包括ケアの現状を俯瞰的に捉えるとともに、各施策の課題や個別事例から見える地域課題を整理・共有し、地域包括ケアシステムの充実に向けたアクションプランの検討・実行を目指します。

**本市における地域ケア会議を活用した協議体制**

協議体	機能	構成員
個別ケア会議	・個別課題の解決 ・地域課題の発見	個別支援の関係者
地域包括ケア推進会議	・地域課題の整理 ・地域づくり、社会資源開発 ・政策形成	紀北広域連合 尾鷲市 地域包括支援センター
地域包括ケア推進協議会	・ネットワーク構築 ・地域課題の共有 ・地域づくり、社会資源開発	他職種委員(委嘱)

### **③地域包括支援センターの効果的な運営**

地域包括支援センター運営協議会での評価、P D C Aサイクルの充実などにより、継続的な評価・点検を強化することで、継続的かつ安定的な運営に繋がります。また、評価指標の業務チェックリストとしての活用やチャート化による取り組みの見える化により、未達成項目の背景を分析・共有するなど、改善に向けた方策を検討・実施します。

## (2) 相談支援体制の充実

### ■現状と課題

高齢者やその家族などが抱える諸問題については、地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議等において、関係する支援者とともに対応していますが、近年、高齢者などを取り巻く問題が多様化・複雑化してきているため、各関係機関との更なる連携のもと、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の充実強化が必要となっています。

### ■施策の方向

各関係機関との連携を推進し、フォーマル・インフォーマル問わず多様なサービスが適切に利用されるよう相談支援体制の充実強化を図ります。

### ①相談支援体制の充実

地域住民の総合的な相談の場となり、支援を必要とする高齢者等を早期に把握する機会が多い地域包括支援センターを中心に、各関係機関との更なる連携を図ります。加えて、多様化・複雑化した相談内容に対応するため、障がい、生活困窮など、制度ごとに分かれている関連事業について重層的に取り組み、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の充実強化を図ります。

また、自ら支援につながる人が難しい人の中には、アウトリーチ（※1）等による継続的支援により、本人との関係性を構築し支援に繋がります。

<用語解説>

#### (※1)「アウトリーチ」

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけ、様々な形で、必要な人に必要なサービスや情報を届けること。

### ②地域の関係機関との連携

高齢者などが抱える問題を迅速に把握し、的確に支援へつなげるために、公的機関、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員等、地域における多様な支援者による連携を強化し、実態把握や相談、サービスに関する情報共有等に努めます。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、作業・理学療法士会、福祉施設、警

察等、各関係機関との更なる連携強化を図り、各施策において効果的に専門職が関与していける体制づくりを進めます。

### **(3) 地域福祉活動の推進**

#### **■現状と課題**

本市では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地区福祉委員をはじめ、様々な機関や団体の活動を支援するとともに、市と機関や団体あるいは、機関や団体同士の交流、ネットワーク化を促進し、連携・協力による事業推進に努めています。

しかしながら、地域における活動の担い手の固定化や高齢化が進んでおり、担い手不足による活動の停滞・支援の縮小が懸念されます。

#### **■施策の方向**

すべての市民が健やかで生きがいある生涯を送ることができる地域社会を構築するため、ノーマライゼーション（※1）の理念に立った地域福祉の取り組みをより一層推進していきます。

<用語解説>

#### **（※1）「ノーマライゼーション」**

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を実現させる考え方。

#### **①地域福祉体制の確立**

地域における高齢者福祉ニーズはますます増大・多様化していることから、市民一人ひとりが地域の担い手となる支え合いの仕組みづくりを推進します。

そのために、市民への啓発活動の展開、各種団体によるボランティア活動の促進、生活支援ボランティア養成講座などを実施し、地域の担い手の確保・育成に努めるとともに、高齢者自身も地域活動やボランティア活動に参加できる環境づくりを進めるなど、地域福祉体制の確立に努めます。

## 2. 生活支援サービスの充実

### (1) 生活支援・介護予防サービスの充実

#### ■現状と課題

近年、一人暮らしや夫婦二人の高齢者世帯の割合が年々増加しており、これまで同居家族が担ってきた見守り・安否確認、外出支援などの生活支援や、通いの場などの地域とのつながりの場の開催の必要性が高まっています。

このように、支援を必要とする高齢者が増加する中、本市では、平成30年度から、生活支援体制整備事業（※1）において、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター（※2）を中心に、住民や組織等の多様な主体が参画のもと、買い物・ごみ出しの支援や見守り、通いの場の開催等について協議・検討を重ね、生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における支え合いの仕組みづくりを推進しています。

#### <用語解説>

##### （※1）「生活支援体制整備事業」

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とした事業。

##### （※2）「生活支援コーディネーター」

様々な主体による多様な取り組みを一体的にコーディネートする役割を担っており、その機能としては、地域にある既存のサービスと高齢者のニーズとのマッチングや地域に不足しているサービスの創出、関係機関等とのネットワーク化などがあります。

#### ■施策の方向

民生委員・児童委員をはじめ関係機関等と連携しながら、支援が必要な高齢者の把握に努め、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、公的なサービスと併せて、地域人材や地域資源を活用した地域での支え合いの仕組みの充実を図ります。

### ①地域における支え合いの仕組みの充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、地域に必要な生活支援サービスの創出や、地域住民、NPO、民間企業、行政等、多様なサービス提供主体間による連携体制の構築など、地域における支え合いの仕組みを充実させていきます。

なお、現在、本市における重点的な地域課題として抽出された、買い物支援、ごみ出し支援、移動支援、通いの場づくりについての仕組みづくりが進められています。

### ②食の自立支援事業の推進（配食支援・見守り支援）

疾病等により調理が困難な、おおむね65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯等に対して、週3回を限度に栄養バランスのとれた食事を提供することで、低栄養状態を改善するとともに安否確認を行い、自立した在宅生活が送れるよう支援を行っています。

栄養バランスのとれた食事の確保と在宅生活を維持していくための見守り支援として継続して実施します。

食の自立支援事業 利用者(延べ)の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者(人)	161	169	142

※令和3年度～4年度は実績。令和5年度は見込み。

### ③緊急通報装置貸与事業の推進（見守り支援）

ひとり暮らしの高齢者の安全確保や不安の解消を図るため、急病等の緊急時にボタンを押すと管理業者につながる装置を貸し出ししています。

救急車の出動要請等緊急時の対応のほか、月1回の安否確認コールも実施しています。

高齢者の日常生活の安全確保と離れて暮らす家族の不安解消のため、引き続き事業を実施し、高齢者の自立生活を支援します。

緊急通報装置貸与事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸与人数(人)	135	130	124

※令和3年度～4年度は実績。令和5年度は見込み。

#### **④買い物がしやすい環境の整備（買い物支援）**

身近なところに商店が無いなど、買い物に不便を感じている地域等においては、民間事業者を中心とした移動販売車の巡回サービスや日用品・食料品等の宅配サービスなどの活用をはじめ、住民同士の生活応援の仕組み（※1）を充実させるなど、多様な主体による買い物支援サービスの創出を図り、高齢者が日用品・食料品等を購入しやすい環境づくりを進めていきます。

<用語解説>

##### **（※1）「住民同士の生活応援の仕組み」**

社会福祉協議会が取り組んでいる、買い物やごみ出しなどの助け合いを応援する住民参加型の生活応援事業「助<sup>すけ</sup>っと」や、輪内地区をはじめとする周辺地域を対象とした、住民ボランティアが添乗したバスによる買い物支援「いこらい」、また、NPO法人あいあいが取り組んでいる「あいあい助け合い活動」などがあります。

#### **⑤ごみ出し支援**

65歳以上で要介護認定を受けているひとり暮らしの高齢者世帯など、ごみ出しが困難な世帯に対し、市が出向き、ごみ収集を行う「ふれあい収集」を実施しています。

また、令和3年度からは、社会福祉協議会が住民ボランティアと協働し、ごみ出し支援に取り組んでおり、こうした取り組みにより、既存サービスでは充足できないニーズへの対応を図ります。

#### **⑥民生委員・児童委員による緊急連絡カードの作成（見守り支援）**

ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯を中心に、民生委員・児童委員が訪問し、緊急時の連絡先や健康状況等が記載された「緊急連絡カード」を作成しています。災害などの緊急時において、関係機関や近隣住民による迅速な対応が行えるよう、また、地域における見守り体制の強化などを目的として、整備を図ります。

#### **⑦高齢者等の見守りの協力に関する協定（見守り支援）**

市内金融機関や流通事業者等との見守り通報に関する協定により、地域における見守り体制の充実を図ります。

## ⑧担い手の育成・確保

地区福祉委員、民生委員・児童委員等との連携や、社会福祉協議会による「わがらの町の暮らし支え合い塾（※1）」や「わごころ会議（※2）」を中心に、見守りや生活支援、通いの場などに必要な住民ボランティアの育成・確保等を進めていきます。

また、元気な高齢者が地域の担い手になることで、同じ立場の高齢者からのニーズへのきめ細かな対応が可能になり、さらには、高齢者自身が支援者側として、ボランティア活動等に参加することが「生きがい」や「介護予防」にもつながるといった効果も期待されます。

<用語解説>

### （※1）「わがらの町の暮らし支え合い塾」

社会福祉協議会が主催する生活支援ボランティア養成講座で、平成30年度から開催。

### （※2）「わごころ会議」

「わがらの町の暮らし支え合い塾」で学んだことや気づいたことなどについて、同じようにやる気になった仲間同士でより理解を深め、実際の活動に繋げるためのプラットフォーム。

### <わがらの町の暮らし支え合い塾>



### <わごころ会議>





## (2) 介護者への支援

### ■現状と課題

高齢化の進展に伴って、在宅で介護をする家族等（以下、介護者という）も高齢化しており、介護者の身体的・精神的・経済的負担が大きくなっています。

介護者へのアンケート結果からも、介護者自身の高齢化(老老介護)、介護期間の長期化、心身の負担の大きさなどが伺えます。

### ■施策の方向

総合的な相談機能を充実していくとともに、介護者相互の交流会の開催をはじめとする介護者への支援を強化し、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

#### ①「介護者の会」の開催

介護者や介護に関心の高い方に対して、介護方法や介護予防の啓発、健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室や介護者相互の交流会を開催することで、介護技術の向上とリフレッシュによる心的負担の軽減を図ります。

#### ②介護相談の充実

介護者の悩み・不安などの解消に向けて、地域包括支援センターと連携し、総合的な相談に応じます。

#### ③ショートステイの利用啓発

介護者が病気や仕事、または旅行等で一時的に介護ができない場合や、介護疲れによる身体的・精神的負担を軽減することを目的として、聖光園等の施設と連携し、ショートステイ（生活管理指導短期宿泊事業）の適切な利用促進を図ります。

#### ④家族介護用品券支給事業

要介護4または5で、寝たきり状態に相当する高齢者を在宅で介護している家族に対し、おむつや尿取りパット等が購入できる介護用品券を交付します。

### (3) 移動手段の確保など外出支援の充実

#### ■現状と課題

地域によっては、身近な商店や診療所等の減少により、居住地区では買い物や通院等ができない現状も見受けられ、高齢者にとって、買い物や通院などの日常生活における移動手段の確保が重要な課題となっています。

このため、本市では、ふれあいバスを運行しており、令和4年3月には「尾鷲市地域公共交通計画（令和4年度から8年度まで）」を策定し、当該計画における公共交通ネットワーク形成の基本方針に基づき、令和5年4月から、交通不便地域である九鬼地区以南から市街地への利便性向上のため、路線を増加し、現在、5つの路線で運行しております。（5路線：尾鷲地区、須賀利地区、九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線）

また、福祉有償運送については、社会福祉法人、NPO法人、介護事業者等と連携しながら適切に実施しております。

#### ■施策の方向

引き続き、持続可能で効率的な移動手段の確保に努めます。

#### ①身近なバス交通等、移動手段の充実

利用者の利便性向上のため、例年実施している「ふれあいバス利用者アンケート」を通じて、地域や利用者のニーズ、課題を把握し、改善を図っています。今後も「尾鷲市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な生活交通体系の構築に取り組めます。

#### ②福祉有償運送の充実

要介護者や障がい者など、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象とした福祉有償運送について、制度の周知を図るとともに、社会福祉法人、NPO法人、介護事業者等と連携しながら今後も円滑な利用促進に努めます。

また、福祉有償運送等の担い手不足を解消するために、社会福祉協議会に委託し、人材育成に取り組めます。

## 3. 健康づくりと介護予防の推進

### (1) 健康づくりの推進

#### ■現状と課題

平均寿命が延伸傾向にある中、健康で自立した生活を送る期間である「健康寿命」を伸ばすことが重要となっています。そのためには、市民自らが「自分の健康は自分でつくり、自分で守る」という意識を持ち、生活習慣を見直すとともに、日頃から健康状態に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが大切です。

本市では、「栄養バランスの偏り」、「塩分の摂取過多」、「野菜や果物の摂取不足」、「運動習慣の定着化」が課題であり、これらに加え、特に高齢者において課題とされている、お口の健康（8020 運動（※1））やこころの健康づくり、自殺対策についても併せて取り組みを進めていく必要があります。

<用語解説>

#### （※1）「8020 運動」

80 歳になっても、自分の歯を 20 本以上保つという運動。

#### ■施策の方向

食生活の改善及び運動習慣の定着化を図ります。併せて、お口の健康やこころの健康づくりへの取り組みを充実させることで、健康寿命の延伸を目指します。

#### ①健康的な食習慣及び、運動習慣の定着化

高齢期のQOL（生活の質）の維持・向上を図りながら、フレイル（※1）や低栄養等を予防するために、主食、主菜、副菜をそろえたバランスのとれた食事や運動の必要性について、健康イベントや健康相談、市広報紙などを通じて普及啓発を行います。

また、運動習慣を定着化させるため、市が実施している「健康づくりポイント事業」、「30 日チャレンジ事業」や「てくてくウォーク」などについても、市広報紙等により幅広く情報提供を行います。

さらに、主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、運動の自主活動教室に対するサポート体制を充実させます。

<用語解説>

(※1)「フレイル」

加齢により、心身のはたらきや、社会的なつながりが弱くなった状態。要介護状態に至る前段階として位置づけられる。

## **②健康相談の充実**

巡回型及び福祉保健センターでの健康相談において、保健師、栄養士等が健康診断結果などについて説明するとともに、相談に応じ、必要な指導や助言を行うことで、健康管理を支援します。

## **③こころの健康対策の充実**

こころの健康及び、休養、睡眠に関する正しい知識の普及啓発や、健康相談を実施するとともに、相談窓口の周知を行います。

また、自殺予防対策を地域全体で取り組んでいくために必要となる人材育成を図ります。

## **④感染症及び熱中症予防**

高齢者インフルエンザや新型コロナウイルス等の予防接種を実施します。

また、感染症及び熱中症においては、重症化することで生命の危険性が高まることから、正しい知識と予防方法の周知を徹底します。

## **(2) 生活習慣病の重症化予防**

### **■現状と課題**

高齢者の大半は、生活習慣病に対して何らかの自覚症状を有し、医療機関を受診しています。また、慢性疾患の有病率が高く、複数の疾患を持つ人も少なくありません。早期発見・早期治療とともに、重症化予防が課題となっています。

### **■施策の方向**

住民一人ひとりが自身の健康状態に関心を持ち、健康管理を行えるよう普及啓発するとともに、定期的な健診（検診）受診、発症予防や重症化予防対策を推進します。

また、ロコモティブシンドローム（※1）、サルコペニア（※2）やフレイルの概念や予防の大切さについて理解が得られるよう、啓発を行います。

<用語解説>

(※1)「ロコモティブシンドローム」

運動器症候群。運動器の障がいにより、要介護の状態や要介護リスクが高まる状態のこと。

(※2)「サルコペニア」

加齢に伴って生じる骨格筋量と骨格筋力の低下。

**①健康診査及び、がん検診の普及啓発**

健康診査及び各種がん検診を実施し、早期発見・早期治療を目指します。

また、地区組織及び関係機関等と連携し、健診（検診）の重要性を周知し、受診勧奨に努めるとともに、受診しやすい体制を整備します。

**②健康教室・健康相談・保健指導の充実**

生活習慣を改善できるよう、健康教室や健康相談を実施し、糖尿病・高血圧・高脂血症・慢性腎不全等の発症予防及び重症化予防に取り組みます。

さらに、健康診断結果に基づき、生活習慣病が重症化しないよう、医師等と連携し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施します。

**(3) 介護予防の推進（通いの場の拡充）**

**■現状と課題**

介護予防においては、「通いの場の拡充」や「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の重要性が求められています。

本市では、関係機関等と連携し、様々な介護予防・健康づくり教室を実施しています。また、特に令和5年度からは、地区コミュニティーセンターとの連携を強化することで、地域の実情や高齢者のニーズ等もふまえながら、介護予防を目的とした様々な「通いの場」を展開しており、介護予防にかかわる知識の普及及び、介護予防を継続的に実施してもらうための取り組みを推進しています。

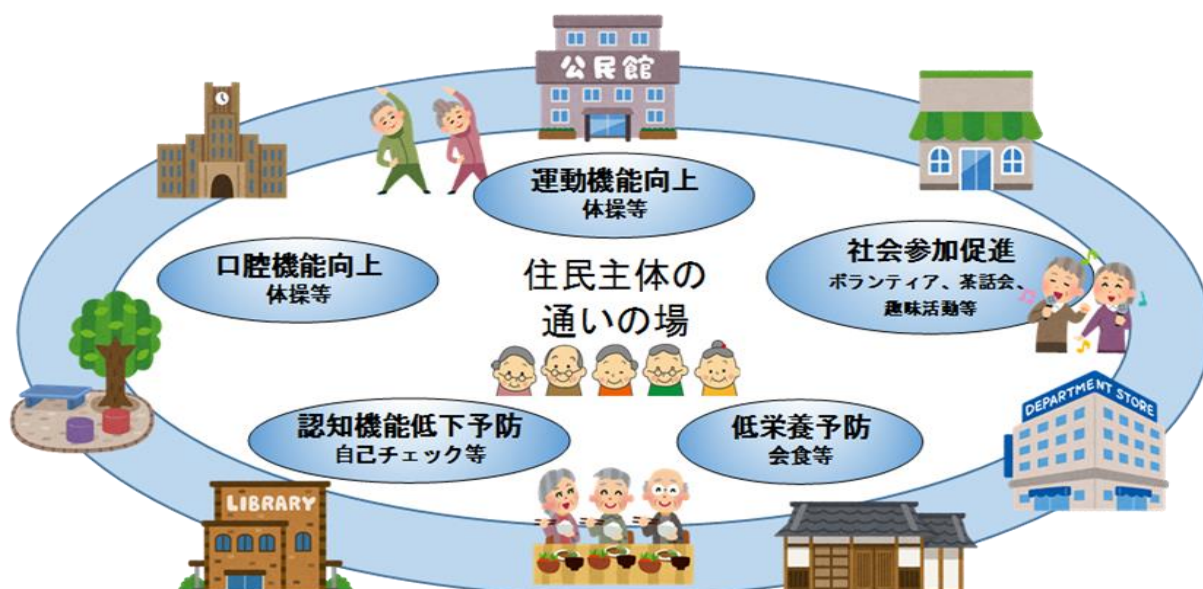
しかしながら、参加者の固定化や、住民が主体的に取り組むためのリーダーや世話役の不足などが課題となっています。

また、これまで各医療保険者により別々に実施されてきた保健事業と、介護予防を一体的に実施していく取り組みを進めており、今後は、この取り組みを評価し、関係機関、各種専門職等と連携しながら、さらに効果的に実施するための体制を構築することが重要です。

## ■施策の方向

これまでの事業を継続するとともに、誰でも一緒に参加することができる介護予防活動の展開を目指して、他事業との連携等により「通いの場」の拡充に取り組めます。

●出典：厚生労働省



### ①介護予防対象者の把握

地域包括支援センターや関係機関・団体等による訪問や健康診査結果等により、何らかの支援を要する人を把握し、「通いの場」等につなげるための仕組みづくりを推進します。

### ②介護予防の普及啓発

高齢者のみならず、家族や現役世代からも、介護予防の必要性について理解を得られることが重要であるため、エリアワンセグやDVDの貸し出し等による普及啓発を継続し、地域全体で介護予防に取り組む気運を高めていきます。

### ③介護予防活動の支援

運動や体操のほか、生涯学習、趣味活動、ふれあいサロン（※1）等、多種多様な取り組みについて、介護予防を目的とした「通いの場」と捉え、より身近な地域で参加できる仕組みづくりを進めます。

そのために、まず、様々な「通いの場」を類型化・見える化したパンフレット

等を作成することで、参加しやすい体制を構築します。次に、「通いの場」を運営する地域組織の育成や、場の運営及び、立ち上げ支援等に取り組みます。

また、関係機関と連携し、現在実施している「スクエアステップ（※2）」、「シルバー元気塾（※3）」、「ふれあいサロン」等については、住民が主体的に取り組めるよう、リーダーや世話役の確保・育成に努めます。

### 介護予防を目的とした教室の実績（参加者数延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防教室	2,588	2,419	3,414
スクエアステップ	220	373	780
シルバー元気塾	0	475	747

※令和2年度～3年度はコロナ禍のため、活動休止期間があります。

<用語解説>

#### （※1）「ふれあいサロン」

おしゃべり、体操、カラオケ等様々な活動を行っている、気軽に行ける地域交流の場。閉じこもりや認知症予防にも効果的です。また、社会福祉協議会が推進しているふれあいサロンとして、おしゃべりほのぼのサロンや百寿雀を活用したサロンがあります。

#### < 百寿雀サロン >



(※2) 「スクエアステップ」

マス目で区切られたマットの上でさまざまなパターンの足踏み（ステップ）をする頭と体の運動。高齢者の転倒予防や生活習慣病予防、心身や認知機能向上に効果的です。

< スクエアステップ >



< スクエアステップリーダー養成講座 >



(※3) 「シルバー元気塾」

「楽しく健康づくり、仲間づくり」を目的とした健康体操を月2回実施しています。

< シルバー元気塾 >



**④リハビリテーション等専門職と連携した介護予防事業の推進**

医療機関や関係機関等と連携し、身体的機能の低下や関節痛等がある高齢者に対し、リハビリテーション専門職による運動法の指導等、介護予防に関する助言や技術的支援を実施します。



### ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

生活習慣病のリスクや、フレイルなどの高齢者の加齢に伴う筋力や心身の機能低下のリスクに応じて、保健事業から介護予防事業に、また、介護予防事業から保健事業につなぐための包括的支援を実施します。

具体的には、健康診査結果や医療・介護状況から、高齢者の健康状態を把握し、健康相談・保健指導等の個別支援や、通いの場等を活用した健康教室や普及啓発などの集団的支援を実施します。

#### <高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のイメージ図>

●出典：厚生労働省



## 4. 高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援

### (1) 生涯学習・スポーツ活動の推進

#### ■現状と課題

高齢者の生涯学習の機会として、公民館やコミュニティーセンターで講座などを開催するとともに、高齢者が気軽にスポーツを楽しむ機会として、スポーツ教室や各種大会を開催しているほか、市の歴史や文化を生かした学習や文化活動、スポーツ、レクリエーションなどの自主活動を支援しています。しかし、参加者の固定化などの課題もみられます。

#### ■施策の方向

高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防につながる、生涯学習活動やスポーツ活動を推進します。

#### ①生涯学習の機会の充実・スポーツ活動の推進

高齢者の学習意欲を満たす内容の講座の開催や、日頃の学習の成果を発表する場として作品展を開催するなど、学習支援の活性化を図り、生きがいや仲間づくりにつなげます。

また、スポーツは、健康増進や体力の維持向上とともに、多くの仲間との交流や親睦を図ることで、生きがいにもつながることから、生涯スポーツを推進します。

<スマートフォン教室>



<料理教室>



## **②各種施設等の充実**

公民館や運動場など、住民の活動の場となる各種社会教育施設の適切な維持管理を行い、快適な環境の提供に努めます。

## **(2) 老人クラブ活動・ボランティア活動の推進**

### **■現状と課題**

老人クラブは、高齢者自らの教養の向上、趣味・レクリエーション、地域奉仕活動を通じて、会員相互の親睦を深め、生きがいや健康づくりに努めています。また、高齢者の閉じこもり予防や次世代の育成支援など、社会を取り巻く様々な問題がある中、新たな地域づくりの担い手としての役割にも期待が寄せられています。

一方で、近年では、価値観の多様化などにより、高齢者人口が増加しているにも関わらず、会員数やクラブ数の減少が進んでおり、活動を牽引するリーダーの養成も課題となっています。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者自身の社会参加も必要不可欠です。生活支援ボランティアへの参加意向を持っている元気な高齢者も少なくないことから、そのような高齢者が地域活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを進めていく必要があります。

### **■施策の方向**

健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、また、地域包括ケアシステムを推進していくために、老人クラブ活動やボランティア活動などの高齢者の社会参加を支援し促進します。

### **①老人クラブ活動の推進**

高齢者が社会の一員として、健康でいきいきとした生活を続けていく上で、老人クラブの活動はますます重要です。豊かな経験と知識を活かし、ボランティアや生きがい、健康づくりなどに積極的に取り組んでいる老人クラブの活動に対して、引き続き補助金を交付し支援します。

### 老人クラブの状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数(団体)	19	18	17
会員数(人)	865	778	714

※令和3年度、4年度は実績。令和5年度は見込み。

### ②高齢者のボランティア活動の推進

子育て支援などの福祉ボランティア、見守り活動などの地域の安全を守る活動など、地域の課題に主体的に取り組む高齢者のボランティア活動について支援します。

また、ボランティア活動についての理解を深め、高齢者の参加を促進するために、引き続き社会福祉協議会等と連携し、ボランティア養成講座を開催することで、地域の担い手育成につなげていきます。

### ③世代間交流の促進

学校との世代間交流など、趣味やスポーツを通じ、さまざまな世代によるつながりの輪を広げます。

## (3) 就労への支援

### ■現状と課題

高齢化と生産年齢人口の減少が続く中、令和3年4月の「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、70歳までの就業機会確保が努力義務とされるなど、高齢者の就労・雇用促進が図られています。

高齢者にとって就労は、生計維持だけではなく、生きがいや健康維持という観点からも重要であることから、本市では、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的とした組織である尾鷲市シルバー人材センターの運営を支援しています。

しかしながら、近年では、企業での雇用継続や高齢者の就労ニーズの多様化などから、シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあり、会員拡大のための周知が必要です。

### ■施策の方向

シルバー人材センターへの支援を継続し、高齢者の就労機会の確保に努めま

す。

### ①高齢者の就労支援

高齢者本人の経験や能力、希望に応じた就業により、地域社会の需要に対応し、就労を通じた生きがいをづくりと社会参加を図るため、シルバー人材センターへ引き続き補助金を交付し支援することで、高齢者の就労機会の確保に努めます。

シルバー人材センターの実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	128	121	112
就業実人員(人)	98	92	83
就業率(%)	76.6	76.0	74.1

※令和3年度～4年度は実績。令和5年度は見込み。

## 5. 認知症施策・権利擁護の充実

### (1) 認知症施策の推進

#### ■現状と課題

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

国においては、令和元年に「認知症施策推進大綱」が示され、そして、令和5年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現が目指されています。

このような状況の中、本市においても、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、「共生（※1）」と「予防（※2）」を両輪とした施策を推進しています。

まず、認知症の正しい知識の普及啓発や理解を深めることを目的に「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ」を開催しています。

また、認知症の相談窓口の周知を図り、医師などの複数の専門職から構成される「認知症初期集中支援チーム」を配置することで、早期発見・初期支援体制を整えるとともに、市民ボランティアによる認知症支援や啓発活動の取り組みを推進し、地域における見守り体制の強化に努めています。

今後、高齢化の進展等に伴い、認知症高齢者の増加が更に見込まれることから、認知症施策を一層推進するとともに、認知症本人やその家族のニーズを具体的な支援につなぐ仕組みを整備する必要があります。

#### <用語解説>

##### (※1)「共生」

「認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きる」また「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味

##### (※2)「予防」

認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

## ■施策の方向

地域包括支援センター、医療機関、関係団体等との連携のもと、認知症本人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とした支援をより一層推進します。そのために、認知症の正しい知識の普及啓発に努め、地域全体での様々な主体によるきめ細かな支援体制の充実を図ります。

さらに、認知症高齢者を介護する家族に対しては、総合的な相談支援を行うとともに、認知症本人やその家族のニーズを具体的な支援につなぐ仕組みである「チームオレンジ（※1）」の整備を目指します。

### <用語解説>

#### （※1）「チームオレンジ」

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

### ①認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症本人やその家族を温かく見守り応援するボランティア「認知症サポーター」の養成については、地域住民や小中高生、生活関連企業等の協力を得ながら、今後も積極的に進めていきます。

#### 認知症サポーター養成講座の実績

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症サポーター養成講座 開催回数	2回	5回	9回
認知症サポーター養成者	15人	110人	233人
認知症サポーター養成者 累計	2,525人	2,635人	2,868人

また、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした、認知症の初期段階から認知症本人やその家族のニーズにあった具体的な支援につなぐ仕組みである「チームオレンジ」を令和7年までに整備することを目指します。

### <認知症サポーター養成講座>



### <認知症サポーターステップアップ講座>



## ②認知症ケアパス（冊子）を活用した普及啓発

認知症ケアパス（冊子）は、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の初期症状や経過、相談窓口、どのような医療や介護サービスを受ければよいかなどを理解していただくために作成したものです。

現在の認知症ケアパスについては、さらに効果的に活用できるように見直しを行い、積極的に活用することで、認知症の正しい知識の普及啓発を図ります。

## ③認知症予防の普及啓発

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等には、認知症の発症及び進行を遅らせる可能性が示唆されていることを踏まえ、関係各課及び関係機関等と連携し、予防にかかわる普及啓発に努めるとともに、高齢者が身近に通える場等の拡充を目指します。

また、「認知症カフェ（こもれびカフェ）」が、医療や介護従事者の協力も得ながら、認知症サポーターであるボランティアを中心に、地域で自主的に継続して開催できるよう支援していきます。

### 認知症カフェ(こもれびカフェ)の実績

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症カフェ(こもれびカフェ)開催回数	1 回	9 回	12 回
認知症カフェ(こもれびカフェ)参加者数	14 人	67 人	101 人



## <認知症カフェ(こもれびカフェ)>



### **④認知症介護者の交流や相談等の支援**

認知症の介護者は、一般の介護者より心身の負担が大きいと言われることから、今後も介護者の会や認知症カフェを通じて、介護者間の交流や相談、情報提供等の支援を行います。

### **⑤認知症初期集中支援チームによる初期支援体制の構築**

認知症の人や認知症が疑われる人を訪問し、家族の同意のもと、受診勧奨やサービスにつなげるための初期支援を包括的・集中的に行うため、医療・福祉等の複数の専門職による「認知症初期集中支援チーム」を継続し設置します。

また、本人が医療・介護サービス等を希望しないことにより社会から孤立している場合も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐために支援体制の充実を図ります。

### **⑥認知症地域支援推進員を中心とした支援体制の構築**

地域包括支援センター内に、医療や介護における専門的知識及び経験を有する専門職として「認知症地域支援推進員」を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や、認知症カフェの運営等を行います。

### **⑦尾鷲市高齢者等SOSネットワーク事業の推進（見守り支援）**

認知症高齢者の徘徊、不慮の事故等に対処するため、介護事業所や金融機関・宅配業者等の業者や団体が加盟し、事前に登録した家族から行方不明の情報があったときに加盟団体に情報を共有し、業務に支障のない範囲で捜索を行う高齢者等SOSネットワーク事業を推進します。

## (2) 高齢者の権利擁護の充実

### ■現状と課題

高齢者の人権尊重のため、高齢者虐待防止法に基づく市民の責務として、虐待を発見した場合には速やかに市に通報しなければならない努力義務を負いますが、十分に周知されているとはいえない状況にあります。

また、平成 28 年に成年後見制度利用促進法が施行されましたが、高齢者の権利を守るための日常生活自立支援事業や成年後見制度などの事業・制度についても、その認知度はいまだ低い状況にあります。

### ■施策の方向

高齢者虐待防止に向けた啓発活動とともに、関係機関と連携した高齢者虐待防止体制の充実を図ります。また、高齢者の権利を守るための日常生活自立支援事業の充実や成年後見制度の利用支援を推進します。

#### ①高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止に向けた市民への啓発を行うとともに、地域包括支援センターや介護事業所などによる高齢者宅への戸別訪問や、近隣住民や民生委員・児童委員等からの情報提供など、関係機関等との連携を強化することで、高齢者虐待の早期発見、早期対応に向けた体制の充実を図ります。

#### ②日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない人に、サービスの利用手続きの援助や、日常的な金銭管理のお手伝いなどを行い、地域で自立した生活が送れるように支援する事業です。本市では紀北地域権利擁護センターを設置し、関係機関と連携して事業の一層の充実を図ります。

#### ③成年後見制度の利用促進

認知症などの理由で判断能力の不十分な高齢者等が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをすることで、その人を援助、保護する制度です。

制度の周知とともに、介護保険サービスの利用、財産管理、日常生活上の支援が必要な場合に、成年後見制度を利用するように支援します。また、市民後見人の養成など利用に関する体制の整備に努めます。

**※制度の詳細については、P94「第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画」をご参照下さい。**

## 6. 医療と介護の連携体制の構築

### (1) 医療と介護の連携強化

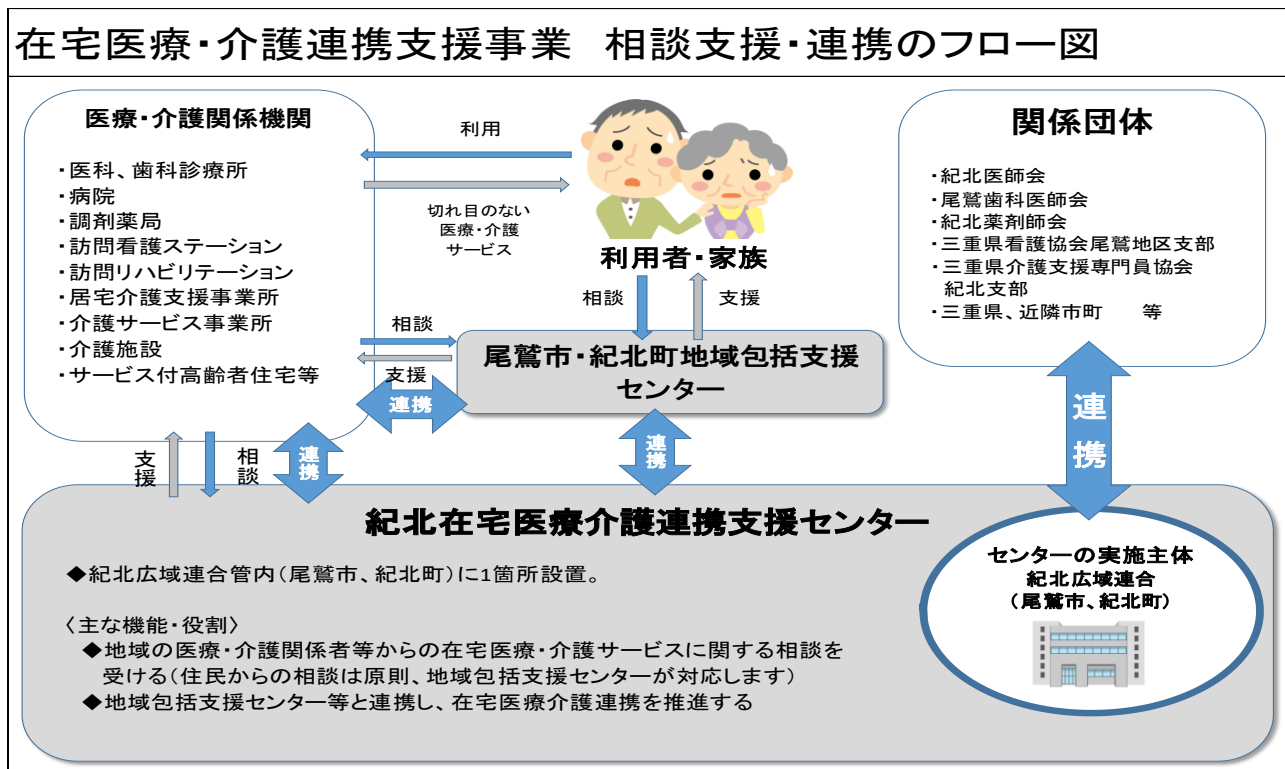
#### ■現状と課題

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応や看取りなど、医療と介護が連携し支えていく必要があります。

こうした中、本地域では、平成30年4月に、医療と介護の連携を推進する拠点として、「紀北在宅医療介護連携支援センター」を設置しました。

紀北在宅医療介護連携支援センターでは、医療と介護に関する知識を持つコーディネーターを配置し、地域の医療・介護資源の把握や、尾鷲市・紀北町・地域包括支援センターと協働しながら地域の医療・介護サービス提供者の連携のサポートを行い、医療・介護の連携シートによる情報共有の仕組みや短期入所生活療養介護事業所の空所状況確認システムの整備、地域課題に応じた各種ガイドラインの作成など、円滑な連携を図る取り組みを進めています。

在宅医療・介護連携支援事業 相談支援・連携のフロー図



## **■施策の方向**

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の増加が今後更に見込まれることから、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護の連携をより一層推進します。

### **①医療・介護の連携強化**

紀北在宅医療介護連携支援センターを中心に、医師会と連携し、医療と介護の連携体制を強化します。また、医療関係者と介護関係者の相互理解を深めるために、多職種間等での研修会や懇談会を定期的で開催し、顔の見える関係性を築くとともに、多職種間や事業所間の連携体制を強化することで、それぞれの専門性を活かした一体的な支援体制の構築を図ります。

### **②地域住民への普及啓発**

市民が適切な医療を選択し継続していくためには、これからの医療や介護の方向性を理解することが重要です。また、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて熟知することも重要であることから、市民を対象とした医療と介護に関する講演会や周知パンフレットの作成などを通し、的確な情報提供や普及啓発を行います。

### **③救急医療の充実**

紀北地区の医師数が減少していく中で、一次救急については、今後も紀北医師会の協力のもと、また、二次救急については、尾鷲総合病院において24時間365日受入れができる環境を維持し、救急医療体制を堅持していきます。

## 7. 安全・安心な生活環境の確保

### (1) 災害時における避難誘導體制の確立

#### ■現状と課題

近年、東日本大震災・熊本地震・能登半島地震の発生、台風や線状降水帯発生に伴う局地的大雨による土砂災害等により、高齢者や高齢者施設が被災する事例が多くなっています。特に本市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、大規模地震による大きな災害の発生が危惧されている中、高齢者が安心して過ごせる場の確保と防災対策が重要となっています。

また、高齢者は、災害発生時に支援を必要とするが多いため、支援体制を整備しておくことが求められており、特にねたきりなど歩行が困難な高齢者や一人暮らし高齢者の避難や救助には、地域住民の協力が必要です。

そのため、本市では、災害時の声かけや避難の手助けが的確に行われるよう、自主防災組織の役割や重要性を周知し、組織化と活動促進に努めています。

また、民生委員・児童委員や自治会等と連携しながら、「緊急連絡カード」の重要性を周知し、その情報をもとに、本人の同意を得て、避難行動要支援者の把握に努めながら、避難場所や避難ルートの周知、防災意識の啓発に努めています。

#### ■施策の方向

今後も、避難行動要支援者の把握に努め、自治会や自主防災会などと連携し、迅速に避難できる体制の確立を図ります。

また、防災意識の啓発や情報伝達体制の強化により、高齢者が災害時に適切な判断のもと迅速な避難行動がとれるように支援します。加えて、非常災害対策を行っていく上において、感染症の流行を踏まえた対策も講じていきます。

#### ①災害時の避難誘導體制の確立

安否確認方法、避難誘導、避難行動要支援者対策など、地域の実情にあわせた避難ルールを地域住民自らが考える「住民主導型避難体制確立事業」を継続して展開します。また、一度、避難体制を確立した地域においても、状況に応じ、地域住民と連携し更新を行います。

## **②防災意識の啓発**

転入者へのハザードマップの配布や防災訓練・防災講話を通じて、防災に関する知識の普及と防災意識の啓発を継続して展開していくとともに、市広報紙での啓発も併せて行います。

## **③情報伝達体制の強化**

防災行政無線システムによる屋外放送及び、エリアワンセグシステムやSNSを活用した情報伝達を継続します。

## **(2) 防犯対策・消費生活対策の推進**

### **■現状と課題**

高齢化が進む中で、高齢者を狙った「振り込め詐欺」、「架空請求詐欺」などの悪徳商法が依然として後を絶たず、その手口は年々巧妙化しています。このため、本市では、市広報紙などを通じて情報提供を行うほか、地域包括支援センターや尾鷲警察署、三重県消費生活センター等の関係機関と連携し、被害防止・早期対応に努めています。

### **■施策の方向**

警察や関係機関と連携し、高齢者が巻き込まれやすい犯罪や悪徳商法に対する啓発活動を推進します。また、近隣住民同士の交流や見守り、声かけなどを通じて、地域で気づきの目を増やす取り組みを進めます。

### **①防犯活動の促進**

防犯委員会によるパトロール活動などを継続していくほか、広報・啓発活動を行い、地域住民の防犯意識の向上を目指します。

### **②消費生活対策の推進**

高度化・多様化する悪徳商法や、契約等のトラブルが今後も発生することが予想されることから、事前にトラブルを防ぐために、更なる周知徹底を行うとともに、利用しやすい消費生活相談窓口の運用を実施します。

### (3) 交通安全対策・防火対策の推進

#### ■現状と課題

全国的に、高齢運転者による交通事故が問題となっています。

令和4年5月施行の改正道路交通法により、75歳以上で過去3年間に信号無視等の一定の違反歴がある方については、運転技能検査の受検が義務化されるなど、運転免許更新時の手続きが厳格化されました。

高齢者の交通安全対策としては、交通弱者（歩行者、自転車）としてだけでなく、高齢運転者として事故抑止対策も推進していく必要があることから、関係機関や団体と連携し、高齢者を対象とした交通安全に関する講演・講習・研修等を実施し、高齢者事故防止について認識を深めるとともに、道路の交通安全施設の整備を進めています。

また、火災死亡事故防止のため、住宅用火災警報器の設置を促進しています。

#### ■施策の方向

高齢者の交通事故防止に向け、交通事故が発生しにくい環境づくりを進めるとともに、安全意識の高揚を図ります。また、火災死亡事故防止のための取り組みを進めます。

#### ①交通安全意識の高揚

四季の交通安全運動において、「高齢者の交通事故防止」を重点の一つに掲げ、横断歩道での歩行者優先の徹底や反射材の着用をはじめとする、きめ細やかな広報・啓発活動を展開し、交通安全意識の高揚を図ります。

また、三重県認知症コールセンター等の相談機関や運転免許証自主返納制度について広く周知を行い、運転に不安を抱える高齢者やその家族への支援体制の強化を図ります。

#### ②交通安全施設の整備

高齢者等の交通の安全を確保するため、地域の要望に対し、現地確認を行った上で、カーブミラーやガードレール等の整備を図ります。

#### ③住宅用火災警報器設置の推進

住宅火災による死者には高齢者が多いことから、消防署が中心となり住宅用火災警報器の設置について啓発活動を行います。

## (4) 住まいの場の確保

### ■現状と課題

家庭環境、住宅事情等で自立生活に支援が必要な高齢者に対して、養護老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスが設置されています。

また、市内においても、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が安心して暮らせる住まいとして、高齢者住まい法に基づく、サービス付き高齢者向け住宅が整備されています。

### ■施策の方向

安心して過ごすことのできる生活拠点の確保は欠かせないことから、既存施設の維持に努めます。また、木造住宅の耐震化について支援します。

#### ①養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由で、居宅での生活が困難な人が入所し、自立のために必要な指導・訓練その他の援助を行い、入所者が自立した生活を送ることができるよう支援する施設です。今後も既存施設の維持に努めます。

##### 養護老人ホーム

施設名	定員数
聖光園	50

#### ②軽費老人ホーム・ケアハウス

60 歳以上の高齢者で、身体機能の低下が認められ、または高齢等のため一人で生活するには不安が認められる人のうち、家族による援助を受けることが困難な人が低額で利用できる施設です。

軽費老人ホームは、食事付きの A 型、自炊の B 型、ケアハウス (C 型) の 3 形態があり、日常生活上の介護などを要する状態になった場合には、外部の在宅サービス (ホームヘルプサービスやデイサービスなど) を受けることができます。

##### 軽費老人ホーム及び、ケアハウス

施設名	定員数
軽費老人ホーム (A 型) 尾鷲長寿園	50
ケアハウス きらら	50



### ③その他の住まい

サービス付き高齢者向け住宅は、医療・介護と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスの提供なども行われます。

市内のサービス付き高齢者向け住宅

施設名	戸数
あいあいの丘	36
高齢者住宅 あゆむ	20
サービス付き高齢者住宅 はまゆう	10
サービス付き高齢者向け住宅 ライト	20
高齢者住宅 なないろ	10
高齢者住宅 みち	12

### ④木造家屋の耐震化支援

木造住宅の無料耐震診断を実施するとともに、耐震診断の結果、危険性が高いと判断された住宅に対する木造住宅耐震補強工事の補助を行います。

また、住宅所有者に対し、耐震化への理解を深めるための普及啓発を継続して行っていきます。

# 第6章 計画の推進

## 1. 推進体制について

本計画は、本市の高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる施策も広範囲にわたるため、行政のみではなく、福祉・保健・医療・介護・防災などの各関係機関、団体との連携が欠かせないものとなります。

また、それと共に、住民主体による介護予防やボランティア活動など、より多くの市民参画が期待されています。

そのためには、各関係機関や団体との更なる連携強化や、住民への幅広い普及啓発、住民が参加しやすい仕組みづくりなど、住民と一体となり、市全体で計画の推進を図ります。

## 2. 計画の評価と進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進していくため、計画にある各施策について、進捗状況を把握し、PDCAサイクルを活用した検証・評価を行い、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。

## 3. 計画の周知

介護予防、認知症対策、生活支援、地域福祉活動など、各高齢者施策における様々なサービスや制度の周知を行うとともに、本計画について市民や関係団体への理解を深めるため、広報紙やホームページ、SNS等を積極的に活用し、計画の趣旨や内容の周知を図ります。

## 第7章 介護保険事業の推進

介護保険事業の運営については、本市と紀北町で構成する「紀北広域連合」において、平成12年4月から事業を運営しています。

介護保険法に基づき、その策定が義務付けられている介護保険事業計画についても、今回の策定で第9期を迎えることとなります。

この間、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、さらに介護保険料の上昇、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

こうした中、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニアが高齢者となり、現役世代1.5人が高齢者1人を支える令和22（2040）年を見据えて、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となっています。

また、高齢者をはじめ、支援を必要とする人を地域住民同士がお互いに支え合う「地域共生社会」の構築が求められています。

さらに、令和5年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」）が公布されたことに伴い、認知症の方の人格と個性を尊重しつつ、支え合う共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

このため、計画を推進する為の基本理念、基本目標や第9期におけるサービス等の見込みは以下のとおりとなっており、構成市町と紀北広域連合が連携し、介護保険サービス等の充実に努めることとします。

# 1. 基本理念と基本目標

## (1) 基本理念

第9期計画の期間中に団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎え、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進と持続可能な介護保険制度の確保が求められています。

また、高齢者をはじめ、支援を必要とする人を地域住民同士がお互いに支え合う「地域共生社会」の構築が求められています。

このため、「人がつながり、高齢者が自立して暮らせる地域づくり」を基本理念として掲げ、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができる体制の充実とともに、持続可能な介護保険事業の運営を図ります。

### 基本理念

**人がつながり、高齢者が自立して暮らせる地域づくり**

## (2) 基本目標

第9期計画においては、計画の基本理念を踏まえ、基本目標を次のとおり設定し、その推進を図ります。

### 基本目標1 住み慣れた地域で暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進

ひとり暮らし高齢者や後期高齢者が増加している中、地域包括支援センターを中心に、医療機関をはじめとする関係機関、団体、住民や事業者などとのネットワークによる地域ケア体制を構築し、関係機関との情報交換や連携を密にした体制の中で、支援が必要になっても地域で安心して暮らし続けられるよう多様な支援策を展開します。

また、地域でのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、住民主体の地域で支え合う仕組みづくりを推進し、人と人が支え合う地域共生社会の実現を図ります。

さらに、在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供するために、医療機関や介護に関わる多様な職種の連携を推進します。

## 基本目標 2 自立して暮らせる介護予防・生活支援の推進

高齢者がずっと健康で自立した生活が続けられるよう、できる限り要支援・要介護状態にならないようサービスを適切に確保するとともに、要支援・要介護者になっても個々のニーズや状態に応じた生活支援サービスが切れ目なく提供される体制の確立を図ります。

また、構成市町、地域包括支援センターと連携し、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防・軽減するための介護予防事業の充実、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に努めます。

## 基本目標 3 認知症施策の総合的推進

認知症となる高齢者の増加が見込まれる中、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができ、誰もが人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現に向け、認知症予防をはじめ、早期発見・早期対応など認知症対策を推進するとともに、認知症カフェなどの開催、認知症サポーターなど地域での支援者の養成を図り、成年後見制度の利用促進などの権利擁護を通じて、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる認知症バリアフリーの推進に努めます。

## 基本目標 4 安心できる介護サービス基盤の充実

介護や支援が必要な状態になっても、要介護者等が自らの能力を生かして、できる限り住み慣れた家や地域で生活できるよう、施設サービスと居宅サービスのバランスを考慮し、高齢者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

また、保険者機能の強化のもと、介護給付の適正化や介護人材の育成・確保など、介護保険制度の円滑な運営及び介護サービス基盤の整備を図りながら、苦情処理等の相談窓口の充実に努めます。

## 2. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

介護保険事業計画では、第3期計画以降、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、市町内を日常生活圏域に分け、区域を定めることとされています。

第9期計画においても、身近な地域での生活の継続という「日常生活圏域」の考えに基づき、圏域での必要なサービス提供基盤の整備に努めます。

### ▼日常生活圏域の設定

圏域名	該当地区
尾鷲・九鬼地区圏域	尾鷲市街地区、九鬼・早田地区、須賀利地区
輪内地区圏域	北輪内地区、南輪内地区

### 3. 高齢者人口・要介護認定者の見込み(紀北広域全体)

#### (1) 総人口・高齢者人口の見込み

第9期の計画期間における本管内の推計人口結果をみると、総人口の減少、高齢化率の上昇、高齢者全体、前期高齢者の減少が見込まれます。

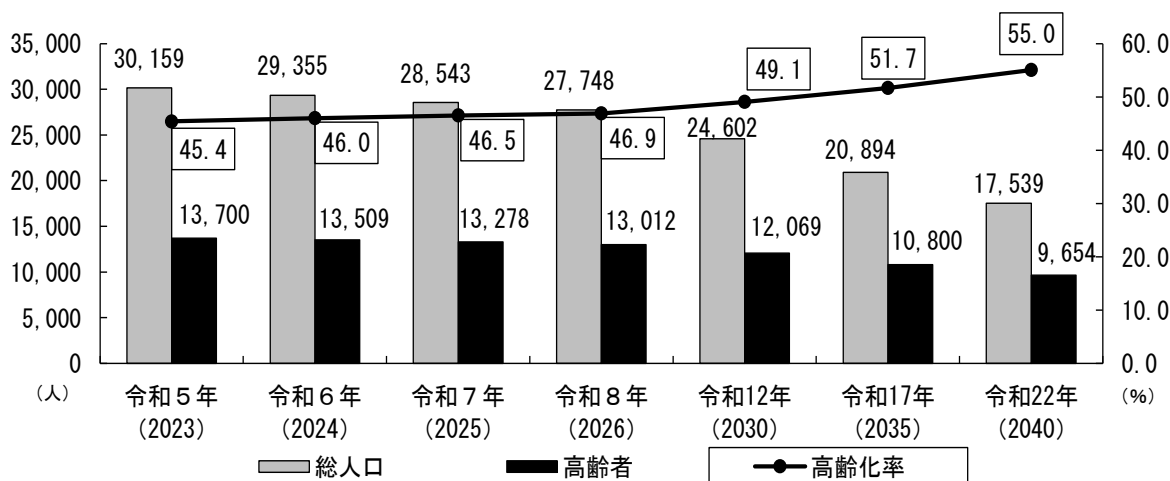
一方、計画期間中に団塊の世代が75歳以上となることから、後期高齢者が令和5年の8,335人から令和8年には8,407人へと増加することが推計されます。

中長期的な人口推移をみると、総人口の減少、高齢化率の上昇、高齢者全体の減少といった傾向で推移することが見込まれます。

#### ▼高齢者人口等の見込み(中長期的な見込み)

(単位:人、%)

	実績値	推計値						
		第9期				2030年	2035年	2040年
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	30,159	29,355	28,543	27,748	24,602	20,894	17,539	
40歳未満	7,221	6,869	6,542	6,233	5,185	4,101	3,176	
40~64歳	9,238	8,977	8,723	8,503	7,348	5,993	4,709	
65歳以上	13,700	13,509	13,278	13,012	12,069	10,800	9,654	
65~74歳	5,365	5,081	4,837	4,605	4,082	3,798	3,549	
75歳以上	8,335	8,428	8,441	8,407	7,987	7,002	6,105	
高齢化率	45.4	46.0	46.5	46.9	49.1	51.7	55.0	



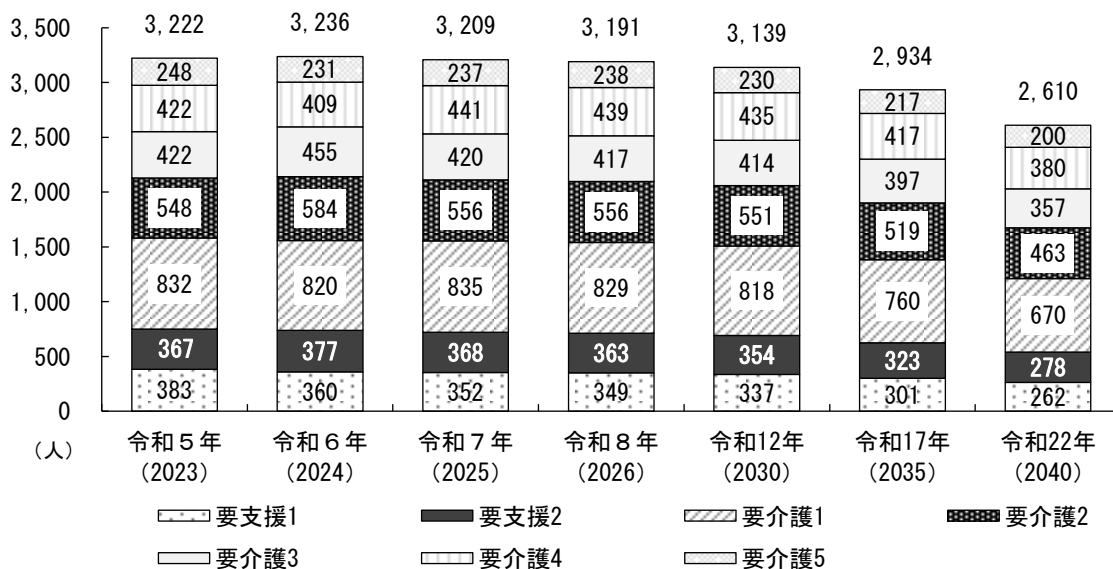
## (2) 要支援・要介護認定者の見込み

将来人口推計結果に基づき、第1号被保険者数、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、要介護（要支援）認定者数を推計した結果をみると、要介護（要支援）認定者数は、令和5年度の3,222人から、本計画の目標年度である令和8年度には3,191人へとほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

### ▼要介護（要支援）認定者の推計

(単位:人、%)

	実績値	推計値						
		第9期				2030年	2035年	2040年
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総数	3,222	3,236	3,209	3,191	3,139	2,934	2,610	
要支援1	383	360	352	349	337	301	262	
要支援2	367	377	368	363	354	323	278	
要介護1	832	820	835	829	818	760	670	
要介護2	548	584	556	556	551	519	463	
要介護3	422	455	420	417	414	397	357	
要介護4	422	409	441	439	435	417	380	
要介護5	248	231	237	238	230	217	200	
うち第1号被保険者数	3,171	3,186	3,158	3,141	3,096	2,900	2,583	
要支援1	381	358	349	346	334	299	260	
要支援2	362	372	362	357	349	319	275	
要介護1	815	803	819	813	804	749	661	
要介護2	540	575	548	548	544	514	459	
要介護3	413	446	411	409	407	391	353	
要介護4	418	405	437	435	432	414	378	
要介護5	242	227	232	233	226	214	197	





## 4. 介護保険サービスの見込み（紀北広域全体）

### （1）居宅サービスの見込み

#### ①訪問介護

ホームヘルパー等が要介護認定者の家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護（身体介護）、調理・買い物・掃除・その他の日常生活の世話（生活援助）を行います。居宅サービスの中心となるサービスであり、適正な提供が行える体制づくりを促します。

##### ▼訪問介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回	11,343.2	11,350.9	11,309.7
	人	736	730	726

※見込みは、月間延べ利用回数・人数

#### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護サービスを行います。介護度の高い方の利用が多いサービスであり、適正な提供が行える体制づくりを促します。

##### ▼訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	回	86.2	87.9	87.9
	人	15	15	15
介護予防訪問入浴介護	回	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0

※見込みは、月間延べ利用回数・人数。

#### ③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師や保健師等が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の世話または必要な診療補助となる看護を行います。医療ニーズの高い重度の要介護高齢者の増加に対応した提供体制づくりを促します。

▼訪問看護・介護予防訪問看護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	回	884.7	888.4	888.4
	人	118	118	118
介護予防訪問看護	回	70.7	70.7	70.7
	人	14	14	14

※見込みは、月間延べ利用回数・人数。

**④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション**

日常生活の自立支援を目的に理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の機能回復訓練（リハビリ）の専門家が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行います。

▼訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	回	509.7	499.5	499.5
	人	55	54	54
介護予防訪問リハビリテーション	回	166.2	165.6	165.6
	人	15	15	15

※見込みは、月間延べ利用回数・人数。

**⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導**

病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行います。今後も、医療ニーズの高い高齢者の増加に対応した提供体制づくりを促します。

▼居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	人	78	77	78
介護予防居宅療養管理指導	人	4	4	4

※見込みは、月間延べ利用人数。

**⑥通所介護**

送迎バス等でデイサービスセンターなどに通所し、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで受けることができます。このサービスは、要介護認定者の心身機能の維持向上を図るための生活支援を行い、介護にあたっている

家族の負担を軽減することを目的として実施しています。通所により、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止、家族介護の負担軽減につながることから、利用者に対応した提供体制づくりを促します。

#### ▼通所介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	回	4,287.8	4,262.8	4,230.7
	人	409	406	403

※見込みは、月間延べ利用回数・人数。

#### ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設や病院・診療所等に通所・通院し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを受けることができます。通所により、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止につながることから、利用者の増加が予想され、サービス利用量の増加を見込みます。また、通所リハビリテーションの持つ効果等について広く周知し、利用の促進を図ります。さらに、生活機能の低下を防ぎ、自立を促進するための効果的な介護予防通所リハビリテーションの提供を促します。

#### ▼通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	回	868.8	863.3	863.3
	人	122	121	121
介護予防通所リハビリテーション	人	29	28	28

※見込みは、月間延べ利用回数・人数。

#### ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護（要支援）認定者が介護老人福祉施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスを受けることができます。利用は、寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護疲れ等のため、または家族の身体的・精神的な負担の軽減等により、一時的に介護を受けられない方が対象となります。緊急時なども含め、一時的な入所へのニーズが高いこと、家族介護者の負担軽減につながることから、適切にサービス利用ができるよう、供給体制の整備を促進します。

▼短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	日	3,799.0	3,825.3	3,782.4
	人	197	197	195
介護予防短期入所生活介護	日	29.0	29.0	29.0
	人	3	3	3

※見込みは、月間延べ利用日数・人数。

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設や病院等に短期入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等のサービスを受けることができます。対象者は、病状が安定期にあり療養介護を必要とする方で、家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護疲れ等のため、または家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に在宅での生活に支障がある要介護（要支援）認定者となります。緊急時なども含め、一時的な入所へのニーズが高いこと、家族介護者の負担軽減につながることから、適切にサービス利用ができるよう、供給体制の整備を促進します。

▼短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護（老健）	日	103.5	103.3	103.3
	人	14	14	14
短期入所療養介護（病院等）	日	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	日	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0

※見込みは、月間延べ利用日数・人数。

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス（軽費老人ホーム）等に入所している要介護（要支援）認定者が利用の対象となり、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の介護を受けることができます。

▼特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	人	20	20	20
介護予防特定施設入居者生活介護	人	0	0	0

※管内には事業所はありません、すべて管外施設利用者です。  
※見込みは、利用人数。

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者等の日常生活上の自立支援のため、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排せつ処理装置などの13品目の貸出を行っています。

▼福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	人	926	922	915
介護予防福祉用具貸与	人	190	186	184

※見込みは、月間延べ利用人数。

⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

要介護者等の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排せつ・入浴に関する用具（腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具など）の6種類について、購入費の支給を行っています。

▼特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具販売	人	20	20	20
特定介護予防福祉用具販売	人	6	6	6

※見込みは、月間延べ利用人数。

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

自宅の廊下やトイレ等への手すり取り付け、段差を解消した場合等の住宅改修、玄関から道路までのスロープや歩行路の舗装などにかかった費用を支給しています。改修費の支給にあたっては、申請書の提出を受けた後に、利用限度額以内の一定額を支給する償還払い等を行っています。

▼住宅改修・介護予防住宅改修の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修	人	18	18	18
介護予防住宅改修	人	14	14	14

※見込みは、月間延べ利用人数。

**⑭居宅介護支援・介護予防支援**

介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、要介護（要支援）認定者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて認定者の選択に基づき、適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数などに関する居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者などとの連絡・調整を行っています。

▼居宅介護支援・介護予防支援の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	人	1,446	1,433	1,426
介護予防支援	人	225	219	217

**（２）施設サービスの見込み**

**①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

介護老人福祉施設とは、特別養護老人ホームのことであり、自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護認定者を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）を提供する施設です。

▼介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	人	248	248	248

※見込みは、利用人数。

## ②介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、症状が安定した要介護認定者に対して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

### ▼介護老人保健施設の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	人	169	169	169

※見込みは、利用人数。

## ③介護医療院

介護医療院とは、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

### ▼介護医療院の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	人	69	69	69

※見込みは、利用人数。

## (3) 地域密着型サービスの見込み

### ①地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

### ▼地域密着型通所介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	回	4,390.3	4,373.9	4,343.3
	人	457	454	451

※見込みは、月間延べ利用回数・人数。

## ②認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等において、認知症高齢者を対象に認知症予防のための訓練や、その他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを行っています。

### ▼認知症対応型通所介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	回	19.2	19.2	19.2
	人	2	2	2
介護予防認知症対応型通所介護	回	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0

※見込みは、月間延べ利用回数・人数。

## ③小規模多機能型居宅介護

「通所介護」＋「ショートステイ」＋「訪問介護」を組み合わせ、これを1つの拠点で提供します。「通い」、「訪問」、「泊まり」等サービスの連続性のあるケアが可能であり、高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を維持することができるサービスです。

### ▼小規模多機能型居宅介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	人	30	30	30
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	0	0	0

※見込みは、月間延べ利用人数。

## ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定状態にある認知症の要介護（要支援）認定者が共同で生活できる場（住居施設）に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けることができます。

### ▼認知症対応型共同生活介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	人	140	140	140
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0

※見込みは、利用人数。



### ⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 人以下の小規模特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を提供する施設です。

#### ▼地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	76	76	76

※見込みは、利用人数。

## 5. 地域支援事業の見込み（紀北広域全体）

介護を要する状態になる前から、高齢者一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れることを目的として、地域支援事業を実施しています。

地域支援事業は、介護サービスや介護予防サービスと並び、介護保険制度の3つの柱の1つに位置づけられ、次の3つの事業があります。

地域支援事業の構成	
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業
2. 包括的支援事業	地域包括支援センターの運営（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業
3. 任意事業	認知症高齢者見守り事業、家族介護支援事業など

### （1）介護予防・生活支援サービス事業、介護予防事業の充実

#### ①介護予防・生活支援サービス事業の充実

構成市町や地域包括支援センターと連携し、事業対象者・要支援者等に対する多様なサービスの提供を図ります。また、提供体制の構築に向け、生活支援コーディネーターとの連携、協議体における協議の推進を図ります。さらに、介護予防・生活支援サービス事業の提供が適切に図られるよう、地域包括支援センターにおいて個々の状態に応じたケアマネジメントを実施します。

#### ②介護予防事業の充実

構成市町や地域包括支援センターと連携し、介護予防普及啓発事業を通じた住民に対する介護予防に関する啓発活動をはじめ、高齢者が身近な地域において介護予防活動に取り組むことができる環境づくり、介護予防を必要とする高齢者の把握、リハビリ専門職等の派遣など、介護予防事業の充実に努めます。

## (2) 包括的支援事業の充実

### **①地域ケア会議の充実**

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護等の多職種が協働して高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく会議です。

高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジメントの実践力の向上、個別ケースの課題分析等の積み重ねによる地域課題の把握、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、そのための政策形成までの機能が期待されていることから、その充実を図ります。

### **②医療・介護の連携強化**

「在宅医療介護連携支援センター」を拠点に、多職種連携に向けた研修や交流会を定期的で開催し、情報共有や事例検討、在宅医療介護連携の推進状況報告等を行っており、今後も医療・介護の連携強化を図ります。

### **③認知症対策の推進**

「認知症キャラバン・メイト、認知症サポーターの育成」、「認知症カフェ」等を実施しており、さらに、「認知症初期集中支援チーム」の設置や「認知症地域支援推進員」の配置を進めており、今後も認知症施策の推進を図ります。

### **④生活支援体制整備の推進**

地域ニーズに応じた住民主体の活動支援や担い手の発掘のため、その推進役となる生活支援コーディネーターの配置や地域課題等の協議の場として協議体を設置しており、今後も、住民同士の支え合いを基本とした地域づくりを進めます。

## 第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画

### ■成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、財産などを保護し、いろいろな契約や手続きを支援する制度です。

成年後見制度は、「法定後見」「任意後見」の2つの制度から成り立っています。

成年後見制度の概要

資料：法務省ホームページより

類 型	法定後見制度		
	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長(注1)		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	-	民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1)	同左(注1)
任意後見制度	本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)と公正証書で契約（任意後見契約）を結んでおくもの		

(注1)本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2)民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3)家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4)日常生活に関する行為は除かれます。

## ■第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画について

### (1) 計画策定の背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

また、国は令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。このことから、本市においても、令和3年3月に策定した市の第一期基本計画をベースに国の基本計画を勘案した「第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとしました。

### (2) 計画期間

今回策定する第二期基本計画は令和6年度から令和8年度までの3か年計画とし、「尾鷲市高齢者保健福祉計画」やその他関連計画と整合、連携を図ります。

### (3) 計画の目的

国の基本計画は、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進することを目的としています。また、成年後見制度は権利擁護支援の中でも重要な手段として位置づけられています。

今回策定する第二期基本計画は、第一期基本計画に引き続き、成年後見制度が本人の目指す暮らしを支えるひとつの仕組みとして役割を果たし、すべての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※1）の構築を更に進めていくことを目的とします。

#### <用語解説>

##### （※1）「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。「権利擁護支援チーム

（※2）」、「協議会（※3）」及び「中核となる機関（※4）」で構成される。

##### （※2）「権利擁護支援チーム」

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

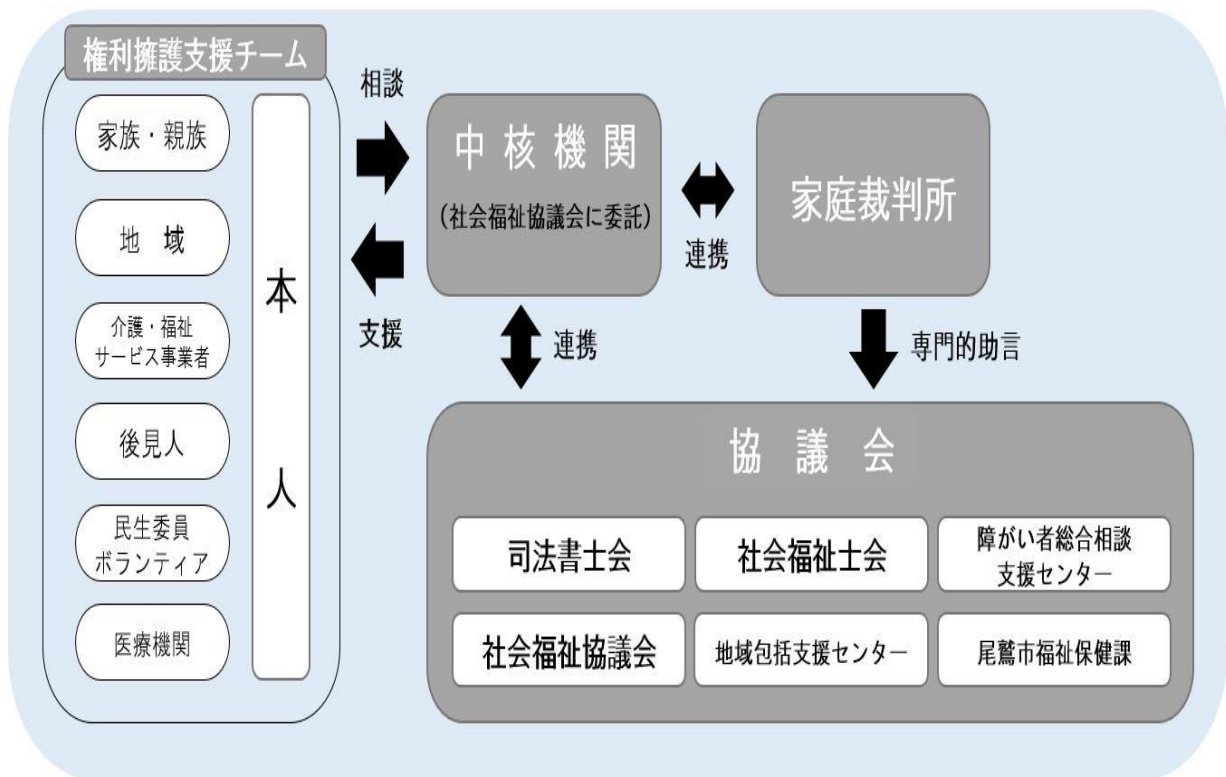
(※3)「協議会」

権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設け、関係機関が連携を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ。

(※4)「中核機関」

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制のことをいい、運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。

尾鷲市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



■現状と課題

本市の現状として、認知症高齢者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向となっています。特に認知症高齢者については、高齢化の進展に伴い今後も増加していくことが見込まれ、成年後見制度の必要性が高まってくると予想されます。

三重県全体の成年後見制度の利用者数は、年々ゆるやかに増加しています。また、本市における令和5年度の成年後見制度の利用者数は、後見類型が20人、保佐類型が1人で、補助類型及び任意後見は該当ありません。

**認知症高齢者数(※1)**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活自立度Ⅱa(※2)以上	999	1,029	1,121

●資料：紀北広域連合

<用語解説>

(※1)「認知症高齢者数」

要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人。

(※2)「日常生活自立度Ⅱa」

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態のことを言う。

また、Ⅱaは、家庭外でも、この状況が見られる状態のことを言う。(具体例：たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等)

**療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者数(人)**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療育手帳	164	168	172
精神障害者手帳	115	124	117

●資料：福祉保健課

**成年後見制度の利用者数(人)**

	令和3年7月1日		令和4年7月1日		令和5年7月3日	
	三重県	尾鷲市	三重県	尾鷲市	三重県	尾鷲市
後見	2,360	16	2,361	16	2,354	20
保佐	408	1	446	1	456	1
補助	156	0	166	0	168	0
任意後見	13	0	13	0	18	0
合計	2,937	17	2,986	17	2,996	21

●資料：津家庭裁判所

**成年後見人等と本人との関係別件数(件)**

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	法人	合計
尾鷲市	5	3	1	6	0	3	18

(令和5年11月1日現在)

●資料：津家庭裁判所

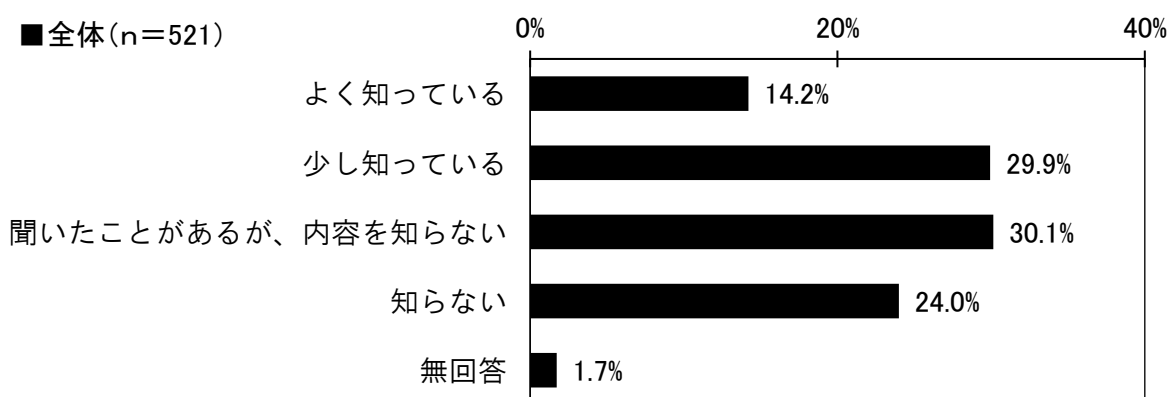
## ■アンケート調査の結果

尾鷲市高齢者保健福祉計画の策定にあわせ、一般高齢者を対象に、成年後見制度に関するアンケート調査を実施しました。

なお、アンケート調査の結果は次のとおりです。

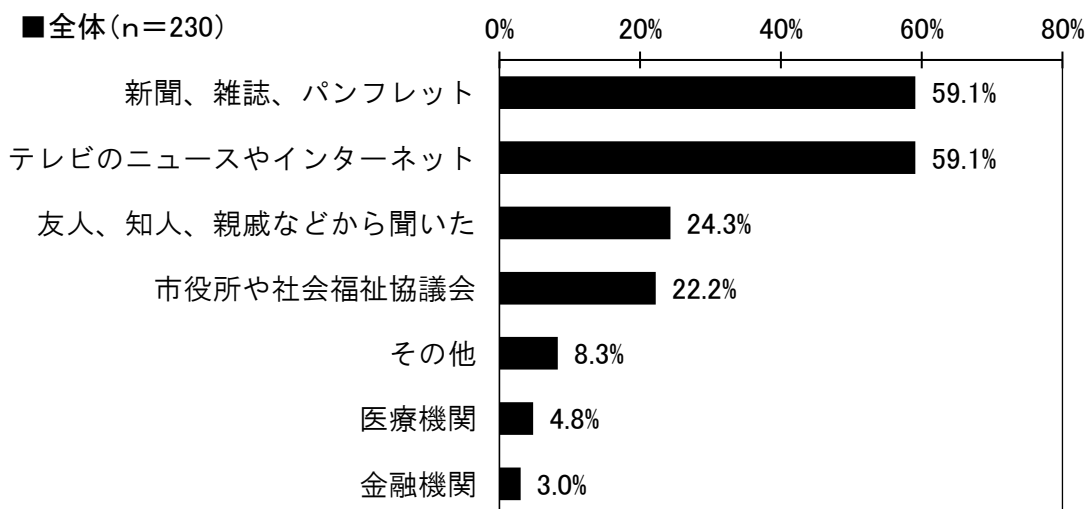
### ア 成年後見制度を知っていますか

■「よく知っている」が14.2%、「少し知っている」が29.9%と、成年後見制度についての知識がある方が44.1%となっています。



### イ 「よく知っている」または、「少し知っている」と回答した方について、 どこで知りましたか（複数回答）

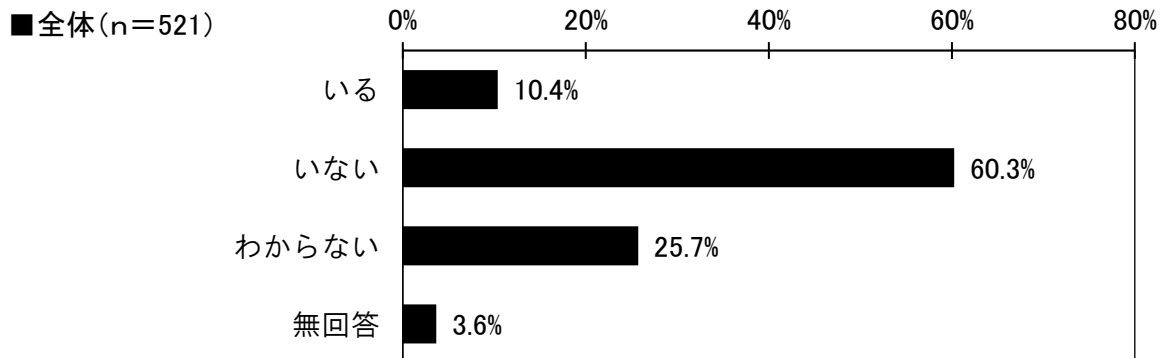
■「新聞、雑誌、パンフレット」と「テレビのニュースやインターネット」がともに59.1%と最も多く、次いで「友人、知人、親戚などから聞いた」が24.3%、「市役所や社会福祉協議会」が22.2%となっています。





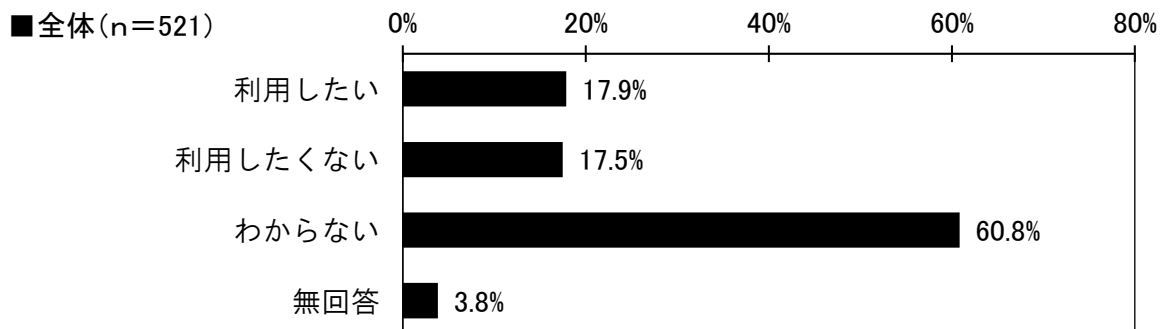
## ウ 自分の周りで、判断能力がない方はいますか

■ 「いる」と回答した方が 10.4%、「いない」と回答した方が 60.3%となっています。



## エ 自分もしくは、自分の家族の判断能力が十分でなくなってきた場合、 成年後見制度を利用したいですか

■ 「わからない」が 60.8%と最も多く、次いで「利用したい」が 17.9%、「利用したくない」が 17.5%となっています。



## ■施策の方向

### ①中核機関の運営方針

本市では、令和5年4月から運営を尾鷲市社会福祉協議会に委託し開始しました。

第一期基本計画では、中核機関が担うべき4つの機能（①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）のうち、優先して整備すべき機能として、広報機能、相談機能を掲げ取り組んできました。

第二期基本計画では、第一期基本計画の取り組み内容を整理し、上記4つの機能について、段階的・計画的に取り組んでいきます。

## **②協議会の運営方針**

本市では、令和3年4月に「尾鷲市成年後見制度利用促進協議会」を設置しました。

協議会は、法律・福祉の専門職や社会福祉関係機関で組織し、家庭裁判所からもアドバイザーを迎え、成年後見制度の利用の促進に関する事項について協議しています。2か月に1回の頻度で開催しており、これまでに中核機関の設置検討・基本計画策定に係る協議・個別事案の支援策の検討・他自治体との意見交換などを行ってきました。これらの取り組みは、第一期基本計画の施策を進める上でも重要な役割を果たしてきました。

協議会において、行政や地域の幅広い関係者と連携しながら、個別事案の支援策や地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組み等を協議していくことが引き続き必要であるため、第二期基本計画においても継続して本市が主体となり協議会の運営に取り組んでいきます。

## **③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり**

地域において、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面は、次の3つに分けられます。

- ア) 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）
- イ) 成年後見制度の利用開始までの場面（申立準備から後見人等の選任まで）
- ウ) 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりは、上記3つの場面ごとに整理し、取り組みを進めていきます。

まず、ア) 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における取り組みについてです。

## **●本人等からの相談対応と必要な支援へのつなぎ（相談機能及び、成年後見制度利用促進機能）**

中核機関の受託者である尾鷲市社会福祉協議会のうち、おわせ生活サポートセンタークローバー、地域包括支援センター、紀北地域障がい者総合相談支援センター“結”及び市福祉保健課において、権利擁護に関する相談対応を

行います。相談を通じて情報収集を行い、権利擁護支援ニーズの精査をし、成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業、その他必要な支援へのつなぎを行います。

#### 日常生活自立支援事業 利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症高齢者	7	7	5
知的障がい者	4	4	6
精神障がい者	7	6	6
その他	2	2	4
合計	20	19	21

●資料：尾鷲市社会福祉協議会

#### ●権利擁護支援についての理解の浸透と相談窓口の広報（広報機能）

権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口としての中核機関について、地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させていきます。

また、成年後見制度自体の広報についても進めていきます。広報については、市広報紙、パンフレット、ホームページ、SNSの活用、関係機関への研修会等を実施します。

また、本人の意思の反映・尊重の観点から、任意後見制度についても市民に対して周知を行っていきます。

次に、イ）成年後見制度の利用開始までの場面（申立準備から後見人等の選任まで）での取り組みについてです。

#### ●地域の担い手の育成（成年後見制度利用促進機能）

成年後見制度の利用が進むにつれて、専門職後見人の人数にも限りがあることから、成年後見人等の担い手が不足することが考えられます。

本市においては、市民後見人（※1）の育成に関する取り組みが実施されていないのが現状です。人口規模が小さい本市では、市民後見人の成り手がない可能性はあるものの、その養成について検討を進めていきます。同時に、国の基本計画では、県による担い手育成の取り組みが期待されているため、県の動向を注視しつつ検討を進めていきます。また、市民後見人に関しては市民後見人を養成し、その方が法人後見の支援員になるという考え方もあるので、法人後見の充実も含め、多様な担い手の確保を検討していきます。

<用語解説>

**(※1)「市民後見人」**

自治体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。

最後に、ウ) 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）での取り組みについてです。

**●後見人等への支援と課題解決への支援体制の構築（後見人支援機能）**

成年後見人等からの日常的な相談については、中核機関が初期相談を行います。相談内容について専門的知見が必要であると判断される場合には、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会で事例検討を行い、課題解決に向けた支援を適切に行います。成年後見人等だけでは解決できない課題について、成年後見人等が孤立することのないよう、チームとして支援ができる体制を構築します。

**●意思決定支援についての理解の浸透（後見人支援機能）**

成年後見人等が意思決定支援（※1）を踏まえた後見事務を行うには、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要であるため、地域連携ネットワークの関係者に対し、意思決定支援についての理解を浸透させていきます。

<用語解説>

**(※1)「意思決定支援」**

日常生活や社会生活等に関して本人の意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる活動のこと。

食事・衣服の選択など基本的な生活習慣に関する場面や医療に係る意思決定の場面、施設入所など住まいの場を移す場面等を対象にチームで支援を行う。

**(4) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進**

成年後見制度の利用を必要とする方で、身寄りのない方、身寄りに頼れない方等に対して、適切に市長申立てを行うことで本人の生活を守ります。その場合、要件に応じて申立て費用の負担を行います。

また、市長申立てに限らず、要件により後見人、監督人等に対する報酬に関し、その費用の一部または全部を助成します。

### 成年後見制度 市長申立件数（件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	6	0	3
障がい者	0	0	0
合計	6	0	3

●資料：福祉保健課

### 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実績

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額
高齢者	1件	21,711円	1件	77,000円	2件	241,000円
障がい者	0件	0円	1件	165,000円	1件	120,000円
合計	1件	21,711円	2件	242,000円	3件	361,000円

※令和3年度、4年度は実績、令和5年度は見込となっています。

●資料：福祉保健課

# 資料編

## 1. 計画策定について

### (1) 尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

#### 尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

##### (目的)

第1条 尾鷲市の各地域の高齢者の多様な生活課題に対応するため、今後の課題・問題を認識し、高齢者の方々がいつまでも元気で住みやすい街づくりの仕組みを構築・推進を図るための計画策定にあたり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (協議・検討事項)

第2条 委員会は、尾鷲市高齢者保健福祉の計画整備・施策推進に関する事項について協議・検討する。

##### (構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長をおく。委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

##### (会議)

第4条 委員会は委員長が召集し、議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

##### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉保健課が行う。

##### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

	役 職 名	氏 名	備 考
1	紀北医師会代表	澤田 隆裕	委員長
2	尾鷲市地域包括支援センター代表	山本 雄一	
3	尾鷲市社会福祉協議会代表	山本 樹	
4	民生委員児童委員協議会代表	世古 清人	
5	尾鷲市老人クラブ連合会代表	大西 正隆	副委員長
6	地区福祉委員会代表	大和 周二	
7	養護老人ホーム代表	樋口 拓也	
8	介護事業所代表	宮原 香奈子	
9	紀北広域連合事務局代表	近藤 大志	
10	尾鷲総合病院看護師代表	脇 和美	

## 2. 用語解説

### あ 行

#### 一般高齢者

要介護認定を受けていない、日常生活が自立している 65 歳以上の高齢者のこと。

#### 運転免許証自主返納制度

運転免許が不要になった方、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が、自主的に運転免許証の全部または一部を返納することができる制度。

#### エリアワンセグ

地域限定の放送サービスのこと。市では音声・文字・映像による防災情報を送信するシステムとして活用しています。

### か 行

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整、ケアプランの継続的な管理や評価を行います。

#### QOL（クオリティ・オブ・ライフ）

一人ひとりの日常生活において、身体面、精神面、社会面、経済面等、様々な観点から総合的に計られる「生きがい」や「満足度」を表す考え方。

#### 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会づくりを目的として、基本理念や認知症施策の推進について定められた法律です。

#### ケアハウス

軽費老人ホームの一形態で、身体機能の低下があり、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な高齢者が対象です。日常生活上の介護などを要する状態になった場合には、外部の在宅サービス（ホームヘルプサービスやデイサービスなど）を受けることができる施設です。

#### ケアマネジメント

要支援・要介護者のニーズを満たすため、介護保険サービス（介護給付、予防給付）、地域支援事業、保健福祉サービスやインフォーマルサービス等の必要なすべてのサービスを総合的・一体的に受けられるように調整することを目的とした援助をいいます。



## ケアマネジャー

「介護支援専門員」参照。

## 軽費老人ホーム

60歳以上の高齢者で、身体機能の低下が認められ、又は高齢等のため孤立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が低額で利用できる老人福祉法において規定されている施設です。

## 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

## 日常生活自立支援事業

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明するための事業であり、高齢者の方で、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続き等に不安がある方に対して援助をするサービスです。

## 高齢化率

総人口における65歳以上の高齢者の割合。

## 高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

65歳以上の高齢者に対する虐待（身体への暴行や長時間の放置、心理的外傷（精神的後遺症）を与える行為、財産を家族らが勝手に処分するなど）を発見した市民や家族、施設職員らに市町村への通報義務を定める法律です。

## さ 行

### サービス付き高齢者向け住宅

平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えます。

## 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者。社会福祉の専門的知識及び技術をもって、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う専門職です。

## シルバー人材センター

「高齢者雇用安定法（高齢者の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、都道府県知事の認可を受け、市町村ごとに設立され、高齢者に就労の機会の提供、職業紹介、知識・技術の講習を行う公益法人です。

## 生活支援ボランティア

安否確認、食事の提供、買い物の付き添い、ごみ出し等、高齢者が日常生活を送り続けられるよう、支援の必要な人を支える担い手、住民ボランティア。

## 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に後見人はその契約を取り消すことができるなど、これらの人を不利益から守る制度です。

## 成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

後見人の担い手を育成するなど成年後見制度の利用を促すことを目的とした法律。

## た 行

### 第3次尾鷲市健康増進計画

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自らの積極的な取り組みを社会全体が支援し、生涯を健康で暮らせるまちづくりを目指し策定した令和6年度からの計画。

## 団塊の世代

昭和22年から昭和24年にかけての「第1次ベビーブーム」に生まれた世代。

## 地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

## 地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

## 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるようにするため、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定に必要な援助及び支援を包括的に行う機関。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員が、介護予防ケアマネジメント事業、高齢者の保健福祉に関する相談や苦情の受付に応じる総合相談支援事業、高齢者の権利擁護事業、高齢者一人ひとりの状態に対応した包括的・継続的ケアマネジメント事業を行っています。

## な 行

### 認知症カフェ

本人や家族、地域の人が集い、介護の悩みなどを語り合う場。

## 認知症ケアパス

認知症の人の生活機能障がいの進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ標準的に示した冊子。

## 認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。市等が実施する「認知症サポーター養成講座」を修了した者。

## 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し、状況の把握等や家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行うチームのこと。

## は 行

### バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方。

## PDCAサイクル

施策や事業についてのP(Plan:計画)・D(Do:実施)・C(Check:点検・評価)・A(Action:改善に向けた行動)のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

## 避難行動要支援者

災害時の避難などに支援が必要な方。具体的には高齢者、障がい者、傷病者など。

## 福祉有償運送

社会福祉法人やNPOなどの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所などを目的に有償で行う車による移送サービス。道路運送法第78条第2項に規定する「自家用有償運送」の一類型として法律に基づく制度。

## ま 行

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じています。

### 3. 事業所一覧（紀北広域管内）

#### ■居宅介護（介護予防）サービス事業所

事業所の名称	所在地と電話番号	訪問介護	訪問リハビリ	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具購入
ショートステイスバル台	尾鷲市大字南浦4587-4 0597-22-8100							◎			
ショートステイサンライフ	尾鷲市大字南浦古里ノ上4689-1 0597-25-2500							◎			
ホームヘルプサービス長寿園	尾鷲市大字南浦字天満ノ上4599-3 0597-22-6900	◎									
デイサービスセンターひまわり	尾鷲市野地町12-31 0597-23-2112					◎					
石淵薬品合資会社イシブチ薬局	尾鷲市朝日町9-25 0597-22-2321									◎	◎
フィットネス アクア	尾鷲市中村町2-28 0597-36-1510					□					
尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町1-5 0597-22-3354	◎		◎							
尾鷲社協介護事業所 デイサービス いきいき	尾鷲市中村町1-5 0597-22-3225					◎					
尾鷲社協介護事業所 （輪内デイサービスセンター）	尾鷲市曾根町606-1 0597-27-3800					◎					
有限会社橋商会	尾鷲市中村町3-9 0597-22-1996									◎	◎
介護すまいる館たむろ	尾鷲市野地町4-16 0597-22-1457	◎								◎	◎
NPO法人居宅支援システム まごの手 通所介護事業所	尾鷲市野地町11-21 0597-23-3020					◎					
NPO法人居宅支援システム まごの手 訪問介護事業所	尾鷲市栄町2-2 0597-23-1101	◎									
あいあい日向デイサービス	尾鷲市大字向井133-9 0597-23-3075					◎					
あいあい日向ショートステイ	尾鷲市大字向井133-9 0597-23-3075							◎			
在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15-45 0597-23-3007	◎			◎	◎					
あいあいの丘 デイサービス	尾鷲市矢浜四丁目1-46 0597-37-4165					◎					
あいあいの丘 ショートステイ	尾鷲市矢浜四丁目1-46 0597-37-4165							◎			
(有)尾鷲介護サービス ライト デイサービスライト いろは	尾鷲市大字向井127-1 0597-49-0100					◎					
福祉ショップ ライト	尾鷲市大字向井127-1 0597-31-0010									◎	◎

事業所の名称	所在地と電話番号	訪問介護	訪問リハビリ	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具購入
(有)尾鷲介護サービス ライト	尾鷲市矢浜一丁目31-11 0597-25-2525	☑									
(有)尾鷲介護サービス ライト デイサービスライト 矢浜	尾鷲市矢浜一丁目31-2 0597-25-1515					☑					
合同会社 おわせ訪問看護センター	尾鷲市大字大曾根浦142-35 0597-37-4345				◎						
訪問介護事業所 あゆむ	尾鷲市光ヶ丘11-44 0597-25-0555	☑									
デイサービスセンター あゆむ	尾鷲市光ヶ丘11-44 0597-25-0555					☑					
デイサービスセンター みち	尾鷲市光ヶ丘11-44 0597-25-0555					○					
デイサービスセンター ともに	尾鷲市光ヶ丘11-44 0597-25-0555					○					
みえ医療福祉生協 デイサービスふれあい	尾鷲市小川東町30-15 0597-22-0400					☑					
紀北医師会 訪問看護ステーションよろこび	尾鷲市上野町5-25 0597-23-1434				◎						
デイサービス望月 友遊	尾鷲市坂場町3-13 0597-23-1211					☑					
特別養護老人ホーム あさひ	尾鷲市三木里町967-8 0597-28-3551							◎			
小規模特別養護老人ホーム あさひ	尾鷲市三木里町967-1 0597-28-3552							◎			
小規模ショートあさひ	尾鷲市三木里町967-1 0597-28-3552							◎			
介護サービス海岸通り	尾鷲市三木里町293-10 0597-28-8200	☑									
デイサービス海岸通り	尾鷲市三木里町293-10 0597-28-8800					☑					
訪問介護事業所 はまゆう	尾鷲市三木里町字里292 0597-28-3230	☑									
紀北町立老人ホーム赤羽寮	紀北町島原1402-1 0597-47-1830							◎			
在宅ケアグループゆうあい	紀北町東長島1307-1 0597-47-0458	☑				☑					
紀北町社協ホームヘルパー 「長島」	紀北町東長島209-9 0597-47-1080	☑									
紀北町社協デイサービス 「ゆとり」	紀北町東長島209-9 0597-47-5544					☑ *					
紀北町社協ホームヘルパー 「海山」	紀北町引本浦239-2 0597-32-3357	☑									
介護老人保健施設 輝	紀北町東長島2482 0597-46-2255		◎				◎	◎			
長島回生デイサービス 陽だまりの家	紀北町東長島58 0597-46-3000					☑					

事業所の名称	所在地と電話番号	訪問介護	訪問リハビリ	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具購入
有限会社オオヤ産業 介護事業部	紀北町東長島2664-79 0597-47-4535									◎	◎
リハビリデイサービスなごみ	紀北町東長島638-11 0597-31-4212					◎					
訪問介護たいき	紀北町三浦709-1 0597-46-1488	◎									
デイサービスたいき	紀北町三浦707 0597-46-1488					◎					
きほくりハスタジオ	紀北町馬瀬1025-1 0597-31-4167					◎					
きほくりハスタジオ 訪問看護ステーション	紀北町馬瀬1025-1 0597-31-4167				◎						
ショートステイころころ	紀北町馬瀬字広田1635-2 0597-33-1130							◎			
デイサービスセンター道	紀北町相賀265-1 0597-32-1112					◎					
社会福祉法人 慈徳会 菖蒲園訪問介護事業所	紀北町上里245-2 0597-35-1660	◎									
介護老人保健施設 菖蒲園	紀北町上里239-8 0597-36-1230						◎	◎			
ヘルパーステーションすまいる	紀北町上里377-2 0597-35-0100	◎									
合同会社がんばるんだ 訪問看護ステーションはっぴい	紀北町上里945-4 0597-31-0623				◎						
ヘルパーステーション ゆりかご	紀北町船津430-3 0597-35-1022	◎									
デイサービスセンター ゆりかご	紀北町船津1163-1 0597-36-1510					◎					
地域密着型通所介護 ゆりかご	紀北町船津1163-1 0597-36-1510					○					
認知症対応型通所介護 ゆりかご	紀北町船津1218 0597-35-1220					◎					
デイサービスさとなかま	紀北町船津2388-1 0597-32-1115					◎					
リハビリハウスみやま	紀北町小浦391 0597-31-4188					◎					
みやま園 短期入所生活介護事業所	紀北町矢口浦842 0597-39-1010							◎			

※◎ は介護サービス及び日常生活支援総合事業【総合事業】を行っています。

◎\* は共生型サービス（介護保険と障がい福祉両方の制度に相互に共通するサービス）を行っています。

◎ は介護サービスと介護予防サービスを行っています。

○ は介護サービスを行っています。

□ は日常生活支援総合事業【総合事業】を行っています。

■居宅介護支援事業所

事業所の名称	所在地と連絡先
居宅介護支援事業所長寿園	尾鷲市大字南浦字天満ノ上4599-3 0597-22-1113
介護センター ひらり	尾鷲市林町12-22 0597-22-9711
尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町1-5 0597-25-1174
居宅介護支援事業所 あゆむ	尾鷲市光ヶ丘11-44 0597-25-0555
在宅ケアグループ あいあい	尾鷲市矢浜一丁目15-45 0597-23-3007
有限会社 尾鷲介護サービス ライト	尾鷲市矢浜一丁目31-11 0597-25-2525
介護サービス 海岸通り	尾鷲市三木里町293-10 0597-28-8200
サンケアセンター	紀北町上里377-2 0597-35-0100
紀北町社協指定居宅介護支援事業所「海山」	紀北町引本浦239-2 0597-33-0988
介護センター ハート	紀北町矢口浦952-1 0597-39-1086
紀北町社協指定居宅介護支援事業所「長島」	紀北町東長島209-9 0597-47-2286
介護センター ホープ	紀北町東長島69-13 0597-46-2220
在宅ケアグループ ゆうあい	紀北町東長島1307-1 0597-47-0458
居宅介護支援事業所 つむぎ	紀北町東長島2459-14 0597-47-0309
居宅介護支援事業所 輝	紀北町東長島2482 0597-46-2252
居宅介護支援事業所 たいき	紀北町三浦709-1 0597-46-1488
居宅介護支援事業所 小春日	紀北町古里1166-2 0597-49-3788

■介護予防支援事業所

事業所の名称	所在地と連絡先
尾鷲市地域包括支援センター	尾鷲市栄町5-5 0597-22-3003
紀北町地域包括支援センター	紀北町東長島209-9 0597-47-0517

■介護老人福祉施設

施設名	所在地と連絡先
特別養護老人ホーム スバル台	尾鷲市大字南浦4587-4 0597-22-8100
特別養護老人ホーム あさひ	尾鷲市三木里町967-8 0597-28-3551
紀北町立老人ホーム 赤羽寮	紀北町島原1402-1 0597-47-1830
特別養護老人ホーム みやま園	紀北町矢口浦842 0597-39-1010
特別養護老人ホーム どじょっこ	紀北町馬瀬字広田1635-1 0597-33-1120

■介護老人保健施設

施設名	所在地と連絡先
介護老人保健施設 菖蒲園	紀北町上里239-8 0597-36-1230
介護老人保健施設 輝	紀北町東長島2482 0597-46-2255

■介護医療院

施設名	所在地と連絡先
第一病院介護医療院	紀北町上里225-8 0597-36-1111

■地域密着型介護老人福祉施設

施設名	所在地と連絡先
地域密着型小規模特別養護老人ホーム あかつき	尾鷲市大字南浦字古里ノ上4688-1 0597-23-8881
小規模特別養護老人ホーム あさひ	尾鷲市三木里町967-1 0597-28-3552
地域密着型介護老人福祉施設 みやま園	紀北町矢口浦842 0597-39-1010



■グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

施設名	所在地と連絡先
あいあい日向グループホーム	尾鷲市大字向井133-9 0597-23-3075
あいあい日和グループホーム	尾鷲市大字向井132-2 0597-23-3088
グループホーム あいあい	尾鷲市矢浜一丁目15-45 0597-23-3015
海岸通り グループホーム南風	尾鷲市新田町21-5 0597-25-1131
グループホーム しあわせ	尾鷲市梶賀町6-3 0597-27-8500
グループホーム わらべ	尾鷲市大字南浦古里ノ上4689-1 0597-25-2502
グループホーム さくら	紀北町東長島1075-6 0597-47-4360
グループホーム たいき	紀北町三浦705-1 0597-46-1488
グループホーム どんぐり	紀北町馬瀬字広田1635-2 0597-33-1130
グループホーム ゆりかご	紀北町船津1218 0597-35-1220

■小規模多機能型居宅介護

施設名	所在地と連絡先
小規模多機能ホームたいき	紀北町三浦673-2 0597-46-1488
小規模多機能型居宅介護事業所にじ	紀北町東長島1075-1 0597-47-4360

※上記事業所、施設等は令和6年1月末現在、順不同。

---

# 尾鷲市高齢者保健福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

発行年月：令和6年3月

発行：尾鷲市福祉保健課

編集：尾鷲市福祉保健課

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号

電話 0597-23-8201 F A X 0597-23-8204

---